

社会臨床雑誌

2006年4月22日

第14巻第1号

はじめに 日本社会臨床学会編集委員会1

〈論文〉

沖縄からの報告ーアジア的世界への旅ー加藤 彰彦.....3

特別支援教育を考える柴田 啓文.....8

直線の時間、ジグザグの時間ー「自閉症」をめぐる考察ー猪瀬 浩平.....14

教育私企業化佐々木 賢.....20

昨今の教育政策における「心」とは何か小沢 牧子.....30

自己実現をめぐって中島 浩壽.....38

臨床心理資格論考 その2三輪 寿二.....48

臓器移植法「改正」の論理を検証するー現行法批判を踏まえてー

.....篠原 睦治.....58

日本社会臨床学会第14回総会のご案内 表紙裏

編集後記69

日本社会臨床学会第14回総会のお知らせ

日本社会臨床学会会長 三輪寿二

第14回総会実行委員長 加藤彰彦

日本社会臨床学会は、現代を生きる人間の悩みや想い、その背後にある社会の矛盾や問題を、それぞれの暮らしの場の現実の中から探り出し、語り合う場です。

今回、沖縄大学を会場に総会を開催します。会員、非会員を問わず、どなたでも参加できます。

日程： 2006年5月20日(土)、21日(日)

場所： 沖縄大学3号館(101教室)

〒902-8521 沖縄県那覇市国場555

電話 098-832-2902(沖縄大学学生部長室)

参加費： 2,000円

総会プログラム

5月20日(土)

11:00～12:00 定期総会(運営委員会中間総括案、会計報告など)

13:00～17:00 シンポジウムⅠ いま、沖縄の子どもたちは……

～子どもたちの置かれている状況と、その課題～

発題：玉寄哲永(沖縄県子ども会育成連絡協議会会長)

石川キヨ子(みどり保育園園長)

砂川恵正(沖縄県コザ児童相談所所長)

坂本清治(久高島留学センター代表)

司会：加藤彰彦、小沢牧子(学会運営委員)

18:30～21:00 交流会(自治会館)＜参加費：4,000円＞

5月21日(日)

10:00～12:00 記念講演 「臨床心理学」にからみ、あらがって四十年、
そして今…… 篠原睦治(和光大学)

13:00～16:00 シンポジウムⅡ 進行する「福祉」の改編を問う

～社会福祉基礎構造改革の検証～

発題：伊藤周平(鹿児島大学法科大学院)

島村聡(那覇市役所)

次田健作(大谷女子大学)

司会：戸恒香苗、三輪寿二(学会運営委員)

・なお、交流会会場である自治会館に宿泊できます。ツインルーム(一室2名で宿泊の場合、1名4,620円、1名で宿泊の場合6,000円)です。申し込みは3月20日までに下記連絡先までお願いします。

連絡先：学会事務局 林延哉 fax: 029-228-8314 mail: shakai_rinsho@yahoo.co.jp
総会実行委員長 加藤彰彦 tel&fax: 098-854-2070

はじめに

日本社会臨床学会編集委員会

いよいよ、第 14 回総会が、5 月 20 日・21 日、沖縄大学（沖縄県那覇市）で開催される。大体の恒例だが、当該年度の 1 号は、総会に先んじて、総会への招待の気持ちを込めて、読者の皆さんにお届けすることになっている。

したがって、冒頭の論文「沖縄からの報告—アジア的世界への旅—」は、次回総会の実行委員長で、沖縄大学に勤務する加藤彰彦のものだが、アジア的世界へと広がる、沖縄の島々への旅の体験と思索を記している。

柴田啓文の「特別支援教育を考える」は、前回総会シンポジウム「なぜ今、新しい『障害』概念が必要なのか」（13 巻 2 号掲載）で提起された幾つかの問題点に着目し絡みながら、今日三重県四日市市にも進行する特別支援教育の実態と問題を報告している。

猪瀬浩平の「直線の時間、ジグザグの現在—「自閉症」をめぐる考察—」は、「自閉症」とよばれる兄との暮らしを振り返り、また日米での取材も基に、今日までの「自閉症」理解を批判的に論じている。

佐々木賢の「教育私企業化」は、21 世紀に入って英米において、教育の私企業化が本格的に展開していること、日本においても、追いかける形で進行していることを報告し、そのなかに置かれている若者たちの問題状況を摘出している。

小沢牧子の「昨今の教育政策における『心』とは何か」は、80 年後半からの新自由主義の広がりに伴う「心」の強調に起点を置きつつ、90 年代後半から今世紀にかけて、国家主義的な「心の教育」が登場してくる過程を分析している。

中島浩籌の「自己実現をめぐる」は、林延哉の論考「“自己実現”は本当に問題か？」（13 巻 2 号掲載）に応えて、「自己実現」を要請してくる現在の社会状況を描きながら、この概念そのものがもつ圧力、規範性を問題にしている。

三輪寿二の「臨床心理士論考 その 2」は、臨床心理士および医療心理士の国家資格化問題に着目し、同業者間の相克と、そこにおける「医師の指示の下」ということの問題を論じているが、軸の問いは「臨床心理・心理臨床」とは何かになっている。

篠原睦治の「臓器移植法『改正』の論理を検証する—現行法批判を踏まえて—」は、「改正」の医療要請上の意図を明らかにしながら、「死なして、生かす」医療になっている脳死臓器移植が合理化されていく過程とその問題を検証している。

今回は、「この場所から」欄や「映画や本で考える」欄に、一本も原稿が入ってなくてさびしい。予定原稿が届かなかったということもあるが、といって、積極的に掘り起こすこともしなかったのも、編者側の怠惰と反省しないわけにはいかない。結果として、論文八篇のみとなったが、次回総会会場、沖縄からのメッセージを冒頭に、総会や学習会、そして既掲論文に応答するものが並んだし、社会・政治状況、そして私たちの暮らしへの緊張的発言も行なわれて、対話・対論しながら一緒に考える雑誌に少しはなったかなと自らを励ましている。また、「ジグザグの現在」としての「自閉症」論や「教育私企業化」など、新しい概念、テーマも登場して、編者は、読者に先んじてエキサイトしている。

さて、前号の目次と「はじめに」で、山岸竜治さんを「山岸竜二」としてしまいました。お詫びして訂正します。また、秋葉聰の「アメリカの優生運動研究ノート(V)」は、著者の都合で休載になります。

読者の皆さんにおかれては、本誌の趣旨、願いに共鳴してくださり、種々様々に、ご投稿のほど、心から願ってやみません。このことは、編者の口癖以上と受けとめてくださるとありがたい。思わぬテーマや問いがとび込んできて、そのたびに、編者を戸惑わせたり、歓喜させたりしてきました。

(2006/03/22)

沖縄からの報告 —アジア的世界への旅—

加藤 彰彦

もう一度、原点から考えたい

2001 年 9 月 11 日。アメリカの世界貿易センターに2機の民間機が突入し、天にも届くばかりにそびえていた巨大ビルが崩壊した。

その映像を何度も見ながら、ぼくは人間のおごり、自分達だけの利益だけを追及して生きる人間の生き方に根底から警鐘が鳴らされたように感じていた。

それは、アメリカを中心として、資本主義社会の中で生きているぼく自身をも厳しく揺さぶり、こんな生き方をしていて良いのかと問われることにもなった。

その事件の3日後、ぼくは当時勤めていた横浜市大の学生達と沖縄を訪ねる予定にしていたが、基地の島沖縄にも緊張が走り、厳しい警戒態勢がとられている中で旅となった。

空港でのチェックは予想以上に厳しく、いつ何が起こるかかわからないという感じであった。ぼくらは、まず宮古島にわたり、伊良部島、下地島を歩いた。

沖縄への旅は、1960 年代の後半、ぼくがまだ20 代の頃にスタートしている。

ぼくが横浜国立大学に入学したのは、1960 年。その時の6月、安保闘争はピークを迎え、戦争、民主主義をめぐって、ぼくらは徹夜で話し合いを続け、学生集会、デモを繰り返していた。まだ戦後15年目の日本は二度と戦争をしてはならないという衝動にも似た思いが多くの人々の心の中にあった。

第二次世界大戦では全世界で2000万人、日本だけでも200万人を越える人々が亡くなった。

人を殺し、家屋や自然を壊し、文化を破壊していく戦争を二度とおこしてはならない。

若いぼくらもこの思いにいささかの揺るぎもなかった。にもかかわらず、安保は自然承認された。20歳前後のこの頃、ぼくらは自分がどう生きたらよいのか、

どのような暮らしをすべきなのか真剣に考えていた。

その頃に芽生えていたぼくの思いは、人間の原形質である子どもに関わりたいということと、人間がどのような生きものなのかをジックリと考えたいということに向かっていたように思う。大学内に「子ども文化」サークル「伸びる芽」を結成し、子どもの歴史や児童文学、民話、教育実践などを真剣に考え話し合いを続けた。

もう一方は古代史への関心であった。

縄文時代の人間への関心、自然と一体化して生きていた村の生活への関心がぼくの中に生まれ、パスポートをとって沖縄へ何回か行くことになった。

復帰前の沖縄は古代アジアの原風景とアメリカによる占領という現実の中で不思議なエネルギーに満ちていた。

この前後に、ぼくは事故で生死をさ迷うことになり、生きていることの意味を問わざるを得なかったし、自分自身の中にある「原点」とキッチリ向かい合いたいと思っていた。

こうしてぼくは小学校の教師となり、子どもと向き合う生活を始めたのであった。

その後、ぼくは教師を辞め、リュック一つを背負って日本列島の北から南まで4年余り歩き続けた。この旅の最後は沖縄である。

ここで古代から続く村々の祭祀や女性の神女と出会う。それは、人間とは何か、ぼくとは何か、どう生きるべきかを激しく、しかも根源的に問うものとなった。

沖縄の旅から帰り、ぼくは『不可視のコミュン』(社会評論社・新宿書房)という文章をまとめる幸運に恵まれる。この本は20代のぼくの結晶であり、その後の全ての発想の発芽の詰まったものになったと今にして思う。

その後、寿生活館、児童相談所と底辺で暮らす人々

と出会う仕事が続き、50 歳になって、これも思いもかけず横浜市大の教員となった。この数年間に夢中でまとめたのが『近代日本児童生活史序説』(社会評論社)と『子ども観の戦後史』(現代書館)である。

手探りであったが、社会の中で生きる子どもを通してその時代(社会)が見えてくるという確信も持てるようになった。

そして、社会福祉というフィルターを通して、人間とその社会の暮らしも、その底辺のところから見つめることができたと思っていた。けれども、どこかで今の生活に浸り、生きるという根源的な手触りとは離れているのではないかという不安もあった。

大地にシッカリと足をつけていない不安、自分の内なる思いとズレて行く生き方に危機感も抱いていた。

そこへ、9.11 はあった。このままでは自分も駄目になっていく。

もっともっと根源の世界に降り、その暗闇の中で眠っている「生の原点」と出会いたいとぼくは強く思った。

気付くと、ぼくは 60 歳になっていた。

人生の中で言えば「還暦」である。

もう一度、原点に戻り、生き直したい。

そして、さまざまな偶然と必然が重なり合って、ぼくは 2002 年に沖縄に住むことになった。一学年 500 人の小規模な大学、沖縄大学の教員となることが出来たのである。

ここには、新崎盛暉、宇井純という先生方がいた。60 歳、人生の再スタート。

こうしてぼくは 4 年前に沖縄にやってくるのである。

島(シマ)を歩く、島(シマ)で暮らす

沖縄大学の定年は 65 歳。つまり、5 年間は経済的に安定する。

その先、どう生きたらよいのかを考えることを含めて、このニュートラルな日々をぼくは活用したいと思った。

そのためには、この 5 年間で何をするのかである。とりあえず、二つの目標を作った。

一つは、沖縄ではノロとかユタ、ツカサとよばれる女性(神女)の方々のお話を聞き、そのライフヒストリーをまとめてみたいということであった。もう一つは、

沖縄の離島を回ってみるということ。

まず島巡りのほうは、ルールをつくって必ず行くことにしておかないと実現しないと考え『公評』という月刊誌に連載をさせてもらうことにした。

2002 年 10 月からスタートした連載のタイトルは「海と島のある風景～南島民俗紀行」とした。そして毎月 1 回は 20 枚余りの紀行文が書けるようにした。

ところが始めてみると、月一回、離島に行くというのは大変なことだと気付かされる。

大学というところは、人によって差があるかもしれないけれど、内側に入れば入るほどやることが沢山あり、予定がビッシリとなってしまう。最初の数ヶ月だけは、講義と会議だけで済んで、何とか計画を立てて島に行くことが出来たが、土日を含めてまったく休みが取れない状況になって身動きのきかないことになってきて、数日間続けて休むことが困難になってしまった。

沖縄には人の住んでいる離島(有人離島)が約 45 ある。これら全てを廻りたいと考えているのだが、現在 40 箇所の島々を廻ることが出来た。もちろん一回行っただけではわからないことも多く、同じ島に何回か足を運ぶこともある。準備から関係資料などを読み込む時間を入れると、かなり厳しい作業なのだが、何とか峠を越え、あと 5 島ほどになった。今年の 10 月号で一応 45 島の島巡りを完了したいと考えている。

島は、かつてどの島も独立した国であったということが少しずつわかってきた。

沖縄では、島のことを「シマ」とは言わない。本島の小さな村も「シマ」と呼ぶ。

つまり、「シマ」とは自立した共同体のこと言うのである。離島であれば、他の島とは物理的にも離れているので「別のもの」という感じはあるが、小さな村でも共同体として自立していたということがわかってきた。

それぞれの「シマ」にはその共同体独自のルールがあり、起源があり祭がある。

その祭祀に基づいた信仰形態があり、「シマ」は共生して行く為の生活の知恵を集め維持されてきたのであった。

言ってみれば、「シマ」はそれぞれに自立した「国

(クニ)」でもあったということが出来る。今でも離島に国がつく所が残っている。

例えば「与那国」とか「粟国」という感じである。こうした小さな独立(自立)共同体が連合して形成されているのが琉球弧ということになる。

かつては、どんなに小さな島にも人が住み、漁業などを営み、相互扶助により支え合い、助け合っていたと考えられる。

しかし、この4年余り島々を廻ってみると、どの島にも共通した問題が起こっており、その存続すら危ぶまれているということに気づかされることになった。

離島のほとんどには小さな小学校、中学校がある。かつては、そこにあふれるほどに子どもたちが群れていた。

しかし、最近は何処も生徒が激少している。その原因は若者が島に定着しないからである。中学を卒業して、すぐ島で働く場合は何の問題もなかったのだが、高校に行くようになると島には高校がない。

子どもたちは高校に行くために、より大きな島、あるいは本島へと出て行く。

石垣島、宮古島、久米島といった大きな島、または沖縄本島へ行き下宿するしかないということになる。

高校のある島は、いわば都会である。

そこには消費文化があふれており、若者達は帰ってこない。大学や専門学校へ行けば就職先はもう離島にはない。

学んだ技術や知識を生かす場は都会にしかないという構造が、若者を離島から引き離してしまう。つまり、若者のいない島は高齢者の島へと変わっていく。若者がいなければ子どもは生まれない。やがて島の人口は減り、無人島になってしまう。

渡嘉敷島の隣にある前島は40年前までは人口400人を越え、小中学校にも沢山の子どもがいた。しかし、現金収入が少なく、高校へ行ったら若者が都会に勤め、台風の被害もあって無人島になってしまった。

美しい海、そして山も緑もあるが完全な無人島と化した島に、一組の老夫婦が戻ってきたのは2年前。

自分の生まれた島で暮らし、死にたいという中村さん夫妻は、もう70歳に近い。

家を作り、道を作り、あの頃の「シマ」の暮らし

を取り戻したいという。

ぼくら夫婦も、この島を訪ね、夜を共にしたのだが、老夫婦の息子さんが戻るために準備を始めている。

また、先日行った宮古群島の一つ、大神島は、神の聖地として人の入らない島であったが、今は人口37名。小学生3名、中学生1名という規模になってしまった。

島人のほとんどは70歳以上である。

今の子どもたちが卒業していけば、学校は廃校になる。子どもが生まれる可能性もない。

大神島もまた美しい珊瑚礁と緑の山に囲まれた落ち着いた島である。

同じような悩みはどの島も抱えている。

鳩間島も久高島も、神高い島であるが、人口は減り、子どもの数も減っている。

その中で鳩間島は島ぐるみの里親制度を作り、島で暮らしたい子どもを受け止めている。久高島でも久高島留学センターができて、島外の子ども達が生活し学んでいる。

島(シマ)では、島民が力を合わせ、協力し助け合っていかなければ生きていくことは出来ない。つまり、人間集団の最も基本的な姿がこうした離島にあるという気がする。

小さい島とはいえ、それは人間の社会であり一つの「独立国」である。

その中で、人々はどのように暮らしていくのか、暮らせるのか。それがもともとリアルに明確に見えてくるのが、こうした島での暮らしである。

ここでは、人間が生きていくうえで何がもともと大切なものであるのかという事がはっきりと見えてくる。

また解ってくる。島での暮らしには金銭など一切関係無かった。そこに資本主義の生活が流れ込み、全てが金銭化され評価されるようになって来た。

あと5島ほどを廻り、ぼくにどのようなイメージが形成されるのかを期待しながら、島巡りを続けたいと思っている。

おきなわ福祉の旅

いつの間にかぼくは福祉のことを考えたり話すことが多くなった。

沖縄でも社会福祉原論や児童福祉論、援助技術

論や援助演習などという科目を担当するようになってしまった。

もともとぼくは教育学をやっていた。

そこから、教育というのは一定の共同体があって始めて成立するのだと感ずるようになり、共同体に関心を持つようになって、山岸会や新しき村、キブツなどが気になるようになってきた。

この相互扶助や仲間意識が福祉でも基本にある。したがって福祉や教育に共通する人間関係のあり方にぼくはいつの間にか心を惹かれていく。

そうすると民俗学や社会学、人類学、生態学にも関心が広がり、結局は人間と、そのかかわりを考えるようになってきた。

そうすると、大学という狭い場所の中に閉じこもっていると見えなくなってしまうアという実感が強くなり、いろいろな場所へ行き、人を訪ねていくようになる。

そんな折『沖縄タイムス』から一年間、連載をしないかと頼まれ、毎週書き続けたのが『おきなわ福祉の旅』(ボーダーインク社)である。

短いコラム欄だが、多くの人が読んでくれ、訪ねていくと知っていてくれる人もあって楽しかった。

そして、沖縄を歩いていくうちに、沖縄の経済的な厳しさに突き当たる。

なかなか正式の社員になれずパートや臨時が圧倒的に多く、10 万円から 20 万円ほどの月収がほとんどである。

学生達も、多くの学生が働いており、仕事がなくなったり体を壊すと大学をやめなければならない現実にもたくさん出会った。

最近の那覇市や沖縄市は、通りの店がほとんど売りに出ている、貸し出されている。店も成り立たない状況になっている。

そんな中で、沖縄でも児童虐待や老人虐待が起こり始めてしまった。

収入も無く、仕事も無く、食べるものや休む場所にも不安がある中で、子どもや老人への暴力が発生してしまう背景がハッキリと見えてくるのである。

かつては、お互いが支え合ってきた沖縄の「ユイマール」(相互扶助による支え合い)もこうした状況の中で消えていってしまう。

つまり、共同性の崩壊がジワジワと暮らしの中にし

みこんできているのである。

今でも各地には「共同売店」がある。

その村が共同で作った店である。

収入も村で活用し、利用は困っている人に届けられたりしていたが、その共同店も閉鎖していく所が増えている。

代わりに大手のスーパーが入ってきている。

この「貧困」と「共同性の崩壊」、これが、沖縄の暮らしの中に横たわっている現実である。こうした現実の中では、虐待やいじめなどさまざまな問題が起こってくるのは当然である。この二つの根本問題をそのままにして、カウンセリングやボランティアによる支援という形で対応しても、その場しのぎにしかない。

社会保障としての生活保障をしっかりとつくりあげることがなければ、結局は共倒れになってしまう。

そして、より根本的には生活の基盤を作るということになるような気がする。

農業や漁業等、そして職人のような手作業による生活によって生活が出来る社会構造に再編していかねばならない。

生きていくために必要なものは、自然環境と、衣食住の保障、そして医療である。自分達で衣食住が作り出せる条件がアジアの風土にはある。

こうした風土をコンクリートで固め、サービス業中心の社会にしてしまうのはやはり間違っているとぼくは思う。

沖縄で多くの福祉現場を歩きながら、ぼくは、どうしてもまず生活基盤をしっかりと作り上げ、地域で共に生きていくという共同体社会を再編していくほかは無いのだと実感したのであった。

那覇市でも、地域福祉活動計画に参加させてもらい、「支え合いマップづくり」という作業を中心に、地域での支え合いをより具体的に行っていくためのプランを作っている。沖縄の人々の暮らしに学び、それがともに生きるという本来の社会へと変わっていく様子を感じながら、アメリカ中心の資本主義社会ではない、アジア型の共生社会をぼくはもう一度しっかりと受け止めたいと思い始めている。

学生との関わりと大学の役割

沖縄大学に赴任してまだ1年半後の2004年4月。ぼくはこれまた思いもかけず学生部長になってしまった。

最もこうした役割が苦手であったぼくにとって、それからの2年間は慣れない会議や計画立案、文書作りで振り回されている。この仕事は後1年続き、開放されると同時に定年となる。もっとも学生と関ったり、沖縄を歩きたかったが、それも望めそうに無い。

けれども、こうした限られた時間の中でも学生達はどんどんと力をつけ、活動を始めている。

沖縄大学のモットーは「地域に学び、地域とともに生きる開かれた大学」である。

たとえば、ぼくが学生部長になった年、聴覚障がい学生が入学してきた。

さっそくその学習保障が必要になり、学生たちと相談し、支援するサークルが生まれた。ノートテイク(授業の要約筆記)には技術がいるというので、その講習会が地元の聴覚障がい者支援の団体との協力で行われることになった。

学生のノートテイクには、何らかの対応が必要だということになり、報酬が支払われることになった。また、この対応を大学全体のものにするべく、大学内に「障がい学生支援委員会」が作られ、教職員、学生がまとまって対応する仕組みが出来ていった。

翌年には新たに聴覚障がい学生が入学してくることになり、学生部に障がい学生担当の職員を採用することにし、ノートテイク講座も開設した。学生によるサークルでは他大学とも連携を取り合い、沖縄の大学の連合によるシンポジウムを沖縄大学で開催することにもなっていた。

今では、さまざまなイベントの時にノートテイクが完全実施され、今年からは手話入門の講義も開始されることになった。

こうした流れは、大学内に人権委員会を作る動きにも拡がり、学生に活用されやすい「セクハラ相談窓口」「防止委員会」が立ち上げられ、今年からようやく「学生生活支援員」が配置されることになった。

経済的な問題で大学をやめざるを得ない学生のための奨学金制度も、来年に向けて大幅改正が行われることになり、その準備にも追われている。

学生食堂も、いろいろと悩みながら、沖縄在住の

イタリア人による「グリーンカフェ」の実現となり、1食390円のランチが人気を呼んでいる。

ぼくも朝から2部の授業が終了する午後10時過ぎまで、12時間は大学に詰めるという毎日で走り回っている。

それでも一番楽しいのは、学生と対話する授業やゼミである。

そんな沖縄大学での生活も今年一年で終了する。その最後の年に、日本社会臨床学会が沖縄大学で開催されることになり、準備不足ではあるけれど、学生たちと実行委員会をつくり当日を迎えたいと思っている。

特に、ぼくのテーマである「子ども」と「共同体」の課題には関心があるので、シンポジウム「今、沖縄の子どもたちは・・・」には期待している。

出来れば、このシンポの内容を冊子にまとめ、沖縄の関係者に読んで頂き、沖縄全体で子どもに関するネットワーク、または、「沖縄子ども学会」のようなものが作られたら嬉しいと思っている。

こんな折、沖縄大学では新学科構想が浮かび上がってきた。

それが「子ども文化学科」構想である。

子どもという視点から社会を見ていく。

子どもの暮らしやすい社会をどう作り上げるかというテーマに学科全体で取り組みつつ、沖縄全体をフィールドにしていく学科。

「沖縄子ども史」「島と子ども」「子どもと学び」「子ども会の再生」「児童相談所のあり方」「保育園の新しい展開」「学童保育の可能性」「おもちゃの研究」「地域と子ども」「祭り子ども」「児童文学(絵本)を作る」など、考え出すと夢が広がる。

大学とは、ともに未来への夢を語り合い、夢を実現していく役割をもっていると思う。そんな大学がつくられていくのであれば、かげながら応援したいと思っている。その第一歩に今回の日本社会臨床学会の総会がなれたら嬉しい。

アジアの思想、琉球の精神、沖縄の魂が、もう一度、生活と文化の再生に光を投げかけられたら嬉しい。

沖縄で皆さんからのお便り、そしてお出かけを心より待っています。お元気で。

(かとう・あきひこ 沖縄大学)

特別支援教育を考える

柴田 啓文

1. 地域の特殊教育の現状

私は四日市市に住んで 10 年になる。子どもは小学校 2 年生の三つ子で、うち 2 人が障害児学級に通っており、特別支援教育は私たちの生活に直接関わる問題である。国の動向が地方の小学校の教育にどのように反映されていくのかを目の当たりにしながら、昨年 (2005 年) のシンポジウム I 「なぜ今、新しい「障害」概念が必要なのか～発達障害者支援法の背景」、シンポジウム II 「暮らしに浸透する医療～福祉・教育・医療の現場から」(本誌 13 巻 2 号掲載)を拝聴した。壇上の議論では、「軽度発達障害」概念や特別支援教育について多くの批判があった。批判の一つ一つは説得力のあるもので、賛同できる点も多かった。それにもかかわらず、私たちが暮らす場の特殊教育、特別支援教育の現実と引き比べたとき、全体としては違和感を持たざるを得なかった。なぜ私がそう感じたのかをここに明らかにしたいと思う。

先に言及した障害のある 2 人の子どもは、車椅子で生活している。小学校入学時には、統合保育が実施されていた保育園に引き続き、健常児童と同じ場で学ぶのが自然であると考え、普通学級に入れたと思ったが、障害児学級でなければ介助者が配置されないことから、障害児学級に入ることになった。身近には、普通学級に入り、何の公的支援もなく、親が付き添いながら、学校へ通う子どももいた。三重県は、少人数の障害児学級の比率の高い地域であるといわれる。1 人や 2 人のクラスをつくり、教員を配置することを考えれば、普通学級に所属しながら、介助者あるいは加配教員を配置するほうが、教育の質を下げず、経費の軽減になる場合もあるだろう。特殊教育から特別支援教育への移行を機に、

普通学級に在籍しながら必要な支援が受けられるようになるのではという期待を持っていた⁽¹⁾。

歩けないこと、車椅子で暮らすことを否定的に考えない、できないことは悪いことではない、リハビリは短期的な視点から何かをできるようにすることではなく、一生涯の生活を念頭におき、生活の質を高めるものであるべきだと考えていたが、療育センターでも保育園でも医療の場でも、この理解を得るために多大な労力を費やさざるを得なかった。

小学校に入学し、自分で食べられること、トイレができること、男は立って小便ができること、歩けること、ひらがな/数字が書けること、計算ができることなどが求められ、「歩けなくてもいいのか」、「体は歩くためにある」、「今、訓練しないと大変なことになる」、「1 から 10 まで数えられないのにびつくりした」などと子どもや親が言われる中で、何度、話し合いを繰り返したことだろう。

また、障害児学級の担任が休んだときに、交流学級(普通学級)の担任が、1 年生であった車椅子の子ども 2 人を 30 分ほどではあったが、放置するということもあった。普通学級の担任と障害児学級の担任との役割がはつきり分けられている現状ではめずらしくないことなのかもしれない。

このような経験から、今後の特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議(文部科学省)の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」(2003/03/28)に示された特殊教育から特別支援教育への移行、とりわけ、そこに読み取れる障

(1) 文部科学省は、各方面からの要望に応える形で、障害児学級を残すことに含みを持たせている。昨年 10 月に三重県で開催された教員を対象とする特別支援教育についての研修会で、文部科学省の特殊教育調査官は、文部科学省は当初から障害児学級をなくすなどということは全く考えていなかったと説明した。

害児の普通学級への在籍は、先に言及した問題を少しでも改善することになるのではないかと期待した。他にも、この最終報告には、障害について、従来の短期的な個別能力の偏重から、生活の質を重視する社会的な観点を取り入れる方向も伺えた。確かに、発達保障論に基づく問題のある自立観に立つものではあったが、私たちが経験している特殊教育より、はるかに進んだもののように感じられた。

障害児の保護者の話し合いで、常に話題になることだが、障害児本人、あるいは、その親は、その時点に受けている教育の次の段階についてほとんど何も知らないし、情報がない。療育センター、保育園、小学校、…卒業以後の生活、就労について、その段階に達する直前、あるいはそこに入ってから、やっとその状況がわかるのが通例である。それに、学校は学校、地域は地域、医療は医療という役割分担から、教員でさえ、障害児が放課後どこにいるのかを知らないことも多い。ちなみに、四日市市では障害児を引き受ける学童保育所は一ヶ所しかない。学校側は、「国がいくら言ったって、大人になるまでの計画なんてできませんよ。そんなことできませんよ、考えてみてください。」と言うが、こういった現状を「個別的教育支援計画」が少しでも変えてくれるのではないかと期待したとしても、非難されることではないだろう。

2. 地域の特別支援教育の現状

「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」が公表され、「特別支援教育推進体制モデル事業」が各地方で始まったとき、子どもの通う小学校もモデル校になっていた。このモデル事業は下記のように、LD、AD/HD、高機能自閉症のある子どもに対応するためのものであった。

「学習障害(LD)のある児童生徒に加え、注意欠陥/多動性障害(ADHD)や高機能自閉症のある児童生徒を含めた、総合的な支援体制の充実を図るためのモデル事業を実施する。」⁽²⁾

しかも、普通クラスに在籍する上記障害児を対象

とするもので、既存の障害児を対象とするものではなかった。これも影響してか、当地における特別支援教育の説明会の内容は、「軽度発達障害」の説明ばかりとなった。こうしたことから、一方では、特別支援教育は普通学級に通う「軽度発達障害児」を対象にするものだという理解…誤解が広まっていった。しかし、他方では、「特別支援教育」が、障害児を対象とすることを明示しない表現であるために、また、「特別な支援を必要とする児童生徒については、その一人一人の教育的ニーズに対応して」などという説明が一人歩きして、障害児、健常児を問わず、すべての児童生徒に対する支援という理解…誤解もあった。実際、子どもの通う小学校のホームページには、特別支援教育について次のような説明が今も掲載されている。

「特別支援教育とはハンディキャップのある子のみを対象とするものでしょうか？ 子ども達は一人ひとりがいい、その性格や特性を異にしています。本校では特別支援の対象をより広く、困難を感じているすべての子どもとし、その子に応じた配慮や支援が行えるように指導の充実を図りたいと考えました。」

このような状況は、四日市市だけの問題ではないことは、シンポジウムの会場からの発言によっても伺い知ることができる。

「算数の授業を集団のなかでは一緒にできない子をサポートするために、半分に分けた教室に特別支援教室という札を掛けて、個別指導をするという現実がある。」⁽³⁾

特別支援教育が、すべての子ども一人ひとりの特別な必要に応ずる教育であるとされるとき、その理念の正否は別にして、現実には、障害児教育に割り当てられている人や金を、健常児の補習や学力強化に費やすということになる。「支援が必要なのは障害児だけなのですか」とは、子どもたちの通う小学校で何度も言われたことである。

モデル事業が年を追って、個別の指導計画や教

(2) 「『特別支援教育推進体制モデル事業』の概要」。

(3) 内藤(『社会臨床雑誌』第13巻第2号29頁)。

育支援計画、特別支援教室、特別支援学校といった従来の障害児も対象とする取り組みに移行するに従って、また、障害児学級や養護学校などにおける教育環境の悪化を懸念する既存の障害をもつ子どもの親たちの求めもあって、特別支援教育が、「軽度発達障害児」だけではなく、既存の障害をもつ子どもたちをも対象とするものであるという理解が少しずつ広まっていった。しかし、次章で示すように、昨年 12 月に公表された「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」においても、特別支援教育の重点が普通学級に在籍する「LD・ADHD・高機能自閉症」のある児童生徒にあることは明らかである。

私が、地域の経験で学んだことは、障害児には特別の支援をするという当たり前の主張が、普通学級からの取り出し、早期発見、早期治療へと変質させられてしまうということであり、また、逆に、すべての子どもに必要な支援が施されねばならないという当たり前の主張が、現状でも十分とは言えない障害児への支援を低下させ、補習や能力別クラス編成といった学力偏重教育へと吸収されてしまう現実であった。

3. 特別支援教育の行方

中央教育審議会は、先に言及した「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」を昨年 2005 年 12 月に公表した。その冒頭の「現状と課題」には、次のような記述がある。

「平成 14 年に文部科学省が実施した全国実態調査では、小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち、LD・ADHD・高機能自閉症により学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒が約 6 パーセント程度の割合で存在する可能性が示されており、これらの児童生徒に対する適切な指導及び必要な支援は、学校教育における喫緊の課題となっている。」⁽⁴⁾

シンポジウムで、何度も指摘されたように、この「約 6 パーセント」については、医療上の診断によるもの

ではなく、担任の判断によるものであることから、その信頼性が疑われている。各方面からの指摘があるにもかかわらず、あえて冒頭にその数値が示されている。この数値を示すことで、何を主張しようとしているのだろうか。ちなみに、答申には、この数値と並べて、特殊学級、盲・聾・養護学校の児童生徒の割合、人数を示した図も添付されている。⁽⁵⁾

ところで、先の引用箇所には、「LD・ADHD・高機能自閉症」のある児童生徒への支援が「喫緊の課題」と述べられているが、この答申には、同様の表現が他に 3 度も出てくる。このことは、特別支援教育がどこに重点を置くものであるかをはっきり示している。

「また、すでに述べたとおり、現在、小・中学校において通常の学級に在籍する LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対する指導及び支援が喫緊の課題となっており『特別支援教育』においては、特殊教育の対象となっている幼児、児童生徒に加え、これらの児童生徒に対しても適切な指導及び必要な支援を行うものである。」⁽⁶⁾

「近年、小・中学校において、通常の学級に在籍している LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対する適切な指導及び必要な支援が喫緊の課題となっている。また、特殊学級に在籍する児童生徒や通級による指導の対象となっている児童生徒についても、関係機関と連携した適切な対応が求められている。」⁽⁷⁾

「通常の学級に在籍しているこれらの児童生徒への指導及び支援は、学校教育における喫緊の課題となっており、引き続き小・中学校の体制整備を推進することが必要である。」⁽⁸⁾

さて、先ほども述べたように、この「LD・ADHD・高機能自閉症」により支援を必要とする普通学級に在籍する児童生徒の割合、「約 6 パーセン

(5) 同前資料「特別支援教育の対象の概念図」。

(6) 同前 8 頁。強調は引用者。

(7) 同前 13 頁。強調は引用者。

(8) 同前 14 頁。強調は引用者。

(4) 中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」2 頁。

ト」は医療上の判断ではなく、担任の判断によるものであることから、その信頼性が疑われている。しかし、下記の引用から明らかなように、普通学級に在籍するこれら障害児童生徒は、もともと医学的診断を要しないものなのである。そうであるからこそ、冒頭にこの数値が掲げられたのである。

「さらに、これらの幼児児童生徒については、障害に関する医学的診断の確定にこだわらず、常に教育的ニーズを把握しそれに対応した指導等を行う必要があるが、こうした考え方が学校全体に浸透することにより、障害の有無にかかわらず、当該学校における幼児児童生徒の確かな学力の向上や豊かな心の育成にも資するものと言える。」⁽⁹⁾

このように、医学的診断を俟たず、特別な支援が必要であるとされた児童生徒には、種々の支援が施されるのであるが、その中には、特別支援教室における支援も含まれている。

「具体的な『特別支援教室（仮称）』のイメージについては、LD・ADHD・高機能自閉症等を含め障害のある児童生徒が原則として通常の学級に在籍し教員の適切な配慮、ティーム・ティーチング、個別指導や学習内容の習熟に応じた指導などの工夫により通常の学級において教育を受けつつ、必要な時間に特別の指導を受ける教室…。」⁽¹⁰⁾

このような制度は、普通学級の約6パーセントの児童生徒を、特別支援の名のもとに取り出し、別の教室で教育指導することを可能にするものである。教員や保護者、その他の教育関係者の適切な理解と努力なしには、すべての児童生徒が同じ場で学ぶという特別支援教育の理念と逆のことが生起する可能性がある。学力偏重、集団主義、管理教育の中では、それらに馴染めない子どもたちの取り出し、特別支援教室の学力別クラス、補習クラスへの転用ということが起こらない保障はない。そして、それは事実上、既存の障害児に割り当てられていた人員、経費の削減をもたらすであろう。

普通学級の中で、LD、AD/HD、高機能自閉症のある児童生徒に対しての配慮が足りないために不登校やいじめが起きているとの指摘もあるが、目に見える形でこれらの児童生徒を括り出すことで、不登校やいじめが改善されると考えるのは、あまりに楽天的すぎよう。少なくない保護者が早期発見、早期治療の幻想に振り回され、普通になることで健常児の仲間入りすることを願う現状を見れば、障害児の新たな分断と序列化をどのように食い止めるのかが、まさに喫緊の課題となっている。

これまで述べてきた状況を踏まえ、シンポジウムにおける議論を振り返り、私見を述べたいと思う。

4. 「軽度発達障害」批判の問題点

シンポジウムⅠ「なぜ今、新しい『障害』概念が必要なのか～発達障害者支援法の背景」では、「軽度発達障害」の概念上の問題点が各論者により指摘され、新たな障害児の括り出しが批判された。確かに、いかなる「障害」にせよ、新たな名称を作り、あるグループを取り出すとき、その社会的な意味を検討することは極めて重要なことである。いかなる障害名も、括り出されるグループにとって、プラスとマイナスの両面を持っている。その功罪を解明することは極めて重要である。

「軽度発達障害」について忘れてはならないことは、特別支援教育は、既存の障害児を含む障害児教育全体に関わる問題であるということである。障害による取り出しや差別のないところに、新たに「軽度発達障害児」を括りだすかどうかが問題とされているのではない。既に特殊教育があり、障害児の分離、排除がある中で、さらに、「軽度発達障害」概念による括りだしをどう捉えらえるのかが問われている。

障害児問題全体の中に、「軽度発達障害」問題を適切に位置づけることなしに、「軽度発達障害児」の取り出しのみを拒否するだけでは、理論的にも実際的にも、既存の障害児の分離や排除の現状を容認することにならないだろうか。新たな障害概念の創出と括りだしを批判すればするほど、既存の障害児の分離や括りだしを温存し、強化することになってしまわないだろうか。

(9) 同前 6 頁。強調は引用者。

(10) 同前 15 頁。

害説への批判において、より明らかである。文部科学省の文書でも、各地の説明会でも、「軽度発達障害」についての説明の際には、脳の機能障害であることが繰り返し述べられている。シンポジウムの議論でも、「中枢神経の機能不全」という医学的には仮説に過ぎない概括的な概念で括り出すことの危険性が指摘された。文部科学省がどのような意図でこの点を強調するのかは、私には定かではないが、脳の機能障害であることが一般に受け入れられ、再生産されるのは、親の直接の責任回避に起因するものであることは推測できる。しかし、障害児が生まれたことだけで、母親が責められる社会の中では、障害の原因がなんであろうと、親は、早期発見、早期治療、リハビリで追い込まれ、常に無限の努力が課せられるのである。子どものすべての問題行動の原因は母親の作る食事にあるとする安易な「食育」指導のように、社会的な問題が個人の問題へと常に転嫁されていく。

シンポジウムでは、次のような指摘があった。

「発達障害を個人の脳機能の問題と推定し、特異な個人を早くから発見、診断、治療する…この障害観は、あまりにも個人還元主義である。」⁽¹¹⁾

「脳に原因があるということは、脳を持っている個人の責任である。せいぜいそれを支えるのは家族の範囲であって、社会は支える必要はないという理屈になる。もし逆に、脳障害説をはずし、家族成因論もはずすと、残るのは社会との兼ね合いだけになるから、そうすると社会は大幅な哲学的、思想的、経済的、政治的な責任をさまざまな形でとらなければいけなくなる。」⁽¹²⁾

なぜ脳の障害であれば個人の責任とされるのだろうか。例えば、脳性麻痺の場合はどうか。個人の責任であるということになるのだろうか。脳機能障害説批判が、説得力を持つのは、次のような論拠によるものであろう。「軽度発達障害」あるいは「発達障害」を脳の機能障害とすることは、真の病因である関係性の問題、例えば、児童と児童の関係、教師

と児童との関係、学校における権力関係、能力主義による画一的な教育システムなどを不問に付すことになる。この点に関して異論を唱えるものではないが、このことから、個人の責任の問題を論じるとすれば、そこには概念上の混乱があると思う。

「軽度発達障害」を脳の損傷を原因とする病であるとするのは、医学上の因果的な仮説である。しかし、それによって、その病、また、病がもたらす諸問題の責任が当事者にあるのか、その親や家族にあるのか、学校にあるのか、社会にあるのかという問題、そして、そのコストを誰が担うのかという問題の解答は、病因の特定から導き出されることではない。

この区別を明確にするものに、「障害の社会モデル」がある。この「障害の社会モデル」は、1970年代のイギリスにおける身体障害者運動より生まれた。詳細については別に論じたが⁽¹³⁾、その基本的な考えは次の引用に簡潔に述べられている。

『「…われわれの見解では、肉体的に損傷のある(impaired) 人々に障害を与えているのは社会である。障害(disability)とは、肉体的な損傷の上に押し付けられたものであり、それによって、われわれは不必要に孤立させられ、社会への完全な参加を拒まれている。したがって、障害者は社会の中の抑圧された人々である。』これを理解するためには肉体的な損傷(impairment)と、そのような損傷を持つひとが置かれている『障害(disability)』と呼ばれる社会状況とをはっきり区別しておく必要がある。つまり、われわれは、損傷(impairment)を手足の一部または全部が欠損していること、あるいは手足や臓器や体の機能に欠陥があることと定義する。他方、障害を、肉体的損傷を有するひとにほとんどまったく配慮することなく、社会活動のメインストリームへの参加を妨げている現代の社会構造に起因する不利益、あるいは活動の制限と定義する。したがって、肉体的な障害というのは社会的抑圧の特殊な形態なのである。…

この社会的観点からすれば、肉体的に損傷のある人々の貧困化は、全体として社会活動のメイン

(11) 飯島勤(『社会臨床雑誌』第13巻第2号5頁)。

(12) 高岡健(同前26頁)。

(13) 「障害者運動とフェミニズムとの出会いー『障害の社会モデル』をめぐるー」(四日市大学論集第10巻第2号)。

ストリームから排除されることから生じているといえる。」⁽¹⁴⁾

「障害の社会モデル」に照らせば、脳機能障害説をめぐる議論には、損傷 (impairment) と障害 (disability) との関係を誤解しているということになる。「障害の社会モデル」では、肉体的、精神的な支障 (impairment) と社会的な排除や抑圧を招く (disability) との因果的な関係を否定し、どのような肉体的支障が差別や抑圧の対象とされるかは、社会のあり方によって決まる。従って、誰に責任があるのかという問題と、脳に構造的な損傷があるのか、あるいは関係性の病理なのかという問題は、全く別の問題であると考えられる。

確かに、ある心の病を因果的に説明する場合に、脳の構造的な異常を原因とするか、それとも人間関係や家族関係、社会的システムから生じたものと考えられるかには大きな違いがある。前者を「個人還元論的」な説明と呼ぶのもっともである。しかし、これは、あくまで病理の因果的説明についての議論であり、これとだれに責任があるのか、さらには、そのコストをだれが負担するのかということとは別の問題である。

もし、これを混同し、脳機能障害説をとることを責任の問題と関連させて論じるならば、脳性マヒやその他の脳原性の障害、身体障害などを個人責任の伴うものとして区別し、障害を序列化することにならないであろうか。

5. おわりに

シンポジウムの記録を改めて読み直すと、各論者の特別支援教育批判には賛同できることが多かった。前章での「障害の責任」をめぐる私の異論も、脳機能障害説と社会的責任問題は別に論じられるべきであることを指摘したままであり、脳機能障害説が、学校や社会の病理を個人の脳に還元する誤りである

(14) “Union of the Physically Impaired Against Segregation,” p.4.(Vic Finkelstein によって起草され、UPIAS(Union of the Physically Impaired Against Segregation) で採択された。Fundamental Principles of Disability (1975) 所収。

ということに異論はない。

特別支援教育が「新たな障害児」を括り出し、別の場での教育を制度化するもので、教育の現状をみれば、新たな差別や偏見を生み出す可能性が高いということは本稿でも強調した。特別支援教育が具体化するにつれて、人員や予算上の裏づけのほとんどない特別支援が今後さらなる混乱を招くことは必至である。

また、会場からの次の発言にみられるように、障害児の親の間の溝は深く、その利害も様ではない。

「多くの発達障害の親たちは知的障害児の側を相手にしていない。ほとんど眼中にない。…特別支援教育は、特別支援学校、つまり養護学校も全部含めるはずなのに、発達障害児の親たちはぜんぜん考えていない。両側の親たちの溝は相当深いのではないか。」⁽¹⁵⁾

今後、各方面からの綱引きも相俟って、特別支援教育は、当面、従来の分離教育をほとんどそのままに、「軽度発達障害児」の対応に追われることになるのかもしれない。大幅な制度改革を伴うものであり、細部まで定められていないということ、移行期⁽¹⁶⁾ということから、地域の実情に応じて、幅をもたせていることなどから、それぞれの地域や学校での取り組みに応じて、特別支援教育のあり方はかなり異なったものになるだろう。国や地方の動向を注視しながら、すべての障害児を視野にいれた共に学ぶ場をどのように確保していくのかを考えたいと思っている。

(しばた・ひろふみ 四日市大学経済学部 「障害学」「ジェンダー論」担当)

(15) 伊東(『社会臨床雑誌』第13巻第2号 27頁)。

(16) 「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」に添付された将来の特別支援教室のあり方を示した図には、すべての障害児が通常の学級に在籍することが明記されているが、当面、特殊学級を残す弾力的な運用を認めており、地域によって様々な対応が考えられる。特別支援教育が最終的にどのようなものになるかについても、今後の状況によって変わる可能性も否定できず、不透明な部分が残る。

直線の時間、ジグザクの現在⁽¹⁾

－「自閉症」をめぐる考察－

猪瀬 浩平

1. 序

「自閉症」とは何かということ、ここ数年考えている。そのために、自閉症について書かれた本を読み、自閉症をめぐるつくられた制度の資料をあさり、自閉症の当事者やそれを取り巻く家族や専門家に話を聞き、自閉症の治療や教育の現場での参与観察を行っている。世界で自閉症が「発見」されたのは1943年、日本では1952年、その60年余りの年月について、文書記録や、専門家の語りだけによることなく、「名もなき人々」の語りにも耳を傾け、その足取りを追いながら、自閉症の歴史の通説を解体し、批判的に再構成したいと考えている。まだ聞き取り調査や資料収集を行っているところであり、整理された形で議論を展開する段階にはない。

そんな段階にも関わらず、文章を書く場を与えていただいた今回は、調査の過程で出会った現実と、今自分が浦和の町や見沼田んぼで暮らしていく中で、考えていることを書いていながら、自分にとって何が問題なのかという点について掘り下げていきたい。

このレポートの要点は、「時間」をめぐるものだ。自閉症の概説書を手にとって読むと、そこには自閉症についての整理された「事実」があることに気づく。例えば、自閉症の特徴、訓練方法、そして自閉症研究の歴史というように。それらの背景にある時間は、一方向へ向かう直線である。例えばその中で語られる歴史において、時間は進歩するものとして描かれている。同じように訓練についても、自閉症者の状

態は訓練を受けることによって、段々と発達していくものとして描かれている。

進歩と発達。それは、自分の家族が過ごしている時間を考えたとき、随分と異なるものとして感じられる。

例えば、僕の父、猪瀬良一は以前、『ゆきわたり』に次のような文章を寄せていた。ちなみに、これが何号のかについては不明である。たまたま父のパソコンをいじっていて見つけたものである。

生活の場と地域社会から離れて「仕事」をする者にとって、「親亡き後」のための「障害者の生きる場作り」は、自分の「安心」と今の「立場」を守るための言い訳にもなる話で一見魅力がある。そのために多額の寄付を準備している親も多い。

しかし、人間を知的能力や身体的機能で分け「障害者」として外部化し、その上で「障害者福祉」「障害者教育」そして「障害者雇用」の枠組みの中に組み込んでいこうとする、こうした実践を身近で見ていて感じるのは、彼らの提起する「弱者救済・生きる場・地域福祉」の中に良太（僕の兄－注）の未来や「親亡き後」の安心があるとはどうしても思えないということです。（中略）

「親亡き後」の不安な感情と、良太との生活と離れたところで「仕事」をしていることに何か関係があるように思う。仕事がかまうまいか？先の不安を感じる時「良太のことはこのままでいいのか」等と悩んでも仕方のないようなことを思い悩んだりしている。また、仕事が順調に進み、先が見えてくると「良太も兄弟や地域の仲間の力を借りて何とかやっていこう」等と思ったりする。「迷いながら選択する」こうやって今までやってきた、多分これからも変わらないのだと思う。

(1) 「ジグザクの現在」という概念は、日本文化人類学会第39回研究大会で発表された中川理氏（大阪大学）の「現在のなかの未来：フランスのあるアソシエーションにおける秩序、時間、移行の概念」より示唆を受けた点を記しておく。

「迷いながら選択する」現在を反復していること、兄と共にいる自分にとっての時間認識はそのようなものだ。未来に希望を託す、それが適うこともあれば、適わないこともある。そこからまた新しい選択をする。理想は実現したとは永遠に思うことなく、実現するとも思わない。「娑婆にある」とはつまり、永遠に現在というか、今／ここを生きることも思う。

直線として時間を設定すれば、先にあるのは卒業後であり、親亡き後の生活であり、そのための一生にわたる準備が必要になる。そして個別支援計画の策定や、「適切」な療育プログラムの実施、専門家同士の連携といった事柄の必要性が叫ばれることになる。未来によって、現在が規定されてしまう。

2. 自閉症の「発見」

僕の兄は自閉症であると診断されている。しかし、そのことの意味を僕は十全に理解していなかったし、理解する必要を感じていなかった。確かに兄は奇妙な存在であった。しかしそれは、その他の人間に感じるものと、それほど変わっているようには思えなかった。少なくとも、奇妙さは他の人の存在に対して感じるものと連続線上にあったはずだ。

自閉症という言葉自体を知ったのはかなり前のことだと思うが、それは「知恵遅れ」とか、「知的障害」、「障害」といった言葉が持つ意味とそれほど違っていたりはなかった。

自閉症ということを意識するようになったのは、いつの頃からだろうか。それを考えたら、あるエピソードを思い出した。

大阪にいた大学3年の頃の事だ。ある集会に参加するため大阪までやってきた兄と二人、電車に乗っていた。電車は混んでいて、座席は全て埋まっていた。どんなに混んでいても席に座らないと気がすまない兄は、ドアが開くとすごい勢いで一番近いところに座っていた60代くらいの男性の手を引っ張って立たせ、そこにドカッと腰を下ろした。席を立たされた男性は、一体何が起こったのか戸惑って言葉を失った。よりにもよって年寄りから席を取り上げた兄に腹を立てながら、それでもその男性に僕が「すみません」と謝る

と、案の定「年寄りから席取りおって」と言って怒った。そして一瞬の空白を置いてから、「こいつは外国人か?」と聞いてきた。思いも寄らぬ言葉を言われて、今度は僕が言葉を失う番だった。

それが人によっては「外国人」にも見えてしまう、兄の存在というものについて、改めて興味をもった瞬間だった。

そして、兄が自閉症といわれていたことを思い出した。その言葉の意味が、実はよく分かっていないことに気づいて、概説書のようなものを何冊か買って読んだ。何冊も本を読んでいるのに、自分の身近な兄の存在の謎に対して、何も答えられているような実感はなく、書かれていることもすぐに忘れてしまった。

その後に、自閉症ということを考えるようになったのは、アメリカにいくようになってからのように思う。向こうで色々な人に会い、家族の紹介をするときに、僕は自分の兄が「自閉症 autism」であると語った。「自閉症には遺伝性があるって、親族にAD/HDの人やLDの人がいることが多いそうだ」とか、「自閉症の人は安定した状況を好むので、旅に行くのは好きじゃない」とか、そういった「科学的」説明を、アメリカの「普通」の人の口から聞いたことに、新鮮な驚きを感じた。君のお兄さんは、「高機能」なのか、それとも「低機能」なのかということも聞かれた。

日本に帰ってからしばらくして、2004年2月から自閉症についての聞き取りを始めた。学齢期の自閉症児を持つ親たちの話を聞く中で、アメリカと似た状況が生まれていることに気づいた。そこでは、「自閉症」の特徴とされるものが、一般的に語られるようになっている。例えば、「感覚過敏」。「うちの子は自閉症で、感覚過敏があるから、飲み込むときの感触が嫌いみたいで、〇〇が食べられない」というような話を、よく聞くようになった。

自閉症やそれを含む発達障害と、その他の障害との差異を強調する語りにも出会う。例えば、「単なる知的障害の問題よりも、発達障害の問題の方が困難性が高い」という話を良く聞く⁽²⁾。だから、自閉症

(2) 「自閉症」の親の運動や、「自閉症児」に対する教育を求める運動が起こった当初より、自閉症とその他の知的障害を分けて考える見方が強かった点については、検討が必要である。

児のための特別な支援が必要だとなる。兄が普通学級に通っていたという話を、アメリカでインクルージョン教育を推進している教師にしたら、「それはとても良いことだ」という答えが返ってきた。しかし、「普通学級で自閉症児としての支援は受けていなかった」と言うと、「それはとても良くないことだ」という答えが返ってきた⁽³⁾。

僕の兄は「知的障害」を併せ持った「自閉症」者である、とされる。そのように、自閉症についての専門家や自閉症団体の人には説明する。専門家や自閉症の当事者が生み出した自閉症についての語りが、既に人々の生活の中に根を張り始めている⁽⁴⁾なかで、そう説明すると、話がスムーズに進む。

それでも、「感覚過敏」や、「同一性保持」という自閉症の特徴について、記述をいくら重ねていっても、実際、自分の前にいる兄の存在からはかけ離れていってしまうような実感がある。特徴をいくら列挙したって、兄という存在は不思議なままだ。

3. 「自閉症」の科学史をめぐって

自閉症についての科学的言説は、二転三転しているとされる。

自閉症という概念は、1943 年にアメリカの児童精神科医レオ・カナーが、11 人の子どもについて「情動的交流の自閉的障害」として発表したことを始まりとする。彼らの特徴は「視線を合わせられない」、「ごっこ遊びがない」、「言葉をコミュニケーション手段として使えない」、「特定の行為への強迫的なこだわり」といった形で記述されている。

(3) ある大学の教育学部の教員と議論した際、「将来先生になる（教育学部の）学生に不安があるみたいで、発達障害についての授業を求める子が多い」という話を聞いた。軽度発達障害児への特別支援教育を推進する行政や、それを求める親たちの語りばかりではなく、その担い手となる専門家がどのように再生産されているのか、その過程を追う必要があるだろう。

(4) 感覚過敏についての「発見」については、ドナ・ウィリアムスをはじめとする、自閉症当事者の自伝によって明らかにされた。「感覚過敏」は、自閉症をその他の「知的障害」と分ける際に重要な特性であるとされる。

研究初期の段階には精神分裂病（統合失調症）の幼児形態とされ、主に母親の育て方による環境要因によって後天的にもたらされると考えられていた。その後、環境要因説は否定され、言語的認知能力に先天的な障害を持つものとして考えられるようになった。しかし、またその説をも否定され、他人の感情を読み取ることができない「社会性の障害」が重視されるようになった。

この点について精神科医の滝川一廣は次のように語っている。

「自閉症の学説は変転し、多くの論争があり、しかも、だれもが納得できる説にまだいたっていないのです。研究の進展につれて学説が更新されるのは学問の常道で、進歩史観にたてば新説ほど真理に近づいている理屈でしょうか。けれども自閉症の研究には、いったん誤りとして退けられた旧説に立ち戻る堂々巡りがありますから、『研究の最先端』『最新の学説』に急いでとびつかないほうがよいかもしれません」。(滝川 2004: 111 頁)

この滝川の指摘は、その内容に関しては納得できるのだが、一方で新説に振り回され、向精神薬を処方された「自閉症児」の存在や、訓練の方法をそのつど変えることを迫られた「自閉症者の家族」に対する目配りのない、専門家としての述懐のようにも感じる。

いずれにしろ、自閉症についての学説には、遡及的に「間違っていた」と言われることが多いというのは事実である。例えば、中根晃は次のように語っている。

「自閉症の治療とは、将来の社会生活が円滑になるよう必要なスキルを習得させ、好ましい生活パターンを身につけさせる努力と言ってもよい。このような訓練が通常の学級で可能かどうかはあらためて検討する必要がある。ともあれ、普通学級で正常の子どもと触れさせることが第一であるという考えはかつての幻想にすぎなかったのではないだろうか」(傍点筆者)。(中根 1999:15)

この発言は、明らかに自閉症の子の普通学級で

の教育を唱えた、平井信義を念頭においてのものであろう。実際、平井の影響を受けて、普通学級の教師を中心に自閉症児を普通学級で教育する取り組みや、通級制の情緒学級を設置するための取り組みが起こった。その動きに関わっていた佐々木正美は、以下のように自己反省している。

「その後歳月の経過とともに、統合教育を受けた生徒が、長期的な視野をもって見るかぎり、決して優れた教育を受けたことにはなっていないということを、具体的に示し始めることになって、私はまた新たに失意のなかに投げ出される思いに陥った。自閉症の生徒自身は、学習場面でも生活場面でも、決して自立的な機能を獲得も発達もさせていないことが多いのである。当時の統合教育にみることができた成果は、あえて強調するとすれば、自閉症の生徒を支援する級友の人間的な教育に、多大な成果をもたらしたということであろう。しかし自閉症の子どもには、治療的／教育的成果よりは、しばしば不安や混乱や苦痛さえ与え続けた可能性さえあるのである」。(佐々木 2002: 5 頁)

「決して優れた教育を受けたことにはなっていないということを、具体的に示し始める」とあるが、一体何が示されたのかについては、語られていない。それにも関わらず、ここでは新しい療法として、自閉症者とその家族、地域が一体になって問題解決を図るアメリカ・ノースカロライナ州の TEACCH 療法が紹介され、その成果が語られていく。

このように、自閉症の科学史は多くの場合、一直線の流れで記述され、その時点で「悪い」学説とされたものは、一顧だにされなくなる。一方で、一度「間違い」と批判された学説であっても、出所を変えられれば「正しい」ものとして記録されることになる。

このことを、僕らは、ハンス・アスペルガーの学説が、日本において受容されていく、そのねじれた過程から読み取ることができる。

ハンス・アスペルガーはオーストリアの小児科医であり、カナーが小児自閉症の症例報告を行ったのとはほぼ同時期である 1944 年に 4 例の「自閉的精神病質」の症例報告を行っている。その特徴は、事物

や人間への人格的な接触の狭さにあり、多くが知能が高く、特殊な才能があるとされた。また分裂病との連続性で自閉症を捉えるカナーの初期の学説とは異なり、疾病論的に「性格偏倚」として位置づけられた。

このような彼の学説は、論文が戦後の精神医学においてマイナー言語となったドイツ語で書かれたこともあり、欧米ではあまり注目されることがなかった。現在の自閉症についての解説書では、1980 年代にイギリスの児童精神科医ローナ・ウィングがハンス・アスペルガーの学説を「再」評価し、新たにアスペルガー症候群の範疇化を行ったことが紹介されている。(内山 2002)

このような欧米中心の歴史観の中で、日本において 1960 年代にすでにアスペルガーの学説が紹介され、批判的な検討をされていたことは、多くの場合触れられることがないのである。

4. 未来に現在を占有される

このような専門家間の批判の応酬や、自己批判的回顧は、今ある学説や療法について、その「正しさ」を主張するための行為のように思われる。「正しい」／「間違い」という二分法は、崩されることがない。

そしてその「正しさ」の先には、希望に満ちた未来が描かれる。例えば、この療法の先に「一般社会で共存可能になる」とか、「障害は克服される」といったように。

その一方で、専門家間でたとえどの学説や療法が「正しい」と合意される過程には、自閉症を殊更に問題化しようとする社会的状況が存在する。

小澤勲の以下の言葉を思い起こそう。

「(学問的にみればあまりに矛盾の多い) 自閉症概念は学的レベルにおいては、もはや解体しつつしてしまった方がよほどすっきりするように思える。にもかかわらず自閉症概念は確固として生き残っている。いったいなぜであろうか。結論的にいえば、それは社会的になお自閉症概念が必要とされているからである。つまり、自閉症概念は学問的存立基盤を喪失しながら、ある一群の子どもたちを一まとめにして、自閉症というラベルを付与して析出す

る構造が社会的に存在するがゆえに生きながらえているのである。要するに今や自閉症は当初要請されていた医学的概念から社会的概念へと移行したのである」。(小澤 1988 : 27 頁)

例えば、世界的なインクルージョン教育の潮流の中で、日本の障害児教育についても場にとらわれないうち、その子のニーズに応じた教育ということが叫ばれるようになってきている。しかし、実際に進められているのは、従来、障害の種類・程度によって、普通学級、特殊学級、養護学校と分けられていた、所謂分離別学体制を解体し、同じ場で学ぶという前提から個別の支援法を考えるというものではない。現在、普通学級にいる高機能自閉症や LD、AD/HD を含む「軽度発達障害」といわれる子どもたちをできるだけ早く括りだし、個別の治療教育的支援の対象にしようとする体制の整備である。そしてここでも、治療教育の後に、本人の個性に応じた就職の場が提供されるという希望の「未来」が語られる。

誰もが納得できるような優しい言葉で、希望が語られ、その中で気づかないうちに分断を持ち込んでいく。自閉症者も、その家族も、その希望を手にするために、体制の整備に加担することを求められる。

かくして、「発達障害」の団体は、発達障害の親子やそれを支援する専門家だけになる。養護学校の中に、自閉症のみを受け入れる学校が生まれていく⁽⁵⁾。

未来によって、現在が占有される。

5. ジグザクの現在の反復

イデオロギーとしての科学的言説は、人々にそれを内面化するように迫る。しかしそれは逆説的に、服従することを拒む契機を人々に与えてしまう。重要なのはイデオロギーと人々の関係の多元性に眼を向けることであり、イデオロギーと直面して生きる人々の

(5) ここで僕らが注意しなければならないのは、健常者と連続性をもつとされる「自閉症スペクトラム」概念が取り入れられることによって、「自閉症」概念が解体されるのではなく、むしろその存在を保持したまま拡張されている現実があるということである。この点についての考察は、(石川 2005) を参照のこと。

生き方があるがままに記述することのように思う。

兄をめぐる僕の家族の今までの歩みを考えたとき、段々と発展して今にいたったという直線的な流れよりも、むしろ今・ここで問題に直面し、その問題に対して解決したのか、していないのか分からないまま、今に続いているという、いわばジグザクの現在が反復されているように思う。

そのジグザクの現在において、「自閉症」であることは、少なくとも絶対的な意味を持っていなかった。それは、ジグザクの現在のなかで生まれた関係によるもののように思う。

兄や家族と共にあった自分の幼年時代は、運動というものが多元的に存在していたように思う。例えば、僕の周りには「自閉症」の人ばかりではなく、「知恵遅れの人」、「車椅子に乗った人」、「脳性麻痺の人」もいた。兄とその同じ年の「障害児」の定時制高校への就学運動の際には、同時期越谷(埼玉県)で生活ホームをつくった大人の「身体障害者」やその支援者の人がかけつけていた。後で聞いた話だが、彼らがかけつけたのは、運動の趣旨に賛同したというよりも、むしろそこにいけば介助をやってくれるという、「ふてぶてしい」理由だったそうだ。しかし、交渉の場を同じくするなかで、不本意にも就学を免除されたそれぞれの学校体験を語り、越谷の方言で教育局の役人に詰め寄っていく、そういう姿を僕は目の当たりにした。

兄が自主通学していた定時制高校の山岳部の合宿に参加したときには、学生に混じってイランから来っていた労働者がいた。

ある問題が、今・ここで生まれた人と人との関係性の中で、自分の家族が直面する問題が、他の文脈で起こっていく問題へと連絡していく中で、意味づけを変えていく、そんな過程があった。

確かに問題が広がれば広がるほど、解決するのは困難になる。多くは失敗するし、時に分裂もする。その一方で、例えば「発達障害」だけの問題として限定したとしても、それが解決する保障は何処にも与えられていないということだ。

その先に、今、平日の兄の働く場であり、土日僕が活動する見沼田んぼ福祉農園⁽⁶⁾がある。ただそれ

(6) 見沼田んぼ福祉農園通信「龍心伝心」(<http://>

も終着点ではなく、色々な問題が生起し、それに立ち向かう必要に常にさらされている。

障害者自立支援法が成立し、兄が働く小規模作業所は、法人化して生活支援事業にするか、就労移行支援事業に移行するか攻められている。就労支援移行支援事業といっても、結局今やっていることに利用料が発生するという構造になるだけに過ぎないというのが、今の判断のようだ。働き盛りの兄の働く場をつくりだすため、「自閉症者」や「発達障害者」としての特別な支援を求めるのではなく、人々との関係の中に存在を投げ出しながら、行きつ戻りつ現在を生きていくこと。

兄と共にジグザクの現在を反復するということは、或いはその関係性のなかで、自閉症についての意味づけを行い、時にそれを解体することのように思う。

そうであるならば、直線的な時間軸の傍らで、ジグザクの現在を生きている人々の歩みを記述していくことこそが自分の課題のようである。その記述を如何に厚くできるのか、その答えについては別稿をもちたい。

(いのせ・こうへい 見沼・風の学校 東京大学大学院)

参考文献

- 石川憲彦 2005 「自閉症スペクトラムの社会的処遇」
高岡+岡村編 『自閉症スペクトラム』 (81-96 頁)
中根晃 (編) 1999 『自閉症』 日本評論社
小澤勲 1984 『自閉症とは何か』 精神医療委員会
小澤勲 1988 「わが国における自閉症研究史」 高木隆郎+ローナ・ウイング (編) 『児童精神医学への挑戦：自閉症を考える』 岩崎学術出版社 (3-30 頁)
高岡健+岡村達也 (編) 2005 『自閉症スペクトラム』 批評社
滝川一廣 2005 『「こころ」の本質とは何か：統合失調症・自閉症・不登校のふしぎ』 ちくま新書
内山登紀夫+水野薫+吉田友子 (編) 2002 『高機能自閉症アスペルガー症候群入門：正しい理解と対応のために』 中央法規

教育私企業化

佐々木 賢

「民営化」は英語の privatization の訳で、private は「私」の意味が強いから「私企業化」とか「私物化」と訳す方がいい。だが最近の衆院選挙で「郵政私物化」というと実態に近くなり選挙に勝てないので、民衆を欺くために「民営化」と言ったに違いない。

教育の「民営化」もこの観点から見直してみるといい。イギリスやアメリカは教育「民営化」の先進国だから、まずこの国で今何が起きているかを知るべきだと思う。

1. ボール講演

05年に日本で開かれた日英教育学会でのロンドン大学ボール氏の講演「英国における教育の商品化 The Commodification of Education in England」に注目したい。ここで彼は、教育が商品化されているイギリスの現状を説明している。以下に、私の内容理解と整理にしたがい、講演内容を紹介したい。

今イギリスで巨大資本が教育ビジネスの開発を進めている。One-Stop-Shopと呼ばれる「店」にいれば、全ての教育商品が揃う。学校事務や経営や経営に関する情報や物品、校長や教師等の人事、カリキュラムやテストの開発と販売や調査も行う。学校事務に関して、イギリスでは2、3年以内に全てIT化され「民営化」される見通しだ。

かつて、教育官僚が行ってきた教育とは質が違う。市場が理想化され、教育私企業が利益を求めて活動すれば「事がすべてうまくいく」と宣伝されている。

かつて私立学校は公立学校の補完に過ぎなかったが、これからは会社経営の学校が中心になり、公立校はその補完に過ぎなくなる。教育の商品化とは、今の消費社会をそのまま反映したと見た方がいい。

マルクスは価値を使用価値と交換価値に分けた。

教育世界の使用価値は「市民」「知的」「教養」「研究」であるが、交換価値は「単位」「学位」「学歴」「地位」であり、市場原理に従えば、後者が前者を駆逐する。

教えられる知識は専門的で横断的で組織的になり、多様で柔軟なものが多産される。全体として、知識は断片化され、一貫性を欠いた紋切り型になるに違いない。

生徒は顧客である。生徒は「役立つ」「売れる」「有能」という基準で計られ、「単位」「卒業」「スキル」を考えるようになり、受け身になる。思考や真理の探求や理想や創造という価値は軽視される。

教育商品は親に売り込む。戦略として、不安を喚起し、新しい欲望を刺激する。不安内容は、競争のリスク・貧困な学校・危険な道路・失業・薬物・肥満・食欲不信・食品添加物・大気汚染等である。新しい欲望とは「模範となる親」「思慮深い親」「幸福で健康で計画的で適切な処置がとれる親」「子どもへの期待」「子どもへの投資」である。

親業の専門雑誌が情報と助言を提供し、講座があり、教育玩具が売られ、「宿題クラブ」もある。イブニングセミナーでは「男の子の育て方」「女の子の育て方」があり、参加費は1人45ポンド、夫婦だと割引になる。「家族生活を変えるスキル」という電話教育もある。「兄弟喧嘩をへらすには」「大人と子どもの関係をよくする」というワークショップもある。危険防止の児童向け防弾チョッキも売りだされている。

最後に恫喝する。「子どもの失敗は親の責任」「4歳児の選択が人生を左右する」「子どもを優位に立たせない親は悪い親だ」と呼びかけ、「失敗と成功」例を示し、危険を回避して「立派な」親を目標にさせる。ここまでやると市場文化が定着する。

教育市場文化は全ての人に利用可能ではない。目標の達成には親は資力が必要になる。家庭の経済格差が露呈する。1年に生まれる子は約70万人

だから、5 歳以下の市場価値は約 43 億ポンドと概算できる。

学校は生徒の経済効果を考える。一斉テストの結果が全国紙にリーグテーブルとして発表され、目標が達成されたら、生徒の頭割りで補助金が下りる。その上、評判がよくなると入学希望者も増え、学校は経済的に豊かになる。その結果、テスト成績の向上を目指した授業が行われるようになる。

実は、テスト向け授業より、もっと効率的な方法がある。業績に貢献しそうな生徒、教育しやすい生徒の募集に力をいれるのだ。「学校の評判を上げたければ、入学を制限しなさい」と高校長たちは語っている。

生徒は交換価値の生産者だ。「高付加価値生徒」を入れると学校が得する。中流家庭の子で特に女子がいい。「低付加価値生徒」は入れても得しない。中流家庭の男子だ。「逆付加価値生徒」は入れると損をする。下層の労働者階級の男女である。

従来はこのアンバランスを避けるために、「バンディング banding」という制度で、生徒を能力別にバランスよく入れなければならなかった。ところが 04 年 9 月の規制緩和策でこの制度が廃止された。その結果多数の中流クラス公立校が誕生した。高付加価値生徒はすぐに現金化し、学校の評価を高め、次の高付加価値生徒がその学校に集中するようになった。一方で、逆付加価値生徒が入る学校が荒れた。この教育政策は不平等をもたらし倫理の墮落を招いた。

教室での商売も盛んになった。コカコーラ、ブランドの運動用品、ポテトチップ、チョコバーの販売で、年商 3 億ポンドを超える。その他、広告や商品展示などもあり、教室に市場関係が染みこみ、子どもは消費者になるため、企業から実物教育を受けている。

教師には、頼りがいのある教師と改良された教師の 2 種類がある。前者は生徒の学習に関わるが、後者は自分の業績を上げる。前者は同僚を大切にしますが、後者は互いに闘争し競争する。前者は自己創造しようとするが、後者は服従と沈黙を守る。前者は頼りがいがあるが、後者は価値と目的の分裂がある。

前者は知識を求め、後者は収益可能性の面で、適格か不適格かを気にする。前者は社会に関与する

が、後者は関与を放棄し脱社会化する。前者は倫理的に反省をするが、後者はスキルと応用と柔軟性に重きをおく。前者はためらうが、後者は冷徹に計算する。

そして、市場化された教育現場では後者が優位に立つのだ。

結論として、これは教育改革ではなく、教育の危機と見るべきだ。同時に、社会的変容の過程であると見るべきだ。商品化の無差別な適用は社会政策の矛盾を露呈し、道徳の経済への服従を意味する。この壮大なる単純さは、今後ますます進展していくであろう。

以上がボール講演の趣旨である。

II. 教育再考

ボール講演は進行中のイギリスの教育改革の全体像を説明している。だが「教育の危機」という表現には違和感がある。イリイチは『脱学校の社会』(1971 年)の中で、学ぶ価値が「学校に出席して単位を得る」という制度に置き換えられることを「価値の制度化」と称した。近代教育には、元々資本主義の功利的な概念が込められていた。

教育は資本主義と同時に産まれた。近代以前には親や親方が子どもに生業を教えても、教育とは言わず、修業や奉公だった。それは学びであって教育ではない。「学ぶ」自動詞を「教える」他動詞にしたのは近代だ。近代以降、人間を資源と見て「人材開発」と呼び、教育を生産過程と見て商品化した。

その後、白教育と黒教育の対立が続いている。白教育は平和や市民や愛の教育であり、個性や自由を重視した。これは大人の理想を教育に被せたものだ。黒教育は受験や詰め込みや強制の教育で、これは大人の不安や実利的欲望を教育に被せたものだ。ボールの指摘通り、商品の売り込み戦略は、顧客の理想と不安につけ込むことにある。近代の最初から、教育は商品として見られていたのだ。

教育学者やマスコミは白教育が好きだが、庶民は黒教育が好きだ。教育を受けると、地位や収入が保証されるからだ。だから、教育は「資格をもった教師が他者に資格を与える営み」と限定概念で使う方がいい。この概念でみると、教育世界は常に現実社

会を反映してきた。貧富の格差の大きい社会では格差が教育に現れる。その逆は真ではない。平等教育をしても平等社会は実現できないが、不平等社会は教育現場にすぐに現れる。

卑近な例として、1960 年代日本の高度経済成長期と、1990 年以降のグローバル経済期の今を比較したい。高度成長期には、大企業を始めとして、中小企業や中小商店も栄え、若者は仕事を見つけやすかった。偏差値教育は悪名が高いが、偏差値によってそれぞれ仕事が見つかる社会だった。受験偏差値が低くとも、コツコツ働く若者は、職工さんや職人さんや小商店主になった。

グローバル経済下の今、極少数の超エリート以外は仕事が見つけない。公務員や正社員の中間層が没落し、数十万人のニートや数百万人のフリーターがいて、それが年々増えている。大企業が派遣会社や業務請負会社に仕事を外注し、中小の工場は海外に移転し、量販店が地域の商店を壊滅させ、大手工務店が職人の仕事を奪ったからだ。

ニート増加のピークは大卒 1 年後と高卒 1 年後の 2 つの時期であることを、政府統計が示している。若者が長々と教育を受け、社会に出てみると、やるべき仕事が無く、あっても小学校 4 年生程度の誰でもできる仕事しかない。この時若者は教育の価値を疑う。

ボールが「教育の危機」と言ったのは、実は社会の危機なのだ。ボールの言う「改良教師」が「頼りがいのある教師」を駆逐したのは、実は成果主義を押しつけられた全労働者の危機なのだ。学校選択の自由やバンディング解除の規制緩和策で学校が序列化されたのは、実は社会が鈍角三角形から鋭角三角形に階層分化したことの反映なのだ。

社会の状況によって黒教育と白教育は入れ代わる。高度成長期にはゆとりがあり、白教育の学校も存続可能だったが、グローバル経済期にはゆとりがなくなり、黒教育の学校だけが巾を利かすことになる。小学生には白教育も通用するが、受験や就職の前に中学や高校や大学は黒教育しかできなくなる。

ボール講演はそのことを「消費社会が学校に浸透した」と解説している。その浸透状況を、改革先進国の英米と日本で比較してみるのが本稿の目的である。

III. ギャッツ

WTO (世界貿易機構) の最近戦略は GATS (General Agreement on Trade Service 投資に関する一般的合意) に重点がおかれている。教育・福祉・水道・ガス・電気・道路・郵便・交通・医療・軍隊・刑務所等の公共事業を私企業化することだ。

自然や公共的なものを私企業化すると、民衆は生活が苦しくなる。新自由主義経済のもとで、商品や株や為替取引で瞬時に数百万円も稼ぐ人がいるので、貧困者がますます貧困化した。世界の富は一定で、少数者に富が集中したら、当然多数の貧乏人がでる。貧乏人は物が買えないから、企業は売れる物を新たに創出する。貧乏人でも買うもの、それは自然や公共的なものである。

フィリピンのマニラや中国の成都で水道が「民営化」されたら、料金が倍に跳ね上がった。カリフォルニアの州知事選挙で水道「民営化」に反対する人が当選したが、WTO に提訴され裁判で負けた。WTO は国家や自治体政府より強くなっている。

それに空気も「民営化」される。地球温暖化対策の排ガス規制を金で処理するからだ。水や空気や道路や教育は貧乏人でも必要だから、そこに目を付けたのだ。

アメリカは刑務所の「民営化」が進んでいる。04 年の OECD の貧困率 (平均所得の 2 分の 1 以下の人々の全人口比) 調査ではアメリカは 17% で、世界で上位の格差社会である。貧困率が高い国は犯罪も多い。アメリカの囚人は 230 万人、アメリカ人百人に 1 人が刑務所暮らしをしていることになる。

民託刑務所は巨大産業になる。囚人の電話はコレクトコールで、料金は 6 倍だから、電話会社と提携すれば収益が上がる。囚人労働は時給 17 セントと安いから、働かせれば働かすほど刑務所工場は儲かる。だから民託刑務所は「刑務所産業複合体 (Prison Industrial Complex)」の異名がついている。

日本の貧困率は 15.5% で、犯罪率もアメリカを追っている (北欧諸国は 4% 台)。05 年の全検挙者数は 38 万強で、その 1 割強が 65 歳以上の老人だ (『朝日新聞』06 年 1 月 29 日)。老人専門の刑務所 (尾道刑務所) もあり、そこには手押し車や介護用品も

あり、刑務官が朝夕に心臓病や血圧の薬を配っている (NHK「クローズアップ現代」)。さながら福祉施設のようなのだが、これが「民営化」されたら大変だ。今でも定員の倍以上の囚人がいるので刑務所増設の動きがある。

要するにギャッツ戦略は庶民に打撃を与える。だから G A T S を「Greedy Attack on our Town Services (公共サービスへの貪欲な攻撃)」の略だという人っているのは当然だ。

IV. 「民営」教育の今

教育改革先進国のアメリカやイギリスで「民営化」された教育の綻びを伝えた新聞記事が沢山ある。あまりに多くて紹介しきれないが、そのいくつかを取り上げてみたい。

週 4 日制

公教育の予算がカットされたので、過疎地の学校では金曜日を休み、週 4 日しか授業ができなくなっている。例えば、コロラド州の 180 学区中の 36 学区、ワイオミング州の 48 学区中の 20 学区、アリゾナ州やサウスダコタ州など 8 州それぞれの 20 学区が週 4 日制になっている。

過疎地では生徒をスクールバスで送り迎えしなくてはならない。そのバス代が出ないのだ。過疎地の学校は利益にならないからだ。利益を目的にする私立学校や株式会社の学校は過疎地を見向きもしない。

エッジモントの学校区では 140 万ドルの教育予算のうち 24 万ドルを削減したため、3 人の教師と 1 人の校長の首を切り、幼稚園を閉鎖し、金曜の授業をカットした。

地域にとって学校はコミュニティの中心だから、なくすわけにもいかない。15 州にも広がる教育予算の激減は 1970 年のエネルギー危機以来のことだという。両親が共働きの家庭は痛手である。通学費が 80% も上がり、金曜日に子どものデイケアも頼まなくてはならない。まるで、アジアの途上国並の教育条件に落ちたと嘆いている (『ニューヨーク・タイムズ』02 年 6 月 9 日)。

外国人教師

イギリスの全教員の内、外国人教師が 15% を占める。公用語として日常的に英語を話す百ヶ国から教師がくる。ジャマイカからきたパトリック・バーゴ (29 歳) は数学を教えて月給 700 ポンドだ。自国で働く、この半分の賃金だという。一般に途上国の賃金は先進国の 10 分の 1 で、教師や何かの技能を持っている場合は 10 分の 2 になる。

イギリスの教育企業は自国の 5 分の 1 の賃金で外国人教師を雇うことができる。グローバル経済下では格差を利用し人件費の節約ができる。

ジャマイカでは教師の 5% が流出し、深刻な教師不足になる。南アフリカ政府は教師の横取りを不満とし、イギリス政府に賠償要求している。イギリスの教員組合は外国人雇用政策に反対声明を出している。だが教育技能省は「外国人教師の質は高く、わが国に重要な貢献をしている。教員採用は国には権限がないのであずかり知らない」と答えている (『ロンドン・タイムズ』03 年 10 月 29 日)。

移民を含む国際的な労働移動は水の低きに流れるように、先進国の労働者の賃金をも低くする。これがグローバル経済の特徴だが、その低くなった分、誰かが利を得ているはずだ。教育世界で利を得たのは教育産業の資本家で、父母ではない。教師の給与を値切ると教育サービスがよくなるわけではないからだ。

チャーター・バブル崩壊

母親トレーシー・ベンソンは 2 人の子を 4 年間に 3 回も転校させた。あるチャーター・スクールでは学年担任 3 人の内の 2 人が学期途中で辞めた。経験豊かな教師が給与が高いから、経費削減のために辞めさせられたのだ。その直後、クラスが荒れ始めたという。

別のチャーター・スクールに転校したら、ある日突然、子どもが「2 週間後に学校がなくなるって、先生が言ってたよ」という。学校に駆けつけると、父母が百人ほど集まっているが、校門に鍵がかけてあり、警官隊が出てきて父母を排除した。この学校は経営不振で閉鎖になったのだ (『ニューヨーク・タイムズ』03 年 3 月 5 日)。

この記事は長いので要約すると、以下ようになる。チャーター・スクールが登場し始めた頃、「教育を自

由市場に」と叫ばれ、公立学校に代わる優れたシステムだともはやされた。この学校に通う子ども 1 人につき年に 5,100 ドルの公的補助が出た。

1990 年の初め、チャーター・パブルが崩壊した。その理由の第一は、教員の身分保証がないことだ。教員組合がないから、校長をも含む教職員がすぐに解雇される。チャーター・スクールは公立校の教組を潰すために作られたケースもある。教師が減るとクラス合併もあり、子どもたちが不安になる。

第二に、規制緩和で教職員の資格審査がないことだ。校長の資格が問われないと、カレッジも卒業していない校長がくる。また、犯罪経歴をもつ教職員がいた。

第三に、チャーター・スクールの 3 分の 1 が赤字になった。生徒の頭割り補助金を当てにした学校経営はさほどたやすくはない。生徒の流出が激しく、生徒数が減ると経営が困難になる。建物や清掃や事務や管理の費用は同じだからだ。

第四に、成績を短期間に向上させる約束で学校が作られたが、約束の未達成校のうち、公立が 19% なのに対し、チャーター・スクールは 38% であったことだ。

第五に、行政の責任が曖昧であること。州のチャーター・スクール委員会はほとんど機能していない。民間委託とは、行政がそう簡単に立ち入れないことを意味する。学校破産を父母より後になって知るといふ。学校がつぶれるかどうかの判断は父母の責任であり、自己責任の市場原理が働いている。

以上が『ニューヨーク・タイムズ』紙の解説である。この事態は最初から予想できたのに、大統領や教育官僚、マスコミや国民までもが「教育に市場原理」とはしゃいできたのが恥ずかしい。だが、これがボールのいう「壮大なる単純さ」なのではないか。

教師派遣業

「儲け主義の教師派遣業が大成長」の記事がある(『ニューヨーク・タイムズ』05 年 4 月 4 日)。家庭教師の派遣業が 2 年間で倍増した。公立校在学中で成績の悪い生徒に政府がチューター(家庭教師)の費用として年に 1 人約 2,000 ドルを補助する。潜在需要は年に 20 億ドルと見積もられ、企業は「儲かる商売だ」と直感した。今では全米で家庭教師派

遣業が 1,800 社ほどになっている。

親への贈り物合戦が始まった。パソコンやバスケットの入場券、デパートの商品券を配り、「落第したら無料にします」と提供不能なことまで約束する。時には「学校警察だ」と称する人に強制的に契約させられた例もある。シカゴでは悪質業者が提訴された。契約しても教師が現れず、生徒がテスト前に何の手当ても受けなかったのだ。

この攻撃的な商法を取り締まる法はない。逆に教育省の高官は「さらに規制緩和して市場を活性化する」と発言しているからだ。

この記事の最後に、識者のコメントを載せている。「業者は年に 2 億ドルを稼いだ。それも国家規模の大手業者の収入になった。多数の公立学校が“失敗校”」のレッテルを貼られた。潜在需要は詐欺の温床になった。この制度が適格な生徒は 11% に過ぎないのに、親が業者の宣伝に乗せられたからだ。」

ブッシュ政権の教育政策の目玉はチューター、チャーター、バウチャー(教育切符)の 3 つにあったが、どうやら教育企業だけが儲かったようだ。

教育費高騰

イギリスでも家庭教師が盛んになった。00 年にナショナルテストに難易度の高い A レベルが導入され、6 年生の受験者数が 25% 上昇し、同時に家庭教師が激増した。テレビや新聞の家庭教師の広告は年に 1 億ポンド(約 200 億円)を記録し、10 年前の 10 倍になった。

ロンドンの全生徒の 65% は家庭教師をつけている。その費用は 1 時間 15 から 36 ポンドで、家庭の負担は年に 2,000 ポンド(約 40 万円)ほどになる(『ロンドン・タイムズ』02 年 7 月 5 日)。

ただ、新聞には「グラマースクールや有名カレッジに入るには、親は高い費用をかけるべきだ」(『ロンドン・タイムズ』02 年 11 月 9 日)などという識者のコメントも載せている。「教育を受けたければ金を払え」というわけだ。WTO のギャッツの政策をそのまま口に出している識者が出ているのだ。

大学の費用も上がる。現在の奨学金は、年 1,000 ポンドであり、全学生の 30% が受給している。だが 06 年度から、年収 3 万ポンド(約 600 万円)以上の家庭は奨学金がなくなり、国公立大学の授業料は、

現在 1,000 ポンドだが、3,000 ポンドになる（『ロンドン・タイムズ』03 年 1 月 23 日）。

これからは貧乏学生はいらないという方向に進む。貧乏で優秀な学生は民間の奨学金を受けることになるが、この場合、卒業時期に多額の負債を抱え、奨学金を出してくれたスポンサーに頭が上がらなくなる。俗に Intelligent sweat shop(知的奴隷)と言われるのはこの人たちだ。この人たちは大企業の頭脳とし働きはじめる。

テスト

ポール講演の主旨は、教育「民営化」は「壮なる単純化」を進めるという点にある。単純化の筆頭はテストである。テストは教育の効果を点数で明確に示すからだ。「教育の目的は点数にあるのではない」という白教育論者の議論をよそに、教育私企業は「テスト成績を上げ、有名大学に進学させます」と宣伝し、親はその宣伝にのる。

だが、学校現場の教師や生徒はテスト嫌いが増えている。『ロンドン・タイムズ』の調査（02 年 12 月 30 日）によると、7 歳児テストで子どものストレスが高まっている。テストのために不安過多・食欲減退・不眠・夜尿・健忘症になる子が増えたのだ（筆者注、テストのために健忘症になるのを逆機能という。意図したこと逆の結果が出るのだ）。

教師の 88% が「児童は学期始めに試験恐怖をもつ」、66% が「10 年前よりストレス多い」、84% が「テストは学力向上に役立っていない」と答えている。教師は一律に「テストは子どもが子どもでなくなる」とか「ストレス原因は親の傲慢さと欲にある」と思っている。イギリスの成績のいい子は 7 歳から 18 歳までに 100 回以上のテストを受けるから、負担も大きい。

『ニューヨーク・タイムズ』にも同類の記事が出ている（03 年 5 月 21 日）。フロリダに住む父親が小学校 3 年生の息子のことで学校に呼び出された。子どもが病気でもないのに、吐き気をもよおした。4 年生への進級テストを気に病んでいるらしい。

フロリダでは小学校の各学年で進級テストがあり、不合格者は落第する。急いで息子に家庭教師をつけたが、「ボクはもうだめだ」とため息をついている。父親は「結果がどうあろうとがんばりなさい。パパもママも愛してるからね」と伝えた。だが結果は不合

格だった。不合格にも「努力を認める不合格」と「努力しない不合格」の 2 種類あり、その子は努力は認められたので、褒めてあげたが、その後に不登校になったという。

この記事には、3 年生 101 人中不合格が 23 人いて、貧困家庭の子が多いと伝えている。また校長の「テストは意味がない。教師が日常に知ってること以外に何も語らない」というコメントも載せている。最後に記者は「過去のどの調査でも、落第の効果はないと証明しているにもかかわらず、フロリダ州の教委は落第制度を作った。事情を知る現場に発言権を与えない方式を最初に確立したのがフロリダだ。ブッシュ（知事。大統領の弟）は自分の信念のみで政策は変えない、データがどう出ようと」と皮肉っぽく記事を結んでいる。

「現場を無視する教育改革」は日本も同じで、これは次節で述べる。だがどうして行政は現場の声を聞こうとしないのか。その理由は、次の記事を見れば分かる。

イギリスの教員組合と校長会が「テスト委員会が業者と癒着することを恐れる」と警告を発している。テスト委員会は政府の外郭団体（民間）で、ナショナル・カリキュラム（日本の学習指導要領）にそって、各種のテストを作成し実施する機関だ。業者とはアメリカの大手テスト会社のピアソン社である。

ピアソン社はアメリカ最大のテスト産業で、毎年 4,000 万人にテストを実施し、データー処理をしている。2003 年 5 月、ピアソン社がイギリスのテスト委員会を 2,000 万ポンド（20 億円）で買収したのだ。同社はヨーロッパ全土に自社のテストを広げる足掛かりとして、まずイギリスに上陸したのだ。

イギリスには G C S E (General Certificate of Secondary Education、16 歳で受ける高卒認定試験) という国内テストがあるが、ピアソン社は国際 GCSE を発売している。イギリスで評判の悪い国内 GCSE を受験する 125 万人の生徒が、国際 GCSE に鞍替え受験することを期待しているのだ。ピアソン社はイギリス全土の高校生 500 万人の 4 分の 1 を狙っている（『ロンドン・タイムズ』03 年 10 月 28 日）。

労働市場が国際化した今、国内テストより国際テストの方が権威が高まるのは必然の流れだ。イギリスの高卒者がドイツやアメリカで就職することがある

からだ。だがテスト利権は、もし百万人が受験すれば、1 回のテストでおよそ 10 億円が見込まれる。20 億円のテスト委員会の買収などは安いものだ。

イギリスの教組と校長会が委員会と業者の癒着を心配しているが、必ず癒着する。というより、合法的に一体化する方向に進んでいる。テスト産業は元手がいらぬ。テスト作成と印刷と会場を用意し採点はコンピューターで処理する。それで数十とか数百億円の収入があるのから、一度やり始めたら止められない。

WTO のギャッツ戦略が教育世界に現れたのだ。この巨額の利権を前に、現場の意見を聞くはずがない。子どもたちのテスト・ストレスも気にしない。政府とマスコミはグローバル資本の走狗となっているから、あまり利権のことに触れない。後は、親の同意を得るだけだ。親は元々教育に従順だから、資本にとっては好都合である。

V. 日本の現状

これまで英米の教育「民営化」現状を見たが、日本はどうだろう。

東京都職組の情報では、都は 06 年から都立学校経営支援センターを立ち上げる。組織の成員は、教育庁管理主事と指導主事の他に建築技師なども含み、各都立校の職員会議に出席する権限をもつ。

噂によると、この組織の開設委員たちの間で、これからは校内の進路指導係はいらぬといっているという。進路指導は「民間」に任せるからだろう。この組織はイギリスの One-Stop-Shop のひな型のような。

私立学校

新聞折り込みで偏差値中位程度の私立 T 高校の広告があった。宣伝内容を要約する。第 1 に進学実績、第 2 に部活実績、第 3 に学校行事、第 4 に教職員増員、第 5 に週 6 日制をしていること、第 6 に建物を新しくしたこと、第 7 に予備校のカリスマ教師作成のドリル式テキストの使用のこと、第 8 に夏期冬期休暇の講習、が書かれている。

現場の学校では数値で評価されるもののみを「改革」と思い込んでいる。この宣伝をみると、「壮大な

単純化」は日本でも進んでいることがわかる。

教師処遇

だが、その背後に何があるか。この T 高校は近年、正規の常勤教師を全員解雇した。そして 1 年契約で再雇用するが、不服な者を辞めさせる。契約教師だと人件費は 5 分の 1 で済む。「教師増員」や「少人数クラス」の背景には、短期雇用教師を増やすのだ。

教師 300 人がいる派遣業の「中学受験鉄人会」では教師を 3 ランクにし、時給 7,500 円、6,000 円、5,000 円としている。また派遣業「キリタル」経営の「インターナショナル・スクール」はパイリンガル教育をするが、時給 6,300 円だ（『毎日新聞』05 年 7 月 19 日）。新聞の塾講師募集広告を見ると、時給 3,000 円から 1,500 円のものもあるから、今後は値下がり傾向にある。

私塾教師が生徒を殺害した事件を受け、塾教師の検定試験も始まる。07 年から「全国学習塾協会」が発行するが、資格期限は 1 年だ。審査項目は学力・行動規定・倫理綱領・法規・授業ビデオ・言葉づかい・服装・態度である（『毎日新聞』06 年 1 月 12 日）。

教師の使い捨て時代になった。短期の契約か派遣で身分保証がなく、社会保険もなく、将来不安を抱えた教師が、ランク付けされ、時給を値切られ、子どもたちの前に立つ。

学費

JR 東海とトヨタと中部電力の出資した私立中高一貫校の「海陽学園」が 06 年に開校する。開校準備のため文部科学省の官僚がイギリスのイートン校視察に派遣された。公務員が私立学校の使い走りをしたのだ。

この学校は「勝ち組企業に入るパワー・エリート養成」をうたう。授業料は年 120 万、全寮制でその寮費は 120 万、入学金は 40 万、入寮費は 20 万であり、6 年間で 1,500 万円かかる。

岡山の朝日塾中学は新幹線通学者が多い。その校長は「学校はサービス業だ。買う側の経済力が必要で、年収 500 万円以下の人は来ないで欲しい」と言っている。

受験エリートたちは、日本の大学を卒業してアメリカの大学院に入り、経営修士 (MBA) を目指す。それを支える業者がいるが、サポート費 345 万円、渡米前に 150 万円、渡米後の学費と寮費は、公立大は 180 万、私立大は 400 万、合計で、公立大の場合、675 万円、私立大の場合、895 万円だ (以上全て『毎日新聞』05 年 7 月 19 日以降の、シリーズ「格差幻想」による)。

アメリカの経営修士号を取りスイス銀行に就職すると初任給 1,000 万円、それを目指して幼稚園から教育をすると幾らかかるか。まず幼稚園バイリンガル教育 2 年間に 200 万、学区外名門小に入るためのマンション購入に 3,000 万、私立一貫校に 6 年通って 1,500 万、米の 4 年制大に留学して 4 年間に 1,500 万、それに大学院経営学修士に 1,000 万とすると、合計 7,200 万円になる。

年収 1 億円以上ないとできないが、これができる家庭が日本に百万人以上いる。04 年のメリルリンチ調査で日本の億万長者は 134 万人になったからだ。この人たちの税金は小泉政権下で半分以上に下げられたから、容易に巨額の教育費を出せるであろう。超富裕層の子が超富裕層に入れる道を開いたのが、現行の教育改革といえる。

公立一貫校

公立の中高一貫校がブームになっている。04 年までに全国で 42 校あり、05 年に 4 校増え、今計画中的なのが 43 校あるから、100 校を超える。入試倍率は軒並み 10 倍から 20 倍になっている。

高校入試に見られる偏差値競争が中学に下りて来たのだ。また、公立の私立化と見ることもできる。これに対して『読売新聞』は「中等教育に新しい風を吹き込むことが出来るのではないか。第三の選択肢には、そんな期待も高まる」とアホなコメントを出している (05 年 1 月 27 日「教育ルネサンス・中高一貫公立に熱い視線」)。

東京都立初の中高一貫校、白鷗高校付属中の応募者は、定員の 13 倍に達した。都教委は「都民が魅力を感じ、期待している表れ」とこれまたアホなコメントを出している (『毎日新聞』05 年 1 月 22 日)。『朝日新聞』では、中高一貫校を受けた子の親にアンケートで理由を聞いている。そのトップは「公立中

の教育環境が不安」72% であり、「個性を伸ばしてくれる」が 48% である (06 年 1 月 17 日)。

黒教育しか頭がない親が「受験環境」というべきところを「教育環境」と答えている。かつては受験に関係なく、のんびり過ごす公立中学があったが、これからは親が許さなくなる。「個性を伸ばす」というのは、「受験に力を発揮する」という意味だろう。

子どもに中学受験を強いるなら、小学校低学年から毎年百万円かけて塾通いをし、大量の宿題をこなし、土日はテストでつぶれ、昼夜 2 食分の弁当をもたせ、子どもの受験ストレスや成績別クラス分けのひがみと付き合う覚悟が必要だ。なにせ、公立中高一貫校には 10 数人に 1 人しか入れないのだから。

授業外注

授業の「民営化」はすでに行われている。公立中学に民間塾の教師が出張授業をし、大手の予備校が公立高校の授業と受験カリキュラムを請け負っている。港区立中学では 1 年から 3 年までの英・数・国の授業を「早稲田アカデミー」が行い、テキストも用意している。検定教科書など使っていない。全生徒の 2 割が受講し、区から 2,200 万円の補助が出るから全員受講できる。「生徒に勉強の習慣をつけて区立の教育の質を高めたい。結果として私立から生徒を取り戻す投資として、高いとは思わない」と区教育長は語る。

江戸川区立中は正規授業に「全国学習塾協会」の派遣教師がきて、習熟度別に年間の算数授業の半数をこなしている。「代々木ゼミナール」の派遣するのは 180 校に達し、その内 6 割は公立学校だ。

私立日本橋女学館の「スーパー特進コース」は、大手予備校が 7、8 時間目の授業をする。「進学に特化した指導はプロに任せた方がいい」と校長はいう。

私立浦和学院の「特別選抜コース」に大手予備校「ナビオ」がきて、国公立大学の合格者が増えたという。「いい大学に現役でという要望に応えないと、立派な理念を語っても生き残れない」と校長は黒教育の本音を語っている (以上、『朝日新聞』06 年 1 月 11 日「広がる授業外注」)。

ボール講演で「イギリスの教育改革は、単なる教育の改革ではなく、公私の逆転を意味し、商品社会

が教育世界に浸透したことを意味する」と語ったことを思い出す。日本もグローバルのギャッツ戦争の渦中にある。

一斉テスト

文部科学省は 07 年から全国一斉学力テストを行うと発表した。小学校 6 年生と中学 3 年生の 240 万人に国語と算数の 2 教科で実施する (『毎日新聞』05 年 9 月 3 日)。

一斉学力テストを実施している自治体は 04 年度にすでに 39 都道府県と 11 政令都市の 50 教委である。中山成彬文科相は「競い合う心が必要だ。学力低下の懸念があるので、ゆとり教育を見直す」と発言している。

今回の発表について、現任教組幹部は「個性ではなく点数で評価するのはよくない。いつか来た道で、教育内容の国家統制につながる、全国に拡大すれば日本の義務教育は崩れる」と発言している (同上『毎日新聞』)。

だが「いつか来た道」ではない側面がある。世界のテスト産業が日本市場も制覇しようとする前段階にあるからだ。「義務教育の崩壊」というより、公教育の崩壊というべきで、公共サービスを奪うギャッツ戦略であるとの認識も必要だ。

「国家統制」を警戒すると同時に、「企業支配」を恐れなければならない。教育産業は国家の学習指導要領や教科書は使わず、自前のテキストを使う。首都大学東京の学部カリキュラムは河合塾が請け負い、国立大学法人茨城大学の入試や江東区等の一斉テストがベネッセに発注されたからだ。

大学

大学経営や授業内容に企業家が参加している。「21 世紀大学経営協会」の理事長はオリックス会長の宮内義彦である。早稲田大学の副総長は元山種証券の社長で 21 世紀大学経営協会のメンバーだ。彼は早大に「大隈塾」を作った。ここで「部下の牽引力や自己犠牲など、真のエリート」を養成する。

首都大学東京の学長は元日本郵政社長の高橋浩だ。彼は 21 世紀大学経営協会の総会で次のように発言している。「大学の役割は民間会社と同じだ。原材料 (学生) を仕入れ、加工して製品に仕上げ、

卒業証書という保証書をつけ、企業へ出す」と (『毎日新聞』06 年 1 月 11 日)。

ボールの説く「壮大な単純さ」は日本でも進行中なのが分かる。結果は見えている。公共サービスの私企業化や商品化は「道徳の経済への服従」をもたらすであろう。今はもうその時代だが…。

階層構造

神奈川県の高校入試に異変がおきた。定時制の応募者が増えたのだ。1990 年代は 200 人程度だったのが、02 年に 600 人となり、05 年に 900 人になった。定時制の人气が上がったわけではない。県の高校進学希望者約 6 万人の内、行き場を失った 1.5% の中卒者が公立定時制に殺到したのだ。

県教委は 05 年に高校再編計画で、ここ数年間に「特色ある学校作り」を掲げて学校統廃合を繰り返し、05 年には 72 クラスを減らしたからだ。定時制の応募者が増えたのを見て、県教委は、4 月に急いでクラス定員 35 名を 40 名にし、7 クラスを増やしたが焼け石に水だった。経済的に貧しい家庭で成績の悪い子たちは 4 度も 5 度も落とされて意気消沈していて、かわいそうで見とれない。

4 月にクラス定員を急に増やされた定時制の教師は「新入生の授業が成り立たない。教室に入らないでバイクで走り回り、タバコを吸い、廊下を徘徊し、喧嘩をし、騒然としている。外国籍や鑑別所帰りや保護観察中の子がいて、不登校や片親家庭や授業料を払わない貧困家庭の子たちも多い。」と状況を説明している。ただ生徒の身になって考えてみると、4 回も 5 回も入試に失敗し、やっと入れた学校だが、入ってみると教室は過密状態、先生もやる気がなさそうで、「自分たちはここに収容されたんだ」と思ったに違いない。

かつての定時制だったら少人数で、ベテラン教師もいて、1 人 1 人の生徒とコミュニケーションもとれ、家庭的な雰囲気を作れた。今はそれが崩れ去った。統廃合のために遠距離通学になり、駅からも遠くて暗い夜道を歩かなくてはならない。

急増されたクラスに補充された教師は新卒ばかりで、荒れた生徒の前で立ちすくんでいる。教師たちは「とにかく辛抱しよう。夏休みまでに、荒れた子たちが辞めていくから」と密かにささやきあっている。

成績の悪い子でもサポート校へいけばなんとかなる。転編入を1年中受け付けて、入試は無く本人の希望があれば誰でも入れる。ただ、学校法人ではなく、株式会社なので政府の補助金がない。保護者からの授業料だけで賄うので、年に100万円かかる。

問題なのは、貧乏で成績の悪い子たちだ。サポート校には金なくて入れず、公立全日制高校へは成績が悪くて入れず、公立定時制をめざしたら、すでに統廃合されていて、遠距離通学だったり、都市部では荒れていて授業が成り立っていない。

これは神奈川だけの話ではない。学校選択の自由や「特色ある学校作り」のかけ声で、統廃合を進めてきたので、全国の公立高校数は減っている。予算を中高一貫校に向けてきたので、他の学校は経済的に貧しくなり、特に定時制の廃校が進んだ。

一方に1,500万円もする私立一貫校ができ、他方に1.5%の行き場を失った子どもたちがいる。かつて「十五の春を泣かせるな」とスローガンをかけ高校全入運動があったが、今全国に「十五の春は泣いている」1万5千人ほどの子どもたちがいる。これが教育改革の実態だ。

全国で1万5千人は少ないだろうか。いやこの数が毎年累積されていくのだ。「高校は義務教育ではないから、何も高校にくる必要はない」との説もあるが、これは乱暴な意見だ。昔は可能だった中卒就職は、今は皆無に等しい。彼らはどこにいけばいいのか。社会に受け皿がない。切り捨てられたのだ。

これは教育問題ではなく社会問題だ。社会の階層構造がそのまま教育の場に現れたと見る方がいい。階層をA・B・C・Dの4層に分け、A層が年収1億以上で国内に100万人強、B層は年収1千万前後で3分の1、C層は年収300万以下で3分の2を占め、無収入のD層が1%から2%いる、こういう社会が推察される。

今後、A層だけが収入を増やし、その結果B層がC層に転落し、C層がD層に転落していくことが予想される。これがグローバル資本の目指すところで、構造改革の「成果」ではないか。今の教育世界はその社会構造を敏感に反映したに過ぎない。

ボールはイギリスの教育私企業化の現実をみて、これは教育改革ではなく、社会の変貌そのものが教育世界に現れたものと解説した。この社会変貌はWTOのギャッツ戦略によってもたらされた。全ての公共サービスを私企業の投資先にしていくのだ。そして、英米と日本において、教育の私企業化が進んでいる実情を報告した。

この動きは、庶民にとって明らかに不利なものになぜ反対しないか。一つは、政府と私企業がぐるになり、学者やマスコミが加担して、「教育民営化が教育改革に必要な不可欠だ」と宣伝し、親がその宣伝に乗せられたからだ。もう一つは、庶民の側の深刻な事情がある。それはセグメントだ。この語は適切な訳語がないが、個人がバラバラにされる状態を意味する。

一人一人の個人は弱いので、社会の荒波の防波堤の役割を担うのが、家族や地域や学校という中間集団だったが、これが崩れつつある。グローバル企業は商品の売り込み先を個人にする。携帯電話が家庭電話を駆逐しつつあるのを見ても分かる。経済グローバル化は生活の中で共同性を奪う。私企業化によって売りにだされる教育商品は個人を対象にするが、すでに庶民の中に共同性が失われているので、受け入れられ易いのだ。

ここで問題になるのは労働市場である。将来の地位と収入を保証して、始めて教育商品が売れるのだが、一部の超エリートを除き、庶民の若者はニートやフリーターになっている。庶民がこの矛盾に気づけばいいのだが、親たちは気づいていない。若者たちはすでに感じて、それが校内暴力や不登校や学級崩壊となって現れているのだと思う。その事情については、雑誌『現代思想』06年4月号掲載の拙論「教育『民営化』の意味」を参照されたい。

(ささき・けん 社会臨床学会運営委員、神奈川県高等学校教育会館附設教育研究所代表)

昨今の教育政策における「心」とは何か

小沢 牧子

学校教育の領域に「心」というあいまいな言葉をしばしば見聞きするようになって、十数年になる。「心の教育」「心のケア」「愛国心」「心のノート」などである。

ところで「心」の流行するこの十数年をみると、前半と後半で、言葉の用いられかたに相違がみられる。90年代半ばのころまでの「心」はおもに、「子どもの心の問題と相談体制」のように心理学的な色彩で語られることが多かったが、90年代後半から現在にいたる時期においては、「国を愛する心」のように、道徳教育との関連で使われる場面が目立って増えている。この変化は何を意味するのか、また二つの「心」の中身はどう関連しているのか。さらに、現在強調されている「心の教育」は何を意味しているのか。本稿ではこれらの問題について考える。

1) 新自由主義の広がりとは「心」の強調

まず、背景にある経済・社会構造の変化を見ておく必要がある。

80年代後半から、民営化と規制緩和・自由化を核とするグローバル経済が日本社会を支配しはじめ、90年代後半になって、新自由主義という言葉が世の中に広がってきた。それとの関連で、能力主義や成果主義、格差社会、果ては勝ち組、負け組などという言葉も抵抗もなしに使われるようになっていく。この新自由主義の浸透と「心」の流行の関連性を、何となく感じている人は多いのではないかと思う。時代的にみても、両者は平行して出てきているからだ。

いまさら言うまでもないが、新自由主義（ネオリベラリズム）とは、ひとつの経済思想のことである。その思想にもとづいた経済のしくみが、いま世界を席卷しているが、それは政府の機能の縮小、一切の規制の廃止、市場原理の絶対化を特徴とする。つまり自

由競争の歯止めをはずす経済政策である。日本でいま流行りの「民営化」（privatization—本来私有化や私事化と訳すべき）もその一環である。80年代にイギリスではサッチャー、アメリカではレーガンが新自由主義をさがけて実行し、日本でもやはり80年代、中曽根内閣のときに、この考え方のもとで電話や鉄道が民営化された。

中曽根内閣といえば「臨時教育審議会」が即座に思い浮かぶ。1984年から87年の三年間にわたってひらかれた臨教審は、学校教育のありかたを、新自由主義の方向に切り替える中身を持つものであった。答申には、学校の自由化、教育の個性化、国際化、生涯学習化などの美句が並んだが、実際には学校の私企業化と競争の自由、個性化の名による能力主義化と振り分け、国際的エリートづくり、学習の自己責任化などの方向性が、おもな内容であった。現在進められている学校選択と設立の自由化、習熟度別学習、特別支援教育、中高一貫校や超エリート校づくりなどは、その具体的な姿である。それらは一体となって、子ども・若者層にもいわゆる階層格差を作り出している。あからさまな強者優遇・弱者切り捨ての、二極化社会構造の進行である。

新自由主義の浸透と「心」の流行とは関連があるとさきに述べたが、新自由主義が進行し臨教審がひらかれていたさなかの85年に、「心の専門家」ということがメディアに登場している。このできごとを偶然とみるわけにはいかない。優勝劣敗を前提とする政治は社会に人びとの怨念を生み、権力はそれをおそれ、処理する必要性に迫られるからである。心理療法・カウンセリングは、不満の処理に大きく貢献する。それは問題の個人化と内省、自助努力、自己責任の態度を作り出すという点で、新自由主義という経済思想を背後から支えている。両者は、親和的な関係にあるのだ。社会につもる怨念と心理療法の関

連については、80 年代の終わりに井上芳保が、「ルサンチマン処理装置としての心理療法」という先駆的な論文を書いている⁽¹⁾。

2) 学校と心理学の連携

ここでは、両者が時期を同じくして登場した経過を振り返り、心理学系統の「心」概念が学校に浸透した意味について考える。

新自由主義と心理学の接近は、80 年代半ばに、学校問題との関連で姿を現した。当時臨教審のヒアリングにも招かれていた河合隼雄が、その先導役であった。当時河合が執筆した『『心』の専門家の必要性』とのタイトルをもつ新聞記事が注目される（毎日新聞夕刊、1985 年 12 月 9 日と 10 日）。「いじめ、不登校は薬では治らぬ」「国家が資格認定し、規準の確立が必要」が、上・下それぞれの小見出しである。医療ではなく心理学をこそ、そしてわれわれに国家資格を与えよ、との縄張りの意図と地位上昇をめざした PR 記事であった。これは、その後顕著になっていくメディアを通した「心」PR 活動の発端とみることもできるだろう。

20 年後、2006 年現在の地点からこの文章をみると、その意味を二つの角度から、より明確にとらえることができる。ひとつは、臨教審以降に競争と選別の激化する学校社会にいつそう強まるであろう親や子の不安や怨念を予測して、それを治め封じる目的と技法を持った臨床家の雇用を、専門家側から要請する意図である。

おそらくそれは、「心の専門家」当事者である河合の側からの主張というだけでなく、背後にある政治レベルの要望でもあったであろう。85 年の時点では見えなかったことだが、その後河合は文部行政や国家政策との結びつきを強め、88 年に河合牽引のもとに発足した日本臨床心理士資格認定協会は、90 年に文部省を監督官庁とする財団法人となり、その会頭に元文部事務次官が天下っている。95 年にその財団が発行する資格を中心としたスクールカウンセラーの導入が公立学校において始まり、河合がさきの新聞記事に示しているような心理学者の学校配置が実

現した。それは、「心の専門家」集団と文教領域の政治家集団とが、持ちつ持たれつの関係にあることを示すものだ。なぜならその後、学校がらみで起こるさまざまな問題は、個人の心の問題として、「心のケア」や「心の教育」という言葉のなかに吸収され、政治担当者の責任に目が向けられにくい構図を強化したからである。おそらく臨教審開催の時期に政治と結びつきはじめた河合は、その後中教審委員、教育改革国民会議委員、文化庁長官などの役割を通して国との連携を強め、さらに、2002 年に発行された道徳教育の国定教科書というべき『心のノート』の編集協力委員会の座長や、親向けの『家庭教育手帳』づくりの役割を担うに至っている。それは河合らが率いる心理臨床学会や資格認定協会の勢力拡大に大きく寄与したが、一方、国家とりわけ文部行政の側からすれば、この上なく利用価値の高い存在を獲得したということである。

河合による新聞記事におけるもうひとつの意味は、心理学と精神医療の縄張り争いの問題である。

80 年代に新自由主義的教育改革が「心の専門家」的な役割を暗に要請していたとき、精神医療分野ももちろんその対象に入っていたであろう。両者は医療と非医療の違いはあるが、同じく「人心」を対象とする職業だからである。もっとも精神医学の歴史は古く、臨床心理学は後発で、両者のあいだには、かねてから緊張関係が存在した。そもそも臨床心理学的実践は、医療・哲学・教育・福祉など既存領域の隙間に入ってきた経緯があり、自分たちの仕事を「隙間産業」と冗談めかす表現もかつて耳にしたものである（そもそも、ほんとうは不要な職種なのだ）。医療の現場では、心理職は医師の指示下に置かれ、医療保険の点数も独自で得ることは困難な関係がつづいた。心理職の側からは「医師の権力的差別的構図」との非難が存在し、一方医師の側からは「医学の心得もないものが診断や治療という言葉を使うなどおこがましい」とのとらえかたが根強く存在した。

そうした事情があったから、国が「人心統治機能」を担う心の専門家を要請する事態が到来したとき、後発・隙間の位置にある心理臨床家は、職域の保持と拡大のためにも、強いアピールをする必要があった。とくに精神医療領域を意識したのは、すでに述べた経過からしても当然の成り行きであった。さきの

(1) 井上芳保「ルサンチマン処理装置としての心理療法」『臨床心理学研究』27 巻 1 号所収 1989

河合の新聞記事に「子どもたちの問題は医療による解決は困難で、心理臨床家こそが携わるべき」という意味の記述が見られるのは、おそらくそうした事情によるもので、それが「薬では治らぬ」との小見出しの文言を導いているのである。また、「高い学歴を条件とする国家資格を」との主張は、医師との緊張関係を当然ふまえたものであろう。こうした働きかけのもとに、臨床心理学と教育政策の結合が進められ、まず心理学がらみの「心」という言葉が、学校現場および社会に浸透していった。

つけ加えておけば、臨床心理士の国家資格化は、2006 年 3 月現在実現していない。そこにはいくつかの勢力のせめぎ合いの問題が介在しているが、その問題自体は本稿の主旨からはずれるので、ここでは触れない⁽²⁾。ただ触れておきたいのは、2005 年 7 月に国会で上程寸前まで辿り着いた臨床心理士の国家資格法案が、日本医師会や日本精神神経学会などいくつかの医学関連団体の反対によって、上程が断念されたことである。法案に反対する医療側からの論拠には、「心理学的行為（相談、指導、援助など）は医療類似行為であるのに、医行為との関係の定義があいまい」「医療機関外においては、国家資格の名のもとに心理学的行為をおこなうべきではない」などが挙げられ、臨床心理学に対する医療側の不信・反発は、「心理ごときが」とのかたちをとって、依然として強いことが伺える。一方で、文部行政とのあいだでは、臨床心理学はほぼ蜜月関係を築き、両者競いあうように「心」という言葉を世の中に溢れさせていった。以上が 90 年代半ばころまでの、心理学的「心」の普及経緯である。

3) 「家庭教育と心」への移行

次に、ナショナリズム系統の「心」への広がりについて考える。

メンタルヘルス系の「心」が世に浸透した 90 年代後半、そこに上乗せするように、またはすげ替えがおこなわれるかのように、愛国心系の「心」が登場しはじめた。心理学系の「心」がソフトでやさしい

趣を持っているとすれば、愛国心系の「心」はハードでいかめしい。「心」の一文字が持つふたつの顔だ。それはあたかも、ユング心理学者河合の持論である「父性原理」と「母性原理」の双方が重要という考え方をなぞるもののように思われてくる。両者は姿こそ相反するが、相手をコントロールするという目的においては、同一のものである。なだめたりすかしたり、という形容がまさにそれにあたるだろう。柔の心理学と剛の国家主義は、縁遠いもののように見えながら、権力構造を表裏両面から支える。戦場での殺人行為を可能にするためには、兵士の行動づくりに心理学が応用されることが知られているが、それもひとつの例である⁽³⁾。

99 年の「国旗・国歌法」成立と、学校における「愛国心」の踏み絵としての日の丸・君が代強制は、心理主義的な「心」のトーンを、国家主義的なものに反転させていった。この 99 年の通常国会では、「国旗・国歌法」のほかに「周辺事態法」「盗聴法」や「改正住民基本台帳法」も、同時に成立している。かつて軍国主義の時代に、「一億一心」や「お国への忠誠心」というように「心」が使われていた国家主義的な「心の色彩」が思い起こされる。

柔と剛を使い分ける「心」の接点のところに、「家庭教育」という言葉が強調されはじめたのは、90 年代終わりのころである。それは 97 年に神戸で起きた「酒鬼薔薇事件」をきっかけとし、事件直後に文部省から中教審に諮問されたテーマである「心の教育」という言葉のなかに織り込まれていた。翌 98 年に出された答申のタイトルは『新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う危機』という意味不鮮明のものだったが、内容的には「家庭教育」の部分に重点が置かれていた。「家庭」こそは、国家と心理学の「融合スポット」と見なされている。

その中教審報告をふまえて、2000 年に河合隼雄を企画編集委員長とする『家庭教育手帳』『家庭教育ノート』が作られ、学校を通して各家庭に配布された。その改訂版が、2003 年に作られている。2002 年には、やはり河合を編集協力者会議座長として文部科学省が制作した道徳教材『心のノート』が全児童・生徒に配布され、文科省からの使用圧

(2) 日本社会臨床学会会長による「声明『臨床心理士及び医療心理師法案要領骨子（案）』に反対する」を参照のこと。『社会臨床雑誌』13 巻 2 号所収 2005

(3) D. グロスマン著、安原和見訳『戦争における人殺しの心理学』ちくま学芸文庫 2004

力がかけられている。さらに03年に中教審発表の「教育基本法改正案」には、現行法にはない「家庭教育」の項目があたらしく起こされた。「心と家庭」の接合作業は、このように次々と展開していく。この展開のなかで「家庭教育」は、「心と国家」をつなぐ場所として強調されていった。メディアによるPRの影響も大きく、「家庭の教育力の低下」という言葉が繰り返され、あたかも脅し文句のように地域にも浸透して、親たちを萎縮させた。経済格差を作り出す新自由主義が広がる難しい社会状況のもとで、親たちは一般にむしろよくやっている実状があるにもかかわらず。

「心」に関する教育政策を見る限り、それは長い時間をかけてあらかじめ用意されていて、何らかの事件によるきっかけを待って具体化される。すでに述べたスクールカウンセリングについては、94年11月に愛知県で起きた男子中学生の「いじめ自殺事件」のあとに派遣が発表されたし、さきにふれた「心の教育」は、「酒鬼薔薇事件」の容疑者の少年が逮捕された直後に、「幼児期からの心の教育」という文言によって、中教審に諮問された。「心のケア」という言葉は、阪神淡路大震災の折りに登場し、その後学校に関係する「凶悪事件」が発生するたびに、報道機関を通じてかならずといっていいほど耳目にふれるものとなっている。

これらの事件は、めったに起こるものではないからこそ繰り返し大きく報道されるのだが、度重なる報道によって、それが身近に起こる問題であるという転倒した受け止めかたが世の中を支配する。恐怖や不安への対応策を受け入れる準備状態が社会に出来る上がるのだ。そこに、あらかじめ用意されている政策が差し出される。そしてそれらの政策の多くは決してあたらしいものなのではなく、過去に力をふるったのちに否定されたりいったん葬られたものの再提出である。現時点に姿を現してきた「家庭教育」の中身は、1890年に発布された教育勅語や1966年に中教審答申の別記として発表された「期待される人間像」に盛り込まれているものと、内容的にほとんど変わらない。今回は、「心」という作りだされた流行語がさかんにくっついていくという違いくらいだ。人びとをコントロールしようとする権力が考えることは、時代を越えて同じような中身なのだ。つまり「上」に従順な心と十分な体力のもとに、ときの権力に奉仕する人

間づくりを、というものである。そのために、横の対等関係ではなく、縦の秩序をそなえた家族像が不可欠だと考えるのだ。いま「心」の流行とともに広められている「家庭教育キャンペーン」は、家族主義的道德教育の復活をめざすものである。

4) 家父長型家族への傾斜

『心のノート』はいいことを言っている、教育勅語だってもっともな内容だ、という感想を持つ人は少なくないようだ。「親を大事にするのは当たり前でしょう」と。たしかに、教育勅語は「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ…」と徳育の最初に家族としての心得を挙げたのち、つづいて「朋友相信ジ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進ンデ公益ヲ広メ…」と、どこが悪いのかとばかりの徳目が羅列されていく。問題は当然ながら、誰のためにそうするのかという点にある。教育勅語は「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と結ばれていて、すべての徳目は天皇に命を投げ出すために、またすべての徳目の価値は天皇から降ろされたものであるという部分が重要なのであった。

『心のノート』のほうは天皇が直接出てくるわけではないが、小学校低学年から徳目内容を読み進んでいくと、四冊目にあたる中学用の最後の部分、つまり全体の「メ」に当たるところは、「我が国を愛しその発展を願う」と赤字で記した言葉で結ばれている。作りが教育勅語と重なっているのだ。のちにも述べるが、人びとをコントロールしたい権力の発想と様式は、いつの世もさして変わらない。どこにも縦の序列をつくる。大きなピラミッドの最上位に「畏れ多いもの(教育勅語では天皇)」を置き、人が生まれ育つ家族という単位においても、家長的父親の上に置く小さなピラミッドの形成をめざそうとする。国家的統治機構は、横のつながり、それも対等平等が大嫌いなのだ。とりわけ新自由主義は大資本の自由を保障するもので、民主主義のもとでは成り立たず、民主主義を目の敵にする。

つけ加えれば、上に述べてきた「家庭教育」問題は、現行の憲法を変えようとする思惑ともつながっている。2004年6月、自民党憲法調査会のプロジェ

クトチームが発表した「論点整理 (案)」には、次の一文が入っていた。「婚姻・家族における両性平等の規定 (現憲法 24 条) は、家族や共同体の価値を重視する観点から見直すべきである」。この部分は、2005 年 10 月に発表された「自民党新憲法草案」には入らなかったけれども、家族をめぐることは、プロジェクトチームの会議のなかで、たとえば次のような発言があったことが報道されている。「夫婦別姓が出てくるような日本になったということは大変情けないことで、家族が基本、家族を大切に、家庭と家族を守っていくことが、この国を安泰に導いていくもと」(森岡正広衆議院議員)、『「国民はよい家庭をつくり、よい国を作る義務がある」ということを書くことが可能であれば書いて頂くとか、ぜひ家族を強調して頂きたい」(熊代昭彦衆議院議員)、「人間の支えとなるもの、根底は家族に決まっているわけで、その家族観をぜひ憲法に書いていただきたい」(西川京子衆議院議員)などである⁽⁴⁾。また、鳩山邦夫議員は、衆議院憲法調査会において、次のような趣旨の発言している。「日本国憲法の最大の欠陥は二十四条にある。二十四条が、国家に対する国民のあるべき姿を否定した」。この発言を、中里見博はこう捉えている。「(二十四条が規定する) 男女平等家族では、国のために立ち上がる男性も、それを支える女性も育たない—ここにねらいがあると思います」⁽⁵⁾。

家族における夫と妻の平等の否定と家族強調の姿勢は、こうして憲法改定論議にも現われている。両性の平等の否定とは、「夫が上、妻が下」のタテ関係、つまり家父長型の家族の復活願望を示すものだろう。夫を頂点に置く小さな家族ピラミッド、それを下層から上層へと積み重ねてきた大きなピラミッドの最上地点に天皇を置いたのが、教育勅語時代の構図であった。しかし現在の「心」や「家庭教育」強調の論議や、『心のノート』などには、「国」こそ出てくるものの、天皇は直接登場してきていない。

では、天皇の代わりに現時点で用いられている装置はどのようなものなのだろうか。そう考えるとき、教育改革論議にしばしば登場する「畏敬の念」という言葉が気にかかってくる。たとえば、『心のノート』

の教師用引きである『心のノート活用のために』に出てくる、「人間の力を越えたものへの畏敬の念を深める」や、教育改革国民会議のなかで言及されている「宗教的情操」などである。これらの表現について以下に考える。

5) 「畏敬の念」涵養の意図するもの

『心のノート』は小学生 1・2 年用から中学校用までの 4 種類があるが、そのいずれもが次の 4 つの視点で構成されている。

1. 主として自分自身に関すること
2. 主として他の人とのかかわりに関すること
3. 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること
4. 主として集団や社会とのかかわりに関すること

ここで本節のテーマ「畏敬の念」との関連では、3 つめの視点「自然や崇高なもののかかわり」がそこに該当する。小学校版『心のノート』ではその学習課題を、「美しいもの、人間の力を越えたものなどのかかわりを通して自覚を深める」と説明し、中学校版では「自然」「生命」「良心」の項目があげられ、「人間の力を越えたものへの畏敬の念を深める」との説明が添えられている。そして生徒用テキストの導入部には、次の言葉が載せられている。「ただ一度きりの／生命を思うとき／永遠の意味が／かいまみえる／この地球に／生きとし生けるもの／かけがえのない／この瞬間を／精一杯生き抜こう／人間としての誇りをもって」。

この詩のような言葉の先がどこへ行くのか、この限りでは方向がつかみにくい。どこか宗教的雰囲気をも帯びているが、地球環境を考える姿勢にも無縁ではなさそうである。生きかたを考える素材とも見える。目的語のない「畏敬の念」という言葉同様、あいまいな作りである。

ただし『心のノート』の教師用引き書に関する限りでは、「畏敬の念」は自然への畏敬に焦点づけられている。「悠久の時間が作りあげてきた大自然の懐」「自然のなかに生きている自分」「自然の豊かさ、壮大さ、そしてその神秘」「自然を愛護していくのは自分たち」「一旦破壊されると取り返しのつかない、かけがえのない自然」のように。しかしほんとうに自

(4) 中里見博「9 条と 24 条は非暴力の両輪」『週刊金曜日』No.531、2004 年 11 月 5 日号

(5) (4) に同じ

然への畏敬の念を育てようとするのなら、学習課題を「自然と人間のかかわり」として、自然環境破壊の問題性をとりあげていってもよさそうなものだ。または思想家シュヴァイツァーの「生命への畏敬の倫理」に学びながら、食うもの食われるもののきびしい関係を深く考えるきっかけにすることもできるだろう。

ところがここでの「畏敬の念」は、そのような焦点を定めることなく、どこへでも流れていけるような、また変身自在な趣をもつあいまいさに終始している。必要に応じて畏敬対象を置き替えようとするかのように。とりあえずここでは、「上」に位置するものを畏れ敬う心や態度だけが求められている。「崇高なもの」は、いつ「天皇を中心とする神の国」と置きかえられるかもしれない。

この「神の国」発言で有名になったのは、突然病死した小淵総理のあとを受けて 2000 年に総理大臣となった森喜朗である。その森は、小淵の始めた「教育改革国民会議」をひきついで初回の会議で、次のように述べている。「教育改革は『心の豊かな美しい国家』をつくるための最重要課題である」⁽⁶⁾。人間ではなく、国家をつくるのが目的であり、国家をつくろうとする「心」が求められているということがわかる。

また森は、「これからの教育において大切なこと」として冒頭の項目に、「思いやり、奉仕の精神、日本の文化・伝統を重んじる豊かな心や道徳心をどう育てるか」をあげている。ここで「心」は、国家主義に組み込まれたものと見なされている。「畏敬の念」も、このような文脈で考えられていることは明らかであろう。

会議の発言のなかに、「宗教的情操」について述べられた部分がある。それらは次のようなものだ。「教育基本法に問題がある。ここには人類と個人を結ぶものがない。国家、民族、伝統がまったく入っていないのが問題。宗教的情操教育がないのも問題だ」(勝田吉太郎委員)。「恐れを知らない親や生徒が大量に生まれている。宗教的情操教育がないのも問題だ」(河上亮一委員)。

こうして見てくると、「畏敬の念」や「宗教的情操」の中身は、かなりはっきりしてくる。子どもや親をコントロールしようとする側は、おそれを持ちそれに依存

して自分自身では考えない人びとを作りたいのだ。天を仰ぎ、おそれ多い「何か」を敬い、できればその「何か」を国民共通のものにしたいのである。「何か」のところに天皇が待機させられているらしいことは、前掲の森発言にも示されている。国家神道のシンボルである靖国神社へ小泉首相が参拝する姿を映像報道させる目的も、「畏敬の念」の対象を暗示するところにある。『心のノート』が本気で教師用指導書にある「自然への畏敬の念」を地球環境の視点から取り上げるつもりのないことは、扱いのあいまいさひとつを取っても、明白である。

一部の子ども「問題行動」に乗るかたちで学校内部に入った心理学色の「心」は、世紀の変わり目のあたりから、すべての教師と子どもを対象とする国家主義的道徳心の色彩をもつ「心」へと領域を広げてきた。または、重心を移してきた。そこには、権威への畏怖心を持ち命令に従順な教師像、子ども像が描き出されており、その変遷の道筋には、ひとりの著名な心理学者の姿が一貫して見えている。

6) 「期待される人間像」の再現

さきに、人びとをコントロールしようとする権力の手法は、時代を越えて類似していると述べた。歴史は繰り返すといわれるが、それはあたらしい時代に歴史からあらたに学べるということでもある。

現在の教育改革といわれるものの中身またその背景は、40 年前、1966 年中教審答申が出された当時のものとよく似ている。その答申は、1963 年に経済審議会から出された「人的能力政策に関する答申」とリンクするものであった。後者は「ハイタレント・マンパワー」をキーワードの一つとし、能力主義徹底をとえ、その 2 年後に日本経営者団体連盟が出した進路の多様化の要望とあわせて、子ども・若者の能力による振り分けをめざした。さきの 66 年中教審答申は、それらを受けるかたちで出されたものである。

ところでここで取り上げるのは、答申の別記として発表された「期待される人間像」である⁽⁷⁾。その前書きには、「後期中等教育の理念を明らかにするため、主体としての人間のありかたについて、どのよう

(6) 河上亮一『教育改革国民会議で何が論じられたか』草思社 2000

(7) 横浜国立大学現代教育研究所編『中教審と教育改革』三一書房 1971

な理想像を描くことができるかを検討したものである」とあり、現在進行している国家主義的な「心の教育」の下敷きとなっているように思われるからである。

前項で取り上げた「畏敬の念」という言葉は、そもそも「期待される人間像」のなかにはじめて登場したものであるといわれる。その言葉は、「第二部 日本人にとくに期待されるもの」の項目の「第一章 個人として」のなかに収められている。ちなみに第二章は家庭人として、第三章は社会人として、第四章が国民として、である。ここでは紙数の関係上二、三、四章は省き、第四章については、のちにあらためて述べる。

第一章は五項目あり、一、自由であること、二、個性を伸ばすこと、三、自己を大切にすること、四、強い意志をもつこと、五、畏敬の念をもつこと、である。現在の表現に沿えば、のびのびと個性を伸ばし、しっかりと自己実現をなしとげ、畏敬の念を備える日本人、ということになるだろう。ここでは本論の文脈上、五についてのみ、以下に紹介する。

「五 畏敬の念をもつこと

以上に述べてきたさまざまなことに対し、その根底に人間として重要な一つのことがある。それは生命の根源に対して畏敬の念をもつことである。人類愛とか人間愛とかいわれるものもそれにもとづくのである。

すべての宗教的情操は、生命の根源に対する畏敬の念に由来する。われわれはみずから自己の生命をうんだのではない。われわれの生命の根源には父母の生命があり、民族の生命があり、人類の生命がある。ここにいう生命とは、もとより単に肉体的な生命だけをさすのではない。われわれには精神的な生命がある。このような生命の根源すなわち聖なるものに対する畏敬の念が真の宗教的情操であり、人間の尊厳と愛もそれに基づき、深い感謝の念もそこからわき、真の幸福もそれに基づく。

しかもそのことは、われわれに天地を通じて一貫する道があることを自覚させ、われわれに人間としての使命を悟らせる。その使命により、われわれは真に自主独立の気魄をもつことができるのである。」

「畏敬の念」が、父母・民族・人類の生命に対するものであり、聖なるものに対する宗教的情操である

と記されている。しかし畏敬する対象はここでもなお拡散してあいまいである。いわば、奥歯にものがはさまっているのだ。ところが、「第四章 国民として」の項にいたって、次のようにその対象にピントが合わされてくる。

「第四章 国民として

一、正しい愛国心をもつこと (略)

二、象徴に敬愛の念をもつこと

日本の歴史をふりかえるならば、天皇は日本国および日本国民統合の象徴としゆるがぬものをもっていたことが知られる。日本国憲法はそのことを、「天皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」という表現で明確に規定したのである。もともと象徴とは、象徴されるものが実態としてあつてはじめて象徴としての意味をもつ。そしてこの際、象徴としての天皇の実体をなすものは日本国および日本国民の統合ということである。しかも象徴するものは象徴されるものを表現する。もしそうであるならば、日本国を愛するものが、日本国の象徴を愛するということは、論理上当然である。天皇への敬愛の念をつきつめていけば、それは日本国への敬愛の念に通ずる。けだし日本国の象徴たる天皇を敬愛することは、その実体たる日本国を敬愛することに通ずるからである。

このような天皇を日本の象徴として自国の上にいただいてきたところに、日本国の独自な姿がある。

ここでは、「畏敬の念」の大もと、つまり祖先・民族・宗教的情操をつらぬくところに天皇の存在が明示されている。この「わかりやすい」かたちが、「畏敬の念」の実体であろう。畏敬はその対象としてシンボルを必要とし、そのシンボルを国という権力が与える図式である。

村田栄一は、「期待される人間像」に対する当時の反応を、のちに紹介している⁽⁸⁾。村田によれば、「教育勅語の復活だ」「年よりのたわごと」「おしつけ道徳だ」などの批判は当然多かったが、毎日新聞の社説は「マンパワー政策の経済的角度偏重に対する人間教育の復権」と、肯定的であったという。そして村田は、これらの批判はすべての外れで、唯一、岡本太郎の「国に個人の生きかたをお説教されてたま

(8) 村田栄一『戦後教育論』社会評論社 1970

るか」という憤激のバツのみが光っていた、と述べている。現在も、40 年前と同じ事態が繰り返されている。

7) 自然を媒介にする「心の教育」と天皇制

繰り返される歴史から学ぶ可能性について述べてきたが、国家主義を浸透させようとする側の手法は、過去のかたちのままに止まっていない。中身は同じでも、衣装は変化させている。ここでは『心のノート』の作りの「美しさ」について、いささかふれておきたい。『心のノート』を見ての感想に、「雰囲気があつて、とても美しい」というものが多い。子どもたちも、夢があつてきれい、と喜ぶようだ。お金をかけたぜいたくな作りの効果もさることながら、その美しさはおもに、空や雲、海や山など自然の写真や挿絵を多用しているところから来る。「愛国心」が、「美しい自然」を媒介にして語りかけられているのだ。この方法が戦中の読本にも取られていると、村田栄一は前掲書のなかで指摘しているが、現在のはかつての活字のみによる手段ではなく、カラフルな絵や写真を駆使したビジュアルな表現を用いるようになっていく。活字のみよりも効果が高いのは言うまでもない。

村田が紹介する「日本の国」という一文は、次の通りだ。

「明カルイタノシイ春が来マシタ／日本ハ春夏秋冬ノナガメノ美シイ国デス／山ヤ川ヤ海ノキレイナ国デス／コノヨイ国ニ私タチハ生マレマシタ／オトウサンモ、オカアサンモ、／コノ国ニオ生マレニナリマシタ／オジイサンモ、オバアサンモ／コノ国ニオ生マレニナリマシタ／日本ヨイ国、キヨイ国／世界ニ一ツノ神ノ国／日本ヨイ国、ツヨイ国／世界ニカガヤクエライ国」(日本の国『ヨイコドモ』下)。

この文は、内容的情緒的に、現在子どもたちが手にしている『心のノート』と大きく重なっている。自然の美しさを「日本」の美しさにすりかえ、郷土や身の回りの自然に対する感情を、「国家」への愛情にずらしつつしてしまうのだ。慣れ親しんだ郷土と制度としての国家とは、次元の異なるものであるにもかかわらず。村田は 60 年代の教科書にも、同様の、いや、はるかにあざやかな手口の手法が見られる文例を示して、こう述べる。「自然を媒介にする、政治

意識の美意識への還元構造こそ、「天皇制支配」を下から支えた意識構造ではなかったか」。

「心」をいたるところにちりばめた現在の教育改革提言と、学校現場で実行されつつある「心の教育」は、過去に繰り返された愛国心教育を、今はやりの柔らかく見えにくい装いに向けて巧妙に仕立てた姿にほかならない。
(おざわ・まきこ)

付記

今年 2006 年初めに小泉首相は、自身の靖国神社参拝への批判に対して、「これは心の問題だ」と反論した。ここには、「心」という言葉の狡猾な使いかたがよく示されている。つまり「心」は、強い立場にあるものにとっては自分を防御する切り札としての盾となる。「心に立ち入るな!」と。一方そうでない者立場の弱いものに対して「心」は、「おまえの心」に問題がある」と非難攻撃し自己責任を負わせる刃となる。したがっていずれの場合も、問題の状況性・社会性を切り捨てる作用をもって、「心」は権力を持つ者に奉仕する道具となるのである。「私にも心の自由を」ではなく、「心」を持ち出して状況を隠蔽するな!という抗議を、あらゆる場面で繰り返すことが必要だと考える由縁である。

自己実現をめぐる

中島 浩籌

はじめに

『社会臨床雑誌』第 13 巻第 2 号に小沢牧子・中島浩籌著『心を商品化する社会』(洋泉社 2004)についての論考が 3 本掲載された。どれも重要な提起が含まれており、これから考えていかなければならない問題をいただいたと思っている。

その内の 1 本、林延哉の論考「“自己実現”は本当に問題か？」は私の自己実現批判に対して疑問を呈する。中島の自己実現批判は「現状における自己実現概念の使われ方」に向けられている、にもかかわらず、その批判が「自己実現概念そのものに関する批判」へと無自覚に横滑りしているのではないかと⁽¹⁾。自己実現概念が現代社会においてどう使われているかという問題と自己実現概念そのものがもつ問題点とは違うはずなのに、その辺が曖昧なまま議論されているのではないかと、この点が林論文の大きなポイントになっている。

確かに『心を商品化する社会』の拙文は自己実現概念そのものを問題化する点では不十分と言えるかもしれない。最近の社会における自己実現概念の使われ方については多くの頁をさいたが、自己実現概念そのものの問題化にはわずかな紙幅を費やしたのみだった。そこで、自己実現概念そのものへの問題化を試みようというのがこの論考のねらいである。

2004 年頃から「ニート」という言葉が浸透してきている。この言葉の浸透に大きな役割を果たした玄田有史は「自己実現疲れ、個性疲れの若者を支援せよ」という文章を書いている⁽²⁾。その中で「現代で

は相当多くの若者が、個性や自己実現を要求する社会の雰囲気疲れ切ってしまった⁽³⁾と指摘する。このように「ニート」とよばれる人の心理と自己実現への固執を重ねあわせて論じられることが多くなっている。「自己実現病」という言葉まで登場しているのだ⁽⁴⁾。

しかし、玄田は自己実現概念そのものを問題にしているわけではない。玄田が指摘しているのは自己実現を過度に求めることであり、働く経験の前に自己実現を求めてしまうことである。

では、問題なのは過度に自己実現を求めることなのだろうか、それとも自己実現概念そのもの、あるいは自己実現としての労働という観念そのものなのだろうか。3 本の論考が提起した問題を考えながらこの問題に迫っていこうと思う。

1. 現在の社会状況と自己実現

労働力流動化と自己実現

まず、自己実現概念そのものの検討に入る前に、現状における自己実現概念の使われ方について見ていこうと思う。『心を商品化する社会』の拙文と多少重なってしまうが、現在の社会状況において自己実現概念がどういう位置を占めているかを見ていかな限り、自己実現概念のもつ問題性も浮かび上がってこないだろう。拙文発表以降の状況も見ていながらこの問題に迫っていきたい。

自己実現概念はロジャーズやマズローなどの人間主義心理学者のキーワードであったものだが、今では臨床心理学の分野だけでなく、労働問題や教育

(1) 『社会臨床雑誌』第 13 巻第 2 号 「“自己実現”は本当に問題か? 一 中島浩籌氏の自己実現批判から考える」 林延哉 173 頁

(2) 『論座』2004 年 8 月号 朝日新聞社

(3) 同左 40 頁

(4) 『心の病の現在 1 ニートひきこもり/PTSD/ストーカー』小田晋/西村由貴/村上千鶴子 新書館

の分野などでよく使われる言葉となった。マズローは自己実現を「その人が潜在的にもっているものを実現しようとする傾向」⁽⁵⁾であり、自己の可能性を最大限に実現しようとする傾向であると規定しているが、現在においては、この自己の潜在的力あるいは可能性を実現しようとする場として労働の場・仕事場がクローズアップされてきているということである。またこの可能性を仕事の中で開花させていけるように育てていくのが教育の役割であると期待されてきている。

このように労働や仕事との関係で自己実現が注目されてきているのは労働力の流動化という現象が背景となっている。グローバル化や顧客ニーズの急激な変化、そして商品サイクルの短縮化によって企業は不安定化し、大企業といえども倒産もありえることになった。倒産しなくとも企業組織の変化にともない解雇されたり、逆に即戦力として人材を他の企業からひきぬくということも今では当然のこととなっている。

このような人材の流動化は労働者の育成という点についても大きな変化をもたらしている。今までは、大企業においては、比較的長期の雇用が確保されていたこともあって、職業に必要な知識や技術の育成は企業が主に行っていた。従って雇用に際しても、潜在的な力（これは結局は学歴という形で判断されていたのだが）や性格が重視され、技術などは入社してから企業が育てるからよいとされていた。特に文化系の大学生は何を専門的に勉強してきたのかはあまり問題にされなかったのである。

しかし、現在は即戦力として使える人材がほしいとする企業も多くなり、会社の中で育てていくという傾向は弱まってきている。そうなると労働者自らが職業に必要な知識、技術、能力を培っていく以外にない。現在は、労働者育成を企業という集団に依存していたシステムから個人の責任において能力を育成していくシステムへと移行していく転換期にあるといえるのだろう。少なくとも厚生労働省職業能力開発局はそう状況をおさえている⁽⁶⁾。

キャリア形成と自己実現

(5) 『人間性の心理学』マズロー 産能大学出版部
1987 年（原著 1954 年）

(6) 「キャリア形成を支援する労働市場政策研究会」報告書 2002 年 7 月 31 日 厚生労働省職業能力開発局

そこで注目されてきているのがキャリアという概念である。キャリアとは経歴・足跡などを意味するが、厚生労働省は、職業経験を通して、「職業能力」を蓄積していく過程と捉えている。

今までは、このキャリア形成は一つの会社の中で行われてきた。一つの企業の中でいくつかの職場を経験しながら職業能力を蓄積し、高めていく。そしてそれにともないポストも上がっていく。要するに、キャリア形成は会社まかせてよかったのだ。

しかし流動性が高まってくると一つの企業にゆだねるわけにはいかなくなる。労働者自身が自らのキャリアを自分の責任において形成していかなければならない、そういう時代になってきたというわけである。この労働者自身によるキャリア形成をバックアップするシステムを整えることが緊急の課題となっている。そのシステムの一つが生涯学習システムということであり、教育システムもまた 1980 年代の臨時教育審議会の答申以降生涯学習システムとの関係を強く意識するようになってきているのである。

このような状況の中で、キャリア形成という言葉が広く浸透し、重視されるようになってきたのだが、では、このキャリア形成と自己実現の関係はどのようなものなのだろうか。

厚生労働省の『キャリア形成を支援する労働市場政策研究会報告書』（2002 年 7 月 31 日）は「こうした『キャリア形成』のプロセスを、個人の側から観ると、動機、価値観、能力を自ら問いながら、職業を通して自己実現を図っていくプロセスとして考えられる」と指摘している。

社会の側からみると、有能な人材を育てるためにはキャリア形成のためのシステムを整えていくことは重要な課題である。しかし、いくらシステムが整ったとしても個人がこのシステムを利用していかなければ何にもならない。そこで労働者個人に対してキャリアアップしていこうとする動機付けを行うことが不可欠となる。その動機付けとして刺激すべきなのが自己実現欲求ということなのだ。自己実現は流動化にマッチした能力育成システムを形成していくためには不可欠な概念なのである。

アイデンティティの流動化、脱中心化

雇用の流動化にともなうアイデンティティも流動化していく。今までは、定年まで勤め上げるつもりで就職した会社を自分の確かな居場所と決め、そこに自分のアイデンティティの参照点を置いてきた。つまり自分を他人に表す時は、どこどこ会社で何をやっている者とまず紹介し、自分の生き方としてもそのでの在り方を基準に考えてきたのである。少なくともそれが大企業に勤める者の一般的な在り方といわれてきた。

しかし流動化とともに事態は変化していく。突然今まで勤めていた会社をリストラされたり、解雇されなかったとしても違う職種で別の場で働かざるをえなくなったり、あるいは積極的に違う企業に転職した時、自分の在り方を変化させていかなければならない。新しい環境に適応するように自分のアイデンティティもしなやかに変化させていかなければならないのだ。転職が多くなった時代においては、どこかの企業に自分の拠り所、参照点を固定的に置いてしまうのは危険である。その拠り所が失われた時には不安に陥ることになってしまうのだから。だからこそ、アイデンティティも流動化させ、しなやかに変化し、軽やかに新しい場所に適応していくことが求められていく。行政もそれを求めるようになってきた。

原田牧雄は脱中心化という言葉で現在の若者の在り方を表現している。意識を中心として自己のまとまり（自己統合感）を維持していくことが難しくなっている、と。「一人ひとりが身を置く確かな居場所は、見失われていったのかもしれない。そうした中での決定的な変化は、個人の自己統合感が、非常に希薄で不安定になってしまったことだと思う。つまり人々は自分で自分の居場所が確かめられなくなるにつれて、自分自身が掴めなくなった（自己統合感の希薄化）わけだ」⁽⁷⁾と原田は言う。希薄という言葉でもってこの事態を名付けてよいかどうかは別として、確かな居場所を維持していくことの難しさが個人の自己統合の在り方を変化させていくと指摘している点には私も共感する。

原田は続けて「そうすると今度は、自己の再統合が問題になるのかもしれないね。考えてみれば、最

近やたらと『自己〇〇』という言葉が眼につくね。『自己実現』『自己確認』『自己啓発』『自己決定』『自己責任』……『自分さがし』なんていうのも、同じ文脈の中の言葉だろうね」⁽⁸⁾と指摘している。

原田が言うように、自己実現という言葉は揺れ動き、流動化しているアイデンティティを包み込みながらも再統合するための概念として使われてきている。しなやかに多様に変化しながらも自己の統合は失われない、そういった方向性を示す用語としても使用されている。

マズローは「人格成長のモデルは『彫刻的』ではなく『園芸的』だ」⁽⁹⁾と言っている。つまり人間を彫刻のように無理矢理別のものに作り替えようとしてはならない、優しく育てることによって美しい花を咲かせることが肝心なのだ、と言う。「薔薇を百合に変えようとするのではなく、薔薇は薔薇のままでよい薔薇になるように努めるべきだ」⁽¹⁰⁾と。

彫刻的であろうと園芸的であろうと変容・成長させることでは同じである。薔薇はそのままいてよいのではなく、よい薔薇に変化・成長させなければならないし、美しい花を咲かせなければならないのである。しかし、あくまで薔薇は薔薇であるという統合点は失われてはならない。薔薇を百合にしてはならない。

このように自己実現という言葉は変化を包み込みながら統合は失わないという用語である。それだけにしなやかに変化し新しい環境に適応しながらも「自分は自分」という統合点を見失わせない方向性をもつ概念として期待されているのである。

人間開花社会

厚生労働省の「働く者の生活と社会のあり方に関する懇談会」は2004年6月に『転換期の社会と働く者の生活』というレポートを出している。そこには『「人間開花社会」の実現に向けて』というサブタ

(8) 同左 136 頁

(9) 『マズローの人間論—未来に贈る人間主義心理学者のエッセイ—』エドワード・ホフマン編 ナカニシヤ出版 2002 年 第1部第3章「自己実現理論への批判」アブラハム・マズロー（1966年に書かれた未発表論文）44 頁

(10) 同上 44 頁

(7) 『社会臨床雑誌』第13巻第3号「補説—第二の内面化・言語・身体」原田牧雄 136 頁

イトルが付けてある。人間開花社会とは「これまで、資本や組織に従属してきた働く人々が、組織の強い拘束から解放され、『知恵』『感性』『思いやり』といった資質を活かし、創造性をいかに発揮する社会」⁽¹¹⁾である。ポスト工業社会を知識社会への移行と見る捉え方がある。物質的資源やエネルギーを使用して工業生産力を増大させていこうとする工業社会と違って、ポスト工業社会では知識・情報が高付加価値を生み出し、そういった人間の能力が経済活動において重視されるようになる社会になるという見方である。しかしこの懇談会は、「知識」という言葉は狭く、不十分であると言い、知識だけでなく人間の様々な能力が開花していくという意味で「人間開花社会」と名付けるべきだと言う。

ちなみに懇談会が知識以外の能力として挙げている「感性」や「思いやり」とは何を意味しているのだろうか。懇談会は「感性」の例として音楽、ファッション、アニメなどの文化産業を、「思いやり」の例としては対人サービスに関わる産業をあげている。

要するに人間のあらゆる能力が高付加価値を生み出す社会こそがめざすべき社会である、と厚生労働省は主張する。そして、こういった社会をさして人間開花社会と名付けているのである。このような社会を実現するためには人間の多彩な能力をまず発見しなければならず、各人のその多様な資質・才能を多様なまま育て、花を開かせなければならない。そして高い付加価値を生み出す調和のとれた経済社会を創らなければならない。これが人間開花社会のイメージである。

ここで言われている多様な資質を多様なまま育て花を咲かせるというイメージはまさに「園芸的」であり、自己実現そのものである。やはりここでも自己実現的イメージはこれからの社会を支えていくと考えられている。労働者が資本・組織の強い拘束から逃れ流動化していきながらも、変化にとまどい不安に陥ることなく、自分自身の可能性をのびし花を咲かせ、社会に貢献していく、そう期待されているのである。

「ニート」と自己実現

(11) 『転換期の社会と働く者の生活―「人間開花社会」の実現に向けて―』2004年6月 働く者の生活と社会のあり方に関する懇談会 5章

こういった自己実現推奨の動きの中で、自己実現圧力に苦しむ人も多くなっている。玄田有史が指摘しているように、「現代では相当多くの若者が、個性や自己実現を要求する社会の雰囲気疲れ切っている」のである。

私が関わっている大学やオープンスペースでも、こういった人達によく出会う。就職試験を受ける学生は3年の時から就職のためのガイダンスを受け、自分にあった就職先を探すために自己分析を行い、100近くのエントリーシートを書き、そのうちのいくつかの会社で試験・面接を受けることができる。その結果うまくいけばやっと内定をもらえる。そういった長く辛いプロセスに疲れてしまい、途中であきらめてしまう人も少なくない。また自己分析の過程の中で、自分の好きなこと、自分に向いていることが分からなくなってしまう、自信を失っていく人も多いのである。

また、うまく就職できたとしても即戦力を求める職場の雰囲気の中で自信を失い、すぐに退社してしまう人もいる。7・5・3と言われているように、大卒の社員で3年以内に辞める人は3割もいるのだ。私はそういった人達に出会うことが多いのだが、ある人が言っていたことを忘れることはできない。「今度こそ自分の可能性がいかせる場所に就職したい。そのためには自分をきちんと捉えなおさなければ」と。

話を聞く限りでは辞めた会社の問題があると思えるのだが、本人は自分にあった会社ではなかった、自分の可能性がいかせるような場ではなかった、つまり会社選択を間違えてしまった自分に問題があると捉えている。自己実現としての就職に失敗したのだ。従って今度こそ自分にあった就職をするために慎重にいかねばならないと考えていたのだ。こう考えるとなると再就職先は限定されてくるし、難しくなる。まさに相当な時間をかけて、ということになってしまうだろう。

このように悩んでいる人に対して、2004年頃から「ニート」というレッテルが貼られるようになった。就職しようと思っても就職できず、たじろいでしまっている人の心理面が注目され、対策も立てられるようになった。このような文脈の中で自己実現疲れという言葉が使われてきているのである。

『「ニート」って言うな!』(光文社新書)という本

の中で内藤朝雄や後藤和智が指摘しているように、「ニート」という用語が現れる前に「パラサイトシングル」や「ひきこもり」という言葉が注目され、なかなか「自立」しようとしなない若者が問題視されるようになっていた。そして心理面が注目され、分析も多く行われていた。そういった流れの中で「ニート」という言葉が登場する。この文脈の中では、当初からこの用語は就職しようとしなない人たち、「自立」しようとしなない人達を問題視する視点を内に含む言葉となっていたのだ。「ニート」という概念は就職しようとしなない人達に否定的なイメージを貼り付ける役割を果たすようになってきているのである。

若者の自立を求める社会的要請、なかなか自立しようとしなない人達への苛立ち、「ニート」と名付けられた人達の心理面への注目、そういった動向の中で過度に自己実現を要求することが問題視されてきているということを押さえておきたい。

自立促進型社会

2005 年 6 月に内閣府は『若者の包括的な自立支援方策に関する検討会報告』を発表している。宮本みち子が座長となり、玄田有史、小杉礼子、斎藤環などが委員となっている検討会のレポートである。

この中に自立促進型社会という言葉が登場する。

今までの日本においては、若者の自立は個々の家庭が責任を負うべき問題であり、若者の親への依存は親や家庭環境の問題であると捉えられてきた。そのため、個人の自立を社会の目標として掲げることはなかった。しかし、今や自立支援は社会全体で取り組んでいかなければならない問題となっており、「我が国においても若者の自立に価値を認め、社会的な目標としていくことが必要である」⁽¹²⁾と検討会は説明している。そのためにも自立促進型社会の形成に向けて一歩を踏み出さなければならないとしているのである。

ここでいう社会的自立とは、就業による職業的自立という課題、親からの精神的・経済的自立という課題を含んだものであるが、「さらに、若者が日々の

生活において自立しているかどうか、社会に関心をもち公共に参画しているかどうかなど、多様な課題を含むもの」⁽¹³⁾とされている。このように公共に参画することも自立の課題となっているのである。

ではなぜ自立を社会的な目標として掲げなければならないのだろうか。まず第一に、若者が「自己実現を図り、豊かな人生を送る」ことができるようにするためであり、第二に、「将来にわたる我が国社会の活力の維持」のためである。社会の持続的発展のためには若者の活力に期待しなければならない、また若者の自己実現も図っていかなければならない、そのためには若者の自立を促していく責務を社会が引き受け、そのことを大きな目標として掲げていかなければならないと検討会は主張するのである。

この報告にあるように、今や若者の自立は社会全体で取り組むべき目標として掲げられるようになってきた。しかし、その自立を求める声の中で、「ニート」といわれる人々はますます否定的なイメージを担うことになっていってしまう。

「ニート」という概念はどんな問題点をもっているのだろうか、自立という概念は危うさを抱えていないだろうか、本来ならばここでこういった点について論じるべきだろう。しかしこの論考は自己実現概念をめぐるものである。論旨を散漫にしないためにも「ニート」「自立」をめぐる議論は別の機会に譲りたいと思う。

ただ、はっきりしておきたいのは、「ニート」をめぐる議論の中で明らかになってきていること、それは、一方で自立が強く求められ、他方で自己実現を過度に追い求めることが問題となるという図式がこの議論の基調にあるという点である。自立とは、検討会報告にもあるように、自己実現を図ることでもある。つまり、この図式では、一方で自己実現を求め、他方で自己実現に過度にこだわることを戒めるという形になっているのである。

では、自己実現を求めることはよいことだが、過度に求めてはいけないうってしまつてよいのだろうか。自己実現概念そのものに問題はないのだろうか。

II. 自己実現概念をめぐる

(12) 『若者の包括的な自立支援方策に関する検討会報告』2005 年 6 月 内閣府 2 章 (1)「若者の包括的自立支援策の推進」

(13) 同左 1 章 (2)「目指すべき自立の概念とその目的」

実現すべき自己とは何か？

自己実現とは文字通り自己を実現していくプロセスであり、欲求である。自分自身を成長させ、自分のもつ可能性を開花させる過程である。では、その実現すべき自己とは一体何なのだろうか？ 自分自身の可能性とはどのようなものなのだろうか？

人間は何にでもなれるというものではない。そこには限定がある。なれるものにしかなれない。薔薇は百合にはなれない、そうマズローは言う。

「自己実現理論は、個体間の相違がきわめて多元的であることを力説する。この主張は、われわれには遺伝的相違、体格や体質面の相違、そして気質的な相違があると認めること、それも不承不承ではなく喜ばしい気持で認めることを求めている」⁽¹⁴⁾。

遺伝的、体格的、気質的個体差という限定の中にその人固有の本質というものがある、とマズローは指摘する。それがその人固有の可能性を形作っていくのである、と。

ではその固有の本質、固有の可能性をどのようにして知ることができるのだろうか。そのところはマズローを読んでも、自己実現を主張する他の論者の文献を読んでもはっきりとは伝わってこない。もともと、実現される前の潜在的な可能性の中味を知ることにはそれほど関心はもたれていないのかもしれない。

もともとマズローたちが主張するカウンセリングは「人を方向づけたり鑄型に合わせたり強化したり教化したりすることにやっきになるのではなく、真の自己を覆うヴェールを取り除くことに主眼をおく」⁽¹⁵⁾ ものである。真の自己について、自己の可能性についてよく知らなくとも、ヴェールを取り除き、真の自己を歪めてしまうような圧力を取り払いさえすれば、自然と自分の可能性を開花していく方向に成長していくはずだという暗黙の前提がそこにはある。鑄型にはめてしまおうとする力さえ取り除けば、人間は自分になりうるものになろうとするはずだという人間への強い信頼があるのだ。

そうだとすると、あらかじめその人の本性を知るよ

りもヴェールを取り払うことに関心を抱いたほうがよいということになる。だから実現されるべき自己の中味についてはあまり興味をもたれていないのである。

社会学者の伊野真一はアイデンティティの政治についての論考の中で、「そもそもアイデンティティがあるという存在論的命題は、検証も反証も不可能な公準である」⁽¹⁶⁾と述べている。これはアイデンティティ概念について言われたものだが、自己実現についてもあてはまるだろう。

ある人が潜在的な自己を実現し、自分自身になったと誰かが指摘したとする。それは違う、自己を実現したわけではないと思ったとしても、それを証明することは困難である。逆に「自分自身になった」ということを証拠をあげて論証することも難しい。その人固有の可能性を開花させたのか、それとも無理矢理鑄型にはめるような形で何かをなしたのか、それは検証しようがないことなのだ。

例えば、プロのサッカー選手になった人に「自分の可能性を開花させたんですね」と言って、小さい頃足がはやかったといった体質やスポーツ向きの気質を要因にあげることはできるだろう。しかし、逆にハードな練習や時折見せる疲れた表情をあげて無理矢理型にはめてここまでなったのではないかということもできるのだ。要するに確証は何もない。

自己実現ではなく、無理矢理型にはめた変容であれば、どこかに「歪み」がで、健全な成長とはならないはずだ、と言うのが自己実現＝健全な成長を唱える人達の仮説だが、何をもって「歪み」とみるかも検証しようがない。仮に「歪みなるもの」があったとしても、そのことが何に起因するのかどうかを説明することは困難なことである。

まして、実現する以前にその人固有の可能性を見極めることなど不可能に近い。できたとしても憶測の域をでないだろう。自己実現というプロセスそのものが検証できない過程なのだから。

そう見てくると、多くの学生が自分の可能性は何なのか分からなくなってしまうというのは、当然のこととも思えてくる。

事後的なイメージ

(14) 『マズローの人間論—未来に贈る人間主義心理学者のエッセイ—』エドワード・ホフマン編 ナカニシヤ出版 44 頁

(15) 同上 46 頁

(16) 『脱アイデンティティ』上野千鶴子編 勁草書房 2005 年 44 頁

潜在的な自己の内容は検証不能でありクリアでもない。しかし、なんとか努力すればその人固有の可能性にアプローチできると思われてもいる。だからこそ、就職の際、様々な形の自己分析がなされ、自分の未だ実現されない可能性を知るよう促されているのである。

この時、潜在的な自己のイメージはどのように作り出されていくのだろうか。就職の際にクローズアップされるのは、当然のことながら仕事のイメージである。職種などとの関係で自らの潜在的イメージを探っていく。自分はデザイナーになれる可能性をもっているのだろうか、コンサルタントの可能性は、プログラマーは、等々。要するに現実にある仕事のイメージを自分の中に探っていくのである。つまり、現実の場で自己実現をとげて働いていると思われる人たちのイメージを重ね合わせていく。プログラマーとして活躍している先輩の話の聞いたりして、自分のイメージを探っていくのだ。

つまり自己の可能性は現実の仕事のイメージの写しにすぎないといえるだろう。未だ実現されていない自分の可能性を見つけるのは難しい。そこで現に仕事をしている人達のイメージから遡って潜在的イメージを見ていくのである。

ベルグソンは「可能的なものは、過去に映っている現在の幻像です」⁽¹⁷⁾と指摘している。可能性というものは、実現された時点から遡って把握する以外ないものである。デザイナーとして活躍している人の現在の姿を見て、「そういえば小さい頃から絵を描くのが好きだった」などと過去の可能性をイメージしていくことしかできない。未だ実現されていない可能性は実現された姿の写し・コピーにすぎないのだ。

だからこそ未だ実現されていない自分の可能性を探るためには、他人の実現された姿から類推するしかないのである。あるいは現にある仕事のイメージの中から推測していく他はない。

マズローもまた自己実現したとされる人達のイメージから可能性を遡って探求する。ジェファーソンやリンカーンなどの例を挙げて分析していく。やはりここでも潜在性・可能性は事後的なイメージである。つ

まり実現された時点から遡って可能性を探っていく方法をとっているのである。

マズローが挙げている例はかなり幅広い。権力者もいれば経営で成功した人もいる。また反体制的といわれている人、スピリチュアルな人たちも含まれている。マズローにあつては、自己実現のイメージは単純に産業社会で活躍する人々に重なっているわけではない。

ただ、ここでの潜在性のイメージ、自己の可能性のイメージはやはり事後的なものであり、現在の社会の中で実現しているとされる人達のイメージから遡って類推されたものであることを指摘しておかなければならない。

可能性という言葉自体可能になったものを前提とした用語である。デザイナーになる可能性というのは、デザイナーという現にあるイメージを前提にしてしかいえないものである。現実の社会では存在していないものの可能性を指摘することは不可能である。

可能的なものと現実にあるもの

私は潜在的なイメージ、自己の可能性のイメージは曖昧で空虚であると述べてきた。しかし、遺伝子や体質といったものの影響を否定しているわけではない。人間はどんなものにもなれ、そこには限定はない、と言いたいのもない。私は遺伝子や体質、または過去の出来事の積み重ねが私の行為を限定することを否定しない。

ただ、潜在的なものと実現されたものとは違うレベルにある。ボクサーやデザイナーになる遺伝子があるわけではない。遺伝子は複雑な因子や相互関係、環境に左右されながら発現していくものであり、単純に現実のイメージと重ね合わせることはできない。こういう遺伝子をもっていればこういうことをなす可能性があるなどということはできない。また過去の出来事が今に影響を与えることは事実としても、こういう出来事があればこうなる可能性をもっているなどと単純に言うことはできはしない。潜在的なものと現実的なものはまったく違う位相にあるのだ。

だからこそベルグソンやドゥルーズはこういった潜在的ともいえるイメージに可能的なものという概念を

(17) 『思考と運動』ベルグソン 第三文明社 2000 年
(原著 1938 年) 136 頁

あててことを嫌ったのである⁽¹⁸⁾。可能性というものは現実的なものの写しでしかない。ボクサーになれる可能性、デザイナーになる可能性、東大に入学する可能性、あるいは革命家になる可能性、それは現在あるもののイメージを前提として推測されたものにすぎない。現に活躍している人達、自己実現を遂げたとされる人たちの似姿にすぎないのだ。

しかし遺伝子や体質、あるいは過去に出会った出来事、さらには私たちの行動に影響をあたえる観念や問題は、単なる現実の写しではない。もっと違った位相にあり、複雑なプロセスをへて現実にいるものである。

また、自己実現という過程は潜在的なものが現実化するという一方向的なイメージをもっている。しかし、この潜在的なものは現に出合う出来事によって大きく変化することも確かである。私たちが出合う出来事・問題は、時には自分固有の可能性と思っていたものを変化させてしまうほど強い力をもっているのだ⁽¹⁹⁾。

ドゥルーズは潜在的なものと実現されたものとの関係を俳優と役の関係を例にあげて説明する⁽²⁰⁾。俳優は与えられた役を舞台上で実現しようとする。その役は実現すべき潜在的なものと見ることができる。慣れた俳優はスムーズにこの潜在的な役を実現していくだろう。しかし、より卓越し、特異な俳優はその役を舞台上で変化させてしまう。例えばあるダンサーは40代の身体を使いながら舞台上に赤ん坊にも100歳の老人にも見える身体像を作り上げる。それは与えられた役を越え出してしまうイメージである。役者・

ダンサーの身体はその場の雰囲気や観客とのやりとりの中で潜在的な役を変化させてしまうこともあるのだ。このように現実的な関係・出来事が潜在的なものを変化させてしまうプロセスもある。

私自身の経験からいうと、私が大学で出会った出来事、例えば大学闘争は私の在り方を変えてしまった。私が保持していた観念、固執していた問題、さらに私が経験してきた過去の出来事の意味をも変容させてしまった。実現すべきと思っていた可能性は意味を変え、別の形にならざるえなかったと感じている。

いずれにせよ潜在的なものと実現されるものとの関係は複雑である。一方向的でもないし、実現されたとされるものから潜在的なものを類推することもできない。

抑圧仮説と自己実現

そう考えてみると、この自己実現概念はミッシェル・フーコーが問題化した抑圧仮説に基づいたものであると思えてくる⁽²¹⁾。

フーコーはセクシュアリティに関して抑圧仮説を問題化する。60年代、70年代には多くの論者が「抑圧された性を解放せよ」といった方向で性を論じていた。しかし抑圧を取り除き解放すべき性とはどのようなものだろうか。抑圧さえなければ素直に成長していくはずの性とは一体何なのだろうか。

それは結局は異性愛中心のセクシュアリティであったとフーコーは指摘する。異性愛的な本能を育てることなく抑圧するから「歪んだ」形の性が生じてくる、そうこの仮説に立った者の幾人かは主張する。フロイトもまた基本的にはこういう図式に立っていたと言えるだろう。

この仮説は一見解放的である。しかし「同性愛」などは抑圧された結果自然な成長から逸脱したものと捉えられており、抑圧を取り除けば本来の異性愛が芽生えてくるはずだと考えられている。これはまさに異性愛中心的立場に立ったものであり、差別的なものでもある。そうフーコーは指摘する。

これと似たような構図を自己実現という概念はもっている。本来の自己を覆っているヴェールを取り除き

(18) ドゥルーズは潜在的なものと可能的なものをはっきりと区別して使用している。以下の文献を参照のこと。『差異と反復』ドゥルーズ 河出書房新社 1992年(原著1968年) 及び『存在と差異』江川隆男 知泉書館 2003年

(19) ドゥルーズはこういった過程を反・実現と呼ぶ。江川隆男は反・実現について「逆に現働的なものから潜在的なものへと上昇する別の線を形成すること」と説明する。(『存在と差異』江川隆男 知泉書館 69頁)

(20) 『哲学とは何か』ジル・ドゥルーズ、フェリックス・ガタリ 河出書房新社 1997年(原著1991年) 226頁-227頁 及び "Cinéma 2" Gille Deleuze Editions de Minuit 1985年 97頁-98頁

(21) 『性の歴史1 知への意志』フーコー 河出書房新社 1986年(原著1976年) 第2章

さえすれば人間は自己実現へと向かっていく、抑圧を取り払い、ありのままの姿を受け入れていきさえすれば豊かな成長を遂げていくのだという前提をこの概念は保持している。だからこそ、この概念は 60 年代、70 年代にはカウンターカルチャーの運動の中には広く浸透していったのである。

しかし、この概念は抑圧は成長を歪める、自己実現を遂げないものは神経症に陥るという前提ももっている。マズローは、自己実現理論が自明の理として前提にしているものの一つは、「まだ実証されていないが、神経症は人間の本質的・基本的な性質ではなく心理的防衛、それも真の自己、心の深層、全的人間性、成長、自己実現に対する防衛と考えるべきだ」⁽²²⁾ という思考であると言う。

なんらかの形で抑圧されヴェールがかかった時、真の自己を守ろうとして人は神経症に陥るとこの理論では考えられている。要するに自己実現へと向かう傾向が阻害された時、神経症に陥る可能性があるということになっているのである。

こういった前提にたっているために、現在では「不登校」や「ひきこもり」「ニート」は自己実現が遂げられていない者とみなされ、「不登校」へのカウンセリングの目的として、学校復帰と自己実現が掲げられるのである。

要するに、そこには、「不登校」や「神経症」は自己実現を遂げようとするプロセスが阻害されたために発現するものであり、その阻害要因さえ取り除けば自然な自己実現＝健全な成長が達成するといった仮説があるのだ。「性を解放せよ、さもなくば歪んだ形の性が生じる」といった提言と同じように、「自己実現的な傾向を押さえつけるな、さもなくば『心の病』が生じてくる」といった規範がすけて見えてくる。

また解放すべき性の中味が現在の社会で優位となっている異性愛であったように、実現すべき自己の中味が現在の社会の職業や実現を遂げた人達のイメージが重なってくる。そして、ヴェールを取り去って真の自己を実現させなさい、そうすれば「不登校」や「ニート」にならずにあの人たちのように立派に成長していけるのだとこの仮説は言うことになる。

(22) 『マズローの人間論—未来に贈る人間主義心理学者のエッセイ—』エドワード・ホフマン編 ナカニシヤ出版 2002 年 44 頁

III. 自己実現という概念と自己実現圧力

自己実現圧力と規範性

私は 1 章で現在の社会における自己実現概念の使用法について考え、2 章で自己実現概念そのものについて考察してきた。ここでは、この二つの観点をつきあわせてみたい。

1 章においては、現在において、特に「ニート」をめぐる論争の中では、自己実現に過度にこだわることはまずいが、本当の自己実現は遂げてほしいといった構図が見られると指摘してきた。つまり、過度に自己実現圧力をかけてはいけませんが、自己実現、自立は達成してほしいという図式がそこには見られる、そう考察してきた。自己実現は自然なプロセスなのだから無理矢理自己実現を遂げると圧力をかけるのはよくないというのである。

しかし、自己実現という概念そのものには圧力は含まれていないのだろうか。

2 章で見てきたように、自己実現概念には当初から規範性がつきまとっている。自己実現を遂げるということは人間性を豊かにすることであり、望ましいことであるという価値観がそこにはある。自己実現はなされるべきプロセスであるという規範性がはじめからしみ込んでいる。

自己実現が阻まれる時には神経症に陥り、「不登校」や「ひきこもり」のように「健全な成長」からはずれてしまうという仮説がそこにはある。これは明かな圧力である。単なる仮説にすぎないのだが、自己実現は健全な成長というイメージと重なることによって「～すべき」という規範性をもってしまう。自己実現概念そのものが、「自己実現を求めよ、さもなくば健全な成長からはずれるぞ」という圧力をもち、規範性をもってしまうのである。

圧力をかけるなというのが、自立を求めること、自己実現を望むこと自体が圧力である。

現在のようにネオ・リベラリズムが浸透し、民間の活力が求められる中で、自立促進型社会という言葉まで登場してきている。その中で、自己実現概念そのものがもつ圧力は強められていく。

自己実現概念批判と「不登校」「ニート」

これまで自己実現概念そのものや自己実現としての労働を問題化してきたが、「好きなところで働きたい」とか「どうしても嫌な仕事はしたくない」といったことを否定するつもりはない。好きなことをやりたいというのは当然のことであろう。ただ、この「好き」が自己実現という言葉に置き換えられる時、健全な成長という規範性が忍び込んでくる。本当に「自分」が好きなものだろうか、本当に自分自身の可能性なのだろうかという不安もまたつきまといはじめる。

また自己実現は自己の変容も包み込んだ概念であると指摘したが、変容すること自体を否定するつもりもない。人間は常に変容していくものであり、変化せずにその場に止まっていかなければならない理由もない。問題はむしろ自己実現概念は変化に限定を加える概念だということだ。薔薇は美しくならなければいけないが、百合になってはならない、と。

私が問題にしたいのはこの限定である。勿論百合にはなれないかもしれないが、変化に「本当の自分」といった限定・枠をつける必要はないだろう。ある種の変容に対し、それは健全な変容ではない、本当の自分にそって変容をせなさいと枠づける理由は何もないはずである。また「可能性」という言葉によって現実の社会のイメージを滑り込ませ、自分の変化をそのイメージで枠づける必要もない。社会の中で活躍している人のイメージの中にしか自分の変容を見ていけなくなってしまうことは、変化を限定することではない。

自己という枠で限定されない変容、自己を超えてしまう変容、それもまた自己実現ではないかというかもしれない。もともと自己実現概念は曖昧なものであり、さまざまなものを含みこんでしまう用語である。マズローの自己実現概念に限ってみても、大きく変化している。至高体験を強調する時期もあるし、そうでない時期もある。

何でも包み込みうる概念だとするならば、私たちはそれを問題化し続けていくしかない。現代社会の中でこの概念の危険性が現れてくる限り、その地点から概念そのものに遡って問題化し続けるしかないだろう。

ここまで自己実現概念を問題化してきたが、最後

に保守的な立場からの自己実現批判をどうみるかという点についても述べておきたい。

小田晋は「ニート」を「自己実現病」と捉え、自己実現を批判する。自己実現概念そのものを問題視しているかどうかははっきりしないが、「自分探し」や「自己実現」を批判し、当たり前に生きよという。

また中教審の教育基本法「改正」をめぐる議論を見ると、保守派にとって自己実現概念は評判が悪い。あまりに個人主義的と見えるようだ⁽²³⁾。

こういった人達は若者に自己実現を求めず、集団的規律を身につけることを要望している。そのためには奉仕活動を義務付ける必要があり、場合によっては合宿生活を経験させることも必要だと主張する。そうしなければ「不登校」や「ニート」のような若者が増えてしまうと懸念する。

こうしてみると自己実現を唱える人達の方がソフトのように見える。しかし、見ておかなければならないのは、保守派も自己実現を唱える人も「不登校」や「ニート」を問題な若者としてしか見ていないという点である。その上で、自己実現概念は「不登校」や「ニート」の心理面に光明をあてていくかのようにみえる。そして、結局は心理面での対策に道を開いていってしまうのである。 (なかじま・ひろかず)

(23) 第13回中央教育審議会基本問題部会議事概要
2002年9月13日議事録

臨床心理資格論考 その2

三輪 寿二

はじめに

2005 年 7 月に、医療心理師（新設、仮称）とすでに民間資格化されている臨床心理士を、二資格同時に国家資格へ（以下、ダブル資格化と記す）、という政治的動向があった。この動きの中で、「臨床心理士及び医療心理師法案要綱骨子（案）」（以下、要綱骨子と略）が作成されたが、結果としては、法案は国会に上程されなかった。心理職の国家資格化そのものが全く消失したということではないが、たび重なる頓挫は、諸々の関係者たちにとって、厄介な案件として位置づくには十分であろう。

ところで、筆者は、すでに「臨床心理資格論考 その1」⁽¹⁾を著わしているが、今回は、「その2」を掲載する。以下、本連載全体を指す場合は、本稿と呼び、「その1」は前論稿、「その2」は本論稿とするが、本稿は前論考を含めて、このダブル資格化の動向とは無関係に構想されたものである。前論考において、①臨心改革路線の方法と姿勢がどのような論理で資格化推進路線へと変容していくか、②その変容の論理を視点に据えて、臨床心理士資格を考えてみること、③社臨の10年余の資格化に関する議論を振り返ること、の3点を本論考の課題として述べておいた。

当初の本稿の目的からすると⁽²⁾、今回のダブル資格化については社会臨床学会における資格論議の流れとの関係で論じるのが妥当であるが、本論考の執筆中に生じたダブル資格化問題に触れないわけにはいかないだろう。それゆえ、本論考は当初の予定を変更して、以下の3点について論じる。①ダブル資格化の内容及び経過、②医師団体の反対声明から

見えてくる臨床心理の資格化の問題点（これは、前論考で課題として提示しておいた3点のうち②の臨床心理士資格と関係する）、③医師団体の反対声明の問題点についてである。

1. 臨床心理士及び医療心理師の国家資格化についての2005年動向とその内容

事実経過からすると、医療心理師国家資格化の動きが先行していた。この資格化を求めてきた心理職の団体が全国保健・医療・福祉心理機能協会（以下、全心協と略）である。全心協は、2001年度厚生科学研究「臨床心理技術者の資格のあり方に関する研究」報告を受けて、2002年5月以降、議員立法を前提に自民党や公明党などの国会議員たちに国家資格法制化を働きかけていた。そして、2005年2月、超党派の国会議員による「医療心理師（仮称）国家資格法を実現する議員の会」が設立総会を開催している。他方、臨床心理士会はこの動きを知り、同年4月に、国会議員に働きかけて、やはり超党派構成の「臨床心理職の国家資格化を通じ国民の心のケアの充実を目指す議員懇談会」第1回総会開催を準備した。いわば、医療心理師は厚生労働省関係の、臨床心理士は文部科学省関係の国会議員が、それぞれ関係団体からの要望で心理職国家資格に関する立法化を競う形になったのである。議員立法という形になったのは、心理職の国家資格化が過去に頓挫した経過があり、管轄官公庁からの法案提出が困難になっていたからと推測できる。

そして、2005年7月5日、2つの議員会の合同総会の席上で、要綱骨子が発表された。つまり、落としどころとして、両者並び立つようなダブル資格化という「妥協的構図(?)」が生まれたのである。要綱骨子は同年度の国会に上程される予定であった。

(1) 三輪寿二「臨床心理資格論考 その1」『社会臨床雑誌』第12巻2号78-84頁2004年

(2) 三輪寿二「臨床心理資格論考 その1」『社会臨床雑誌』第12巻2号79頁2004年

ところが、この要綱骨子をめぐって、全心協とともに医療心理師の国家資格化を推進していた日本医師会や日本精神科病院協会などの医師団体から反対声明が出され、それらがほぼ決定打となって、法案の国会上程は見送られた。

このように、今回の心理職国家資格化の動きは、二転三転した経過を辿っている。まず、心理職同業者間に不協和音があり、その收拾策としてダブル資格化が生じた。しかし、この收拾策は医師団体と心理職団体との不協和音を新たに誘った。しかも、反対した医師団体はこれまで資格化を求めて推進してきた関係団体なのである。

この経過から見て、さしあたり2つの疑問が浮かぶ。一つは、ダブル資格化とはどういうことか、である。同じような臨床心理業務に携わるはずなのに、何故、別名称の2つの国家資格なのか、という疑問である。もう一つは、当初の予定と異なりダブル資格化になったとはいえ、その一方の資格化を求めてきた推進団体が何故反対声明を出すのか、という疑問である。これら2つの疑問を考えるために、要綱骨子にそって検討していこう。

II. 要綱骨子における臨床心理士と医療心理師の異同

まず、上述の第一の疑問に関わって、ダブル資格の内容について、要綱骨子に沿ってそれらの異同を見ておこう。

まず、いずれも名称独占資格であり、業務独占資格ではない。

二つ目に、業務内容であるが、これも同じである。対象者に対して、(1)「心理状態を観察し、その結果を分析する」、(2)「その心理に関する相談に応じ、及び助言、指導その他の援助を行う」。そして、それぞれの対象者の「関係者」(たとえば、家族)に対して、(3)「その相談に応じ、及び助言、指導その他の援助を行う」。

業務内容(行為)を見ると、(1)は主に心理アセスメントを、(2)、(3)は心理療法やカウンセリングを含む最広義の相談活動を、念頭においたものであろう。

三つ目。業務内容は同じだが、対象者には「違

い」がある。医療心理師は「傷病者」及び「傷病者の関係者」、臨床心理士は「心理的な問題を有する者」及び「心理的な問題を有する者の関係者」となっている。「傷病者」とは、「治療、疾病の予防のための措置又はリハビリテーションを受ける者であつて、精神の状態の維持又は改善が必要なもの」である。「心理的な問題を有する者」については要綱骨子の中に説明的記述はない。ただし、作成者は不明であるが、2つの資格の異同を明確にするための「臨床心理士と医療心理師の整理(案)」(以下、「整理」と略)という文書では、「不登校児童生徒、心の悩みを抱える子供や成人、傷病者等」と記載されている。

四つ目に、業務の場所にも違いがある。医療心理師は保健医療分野、主として医療機関である。臨床心理士は教育、保健医療、福祉、その他の分野である。

そして五つ目として、医師との関係について。医療心理師は「医師の指示」の下に業務を行うとされている。臨床心理士は「医療提供施設において医師が医療を提供する傷病者に関して」のみ、「医師の指示」の下に業務を行う。そして、その他の場所では、「整理」によると、「各自の判断により」業務を行うことになっている。

もう一つの違いは受験資格である。大まかに言うと、臨床心理士は大学院修士課程(博士前期課程)修了で、医療心理師は大学学部卒である。

また、管轄大臣、試験を行う機関の違いなどもあるが、省略する。

これを見ると、いろいろなことに気づくが、ここでは、2つの資格の違いを中心に見ていきたい。

業務の場所の違いから考えると、医療心理師は保健医療分野における新設資格なので、当該分野の業務のみに適用となる。しかし、臨床心理士は教育分野(スクールカウンセラーなど)を中心にしながら、保健医療分野、福祉分野、その他においてもすでに資格者が働いている。そうすると、保健医療分野からはみ出した臨床心理士たちをどのように処遇するかということが問題となり、2つの国家資格化案が出てくる「現実的な」背景とも見えなくはない。

このことは、「整理」における対象者の列举的説明の不可解さとながっている。「心の悩みを抱える

子供と成人」と「心理的な問題を有する者」は同義反復である。とすると、「整理」における「不登校児童生徒、傷病者等」は「心理的な問題を有する者」とは別のカテゴリーに属する人たちということになる。しかし、要綱骨子では「心理的な問題を有する者」が最広義のカテゴリーだから、「整理」の説明に従えば、傷病者や不登校児童生徒は対象者からははずれざるを得ない。つまり、臨床心理士資格は教育現場の一部の対象者や医療現場においては適用ではない。

「整理」における不可解な対象者の羅列的説明は、結局、上述の業務の場所の違いとともに生じているから、臨床心理士資格は、「現実的な」背景＝「労働実態に即して」まとめられたと考える方が妥当なものであろう。

国家資格が「労働実態に即して」作られることが問題であるかどうかは議論が残るところだが、この対象者の問題は、臨床心理士にとってはもつと異なる意味合いがあると考えられる。臨床心理士会は、2003 年に提出した臨床心理士国家資格化の「要望書」において、「現在、臨床心理職は、教育、医療・保健、福祉、開業、司法・矯正・保護・警察、産業など多岐にわたる領域で心理的援助をしている現状があります。これらの領域で同じ臨床心理職として心理的援助ができるようにしてください」⁽³⁾と、これまで横断資格を求めてきた。これは、保健医療に特化した医療心理師資格への牽制ということだけではないだろう。すなわち、臨床心理士の対象者＝「心理的な問題を有する者」とは、「医師によって障害と診断された者、及び、医師に診断されていないあるいは医師によって障害とは診断されなかった者のうち、臨床心理士によって心理的な問題があると認定された者」ということである。したがって、最大の「違い」は「臨床心理士による心理的な問題の認定」である。つまり、今回のダブル資格化によって臨床心理士を国家資格化すれば、分野無限定なオールマイティな資格となる、ということである。

(3) 日本臨床心理士会「要望書」(臨床心理職の国家資格創設をお願いします自由民主党国会議員各位あて) 2003 年 5 月 13 日付け。『日本臨床心理士会雑誌』第 37 号 (第 12 巻 1 号) 24 頁にも本「要望書」が掲載されている。

III. ダブル資格化における心理職同業者間の相克

ダブル資格化に対して、いくつかのマスコミや資格化反対団体から、わかりにくいとか混乱をもたらす、とかいう批判があった。保健医療分野だけを切り取れば、同じ業務を行うにもかかわらず、異なる名称の資格者が存在する。たとえば、日本精神神経学会は、「臨床心理士と医療心理師という二つの資格が同一の職場で同一の業務に携わることは、医療現場におけるチーム医療においても、心理職が活動する様々の現場においても混乱を生じ、当事者に不利益もたらす可能性がある」⁽⁴⁾という見解を出している。

しかし、多少実利的かつ楽観的に考えると、「当事者」＝利用する側にとって重要なのは、何をしてくれるか、という点であってみれば、時間経過の中では、いずれも同じという程度にしか意識されなくなるようなものであろう。その意味で、利用者への不利益がダブル資格化批判の根本問題ではない。

むしろ、わかりにくさと関係する問題は、「チーム医療の混乱」と、同じ業務を遂行する 2 つの国家資格が存在することへの一般的な意味での不可解さであろう。しかし、「チーム医療の混乱」については、異なる資格者であっても同じ仕事ををするのだから、業務実態的には他職種との間にあまり問題は生じないはずである。とすれば、その混乱とは、医療心理師と臨床心理士の間の相克としか考えられない。日本精神科病院協会が「医療心理師と臨床心理士の職域を明確に区分しなければ、精神医療の現場を混乱させる可能性がある」⁽⁵⁾というのは正直な感想だろうが、保健医療分野を統括する医師の立場や、病院を経営する立場からすると、心理職内部でゴタゴタされるとやりにくいし、給料などはどう考えたらよいのか、ということなのかもしれない。

また、全く同じ業務内容の資格を 2 つ作るというのは、先に述べたように、一見「労働実態に即して」いるかにも見えるが、結局は、「調整が出来ていませ

(4) 日本精神神経学会「臨床心理士及び医療心理師法案要綱骨子」に対する緊急見解 2005 年 7 月 21 日

(5) 日本精神科病院協会「臨床心理士及び医療心理師法案要綱骨子 (案) に対する反対声明」2005 年 7 月 22 日

ん」と公言しているようなものである。その調整の拙さも、医療心理師と臨床心理士という心理職同業者間の問題である。したがって、ダブル資格化そのものは、心理職同業者間の相克として捉えるべき問題であろう。

資格者間の関係として、全く同じ業務に2つの資格が存在することは奇妙であるが、例えば、医師が看護師の業務を行うことは可能というような、一方が他方を大部分包含しているような資格間関係は存在する。今回のダブル資格化では臨床心理士資格は分野無限定になっているし、臨床心理士会と全心協の会員数は比較にならないほどの差がある。それゆえ、医療心理師資格はゆくゆく臨床心理士資格に呑み込まれるのではないかという、全心協の懸念は当たっているかもしれない。

したがって、ダブル資格化は、2つの資格の相克として描くにしても、明らかに臨床心理士に優位な争いである。臨床心理士が無念と感ずることがあるとすれば、保健医療分野においては「医師の指示の下で」業務を行う、という点、つまり心理職同業者間での問題ではなく、医師との関係においてであろう。なぜなら、臨床心理士会は先述の「要望書」においては、医師との関係において「医師の指示の下」ではなく、「主治医の『指導』を仰ぎます」としていたからである。つまり、ダブル資格化にあたって、一歩後退を余儀なくされているのである。

ここから考えれば、臨床心理士会にとって、この国家資格化は「なくなるならなくなってもよいもの」という側面をもっていたかもしれない。同業者の一角が国家資格に位置づき突出することを阻止できれば、医師との関係については今後の課題としておけばよい。したがって、ダブル資格化とはある意味では、心理職同業者間における「医療心理師国家資格化つぶしの道筋」であったと言える。

臨床心理士会と全心協の間で、ダブル資格化に関するしっかりとした話し合いがなかったことが何よりの証拠である。

IV. 臨床心理士と医師の相克

心理職同業者間の相克は一方的に臨床心理士優位のまま進行するわけであるが、ダブル資格化という

構図が妥協線として立てられてしまえば、表面的には、お互いに引っ込みはつかなくなる。それがつづれるためには、外部の要因が働かななくてはならない。

冒頭で触れたように、今回の資格化が見送られた理由は医師団体の反対であった。日本医師会、日本精神科病院協会、日本精神神経学会、日本精神神経科診療所協会（以下、診療所協会と略）などである。繰り返しになるが、これらの医師団体は医療心理師国家資格化を求めてきた団体であった。

多くの医師団体の要綱骨子への反対理由は業務の対象と内容に集中している、と言ってよい。たとえば、診療所協会は、他の医師団体と同様に、まず、『心理学的行為』と医行為との関係について明示されていない⁽⁶⁾と指摘し、『心理学的行為』に関する有益性ならびに有害性についての科学研究が行われ、ることが法案上程の前提である、とする。ここで言う「心理学的行為」とは、要綱骨子にあった業務内容のことであるが、「人格検査、発達検査など心理学的査定と心理療法」⁽⁶⁾がその具体的な内容として捉えられている。

そして、『心理学的行為』の外延が明記されていない。という小見出しで、「……『心理に関する相談に応じ、及び助言、指導その他の援助』……その内容は実際には多種多様であり、限定されていない。……外延を規定することの出来ない行為を国家が資格を持って担保するということは、無限的な権威を資格者に付与することになるので認めることは出来ない」⁽⁶⁾。「外延」の不明確さというのは、「心理学的行為」の一つである「心理療法において多くの学派が存在し、それぞれが異なった論理・実践体系を」持ち、「諸学派の論理の多くは閉じられた体系であり、隣接諸科学の最新知見によって吟味されることがない」ということである。

つまり、「心理学的行為」の効果の科学的検証の問題なのである。対象者に与えるかもしれない害よりも有益性が上回ることが科学的に検証できないのに、乱立する「心理学的行為」をまるごと良しとするわけにはいかない、ということである。

心理療法の科学的検証の問題とそれに関係する

(6) 日本精神神経科診療所協会「臨床心理士及び医療心理師法案要綱骨子に対する（社）日本精神神経科診療所協会の見解」

課題については改めて後に触れるが、診療所協会は、閉じた論理と体系性をもつ各心理療法学派の効果は科学的検証になじまないとすでに主張している以上、もし、これが資格化の前提要件であれば、現状における心理職の国家資格化はあり得ない。しかし、2003 年の全心協による「医療保健心理士」国家資格制度の「要望書」(この時点では「医療保健心理士」という仮称で議論されていた)において、先述の 2001 年度厚生科学研究報告⁽⁷⁾における指摘事項として保健医療分野における心理診療業務については「『医行為』に相当する部分が含まれている」ことは確認済みであり、それを行う場合は「医師の指示の下」の業務であることも明記されている⁽⁸⁾。それを受けての「要望書」であり、その要望を支持する団体に診療所協会は名を連ねているのである。

今さら、資格化全否定の論理を操ることは理解し難く、したがって、「心理学的行為」の文言そのものが焦眉の問題ではないのではないかと考えざるを得ない。

また、日本精神神経学会は、「臨床心理士は教育、保健医療、福祉その他の分野において『心理的な問題を有する者』を対象とし、医療心理師は『傷病者の精神状態』を対象としている。しかし、この2つの対象はそもそも分けがたいだけでなく、精神医学的診断を要するものである。これは、医学医療、保健、福祉の分野だけではなく、教育の場や労働の場でも同様である。これを法の文言として分けることは、『心理的な問題を有する者』の中の重要な精神疾患を見落とす可能性が高いので看過出来ないばかりか、『精神疾患』と『心理的な問題』とを切り離したり、『傷病者』の『精神状態』を特別視することは、精神医学・医療を曲げ、かつ精神疾患や身体疾患を有する方々への差別と偏見を助長しかねない。『心理的な問題を有する者』という表現は『医学医療』概念を覆い隠すためのものと言わざるを得ない」と指摘する⁽⁵⁾。

ここでは、対象者の規定が問題となっている。「心理的な問題を有する者」と「傷病者」の見分けは精

神医学的診断に属するものであり、これはまさに「医行為」として医師でなければできない仕事であり、臨床心理士の業務とすることはできない、ということである。

これらの医師団体の批判を見ると、日本医師会が手短かに表明した「臨床心理士の業務範囲が広すぎる」⁽⁹⁾ということが問題なのである。つまり、医療心理師資格ではなく、臨床心理士資格への反発と言えるだろう。なぜなら、医師が診断した「傷病者」に、「医師の指示の下」に何らかの心理学的行為を行うことは基本的には問題ない、ということだから。

先にも述べておいたように、臨床心理士資格者は、たとえ保健医療分野において「医師の指示」の下に業務を遂行しても、そこを離れば、ほぼ無限定な分野において対象者の規定と臨床心理行為を自立的に選択できる。この資格を認めると、医師の既得権益を侵すどころではなく、臨床心理士は「医師の診断と同等の判断ができ、かつ必要と考えれば何らかの援助が可能である」ことを前提として、「しかし、保健医療分野には既に医師がいるので一歩譲っておきます」ということになっているからである。

この意味では、先述の「なってもならなくてもどちらでもいい」というよりも、資格化されることでのメリットは臨床心理士にとって測り知れない大きさを持つことになる。たとえ、保健医療分野で頭を押さえられることがあっても、そこを一步出れば、殆んど天下である。「なってもならなくてもどちらでもいい」と「なったらなったら儲けもの」という2つの側面がそこにはある。

こうして、諸々の医師団体が資格化に反対することになった。

あえて再確認しておけば、医師団体の反対は、基本的に「臨床心理士の国家資格化」であることだ。ダブル資格化が潰れた理由が医師の反対にあったとするならば、それが意味することは、心理職の国家資格化は、今後さしあたり、臨床心理士と医師の間の相克として描かれるということである。今回のダブル資格化はこれまで潜在的であった相克が顕在化したということでもある。

V. 心理職の資格化は必要なのか

(7) 厚生科学研究「臨床心理技術者の国家資格化」研究 2001 度

(8) 全国保健・医療・福祉心理職能協会 保健医療心理士の国家資格化「要望書」2003 年

(9) 日本医師会「臨床心理士及び医療心理師法案要綱骨子」についての見解 2005 年 7 月 20 日

2005 年夏のダブル資格化に関する経過とそこから見てきたことのいくつかを述べた。ここで改めて、今回のダブル資格化に関しての筆者の感想や印象、心理職の国家資格化を考えるにあたっての論点などについてまとめておこうと思う。

一つ目。今回の資格化論議の経過の特徴は、心理職の国家資格化についてこれまで潜在化していた諸課題が一部ではあるが顕在化したことである。少なくとも、この問題に関心をもっていた外部の人は、「心理職って、同業者間で何をしているのか」、「賛成していた医者がどうして反対するのか」と疑問を持ったであろう。同業者間の相克については読売新聞にも取り上げられたが⁽¹⁰⁾、後者については明確になっていたとは言い難い。

しかし、現象的な関係者間の動きが見えるものになったとはいえ、少し深いレベルになると、相変わらず、心理職同業者間および、心理職と医師との間の「閉じられた問題」として進行し、わけのわからない入り乱れた問題という印象であったろう。要綱骨子冒頭にある「国民の心の健康の確保のために」という言葉とは裏腹に国民不在であり、したがって、対象者不在の議論であったということである。「誰のための資格か?！」という、筆者が時代遅れではないかと危惧し捉え直すべきかと迷っている、資格化批判の常套句がなおも命脈を保っている事態である。

しかし、心理職や医師等の関係者の多くは「心理職の資格は必要である」という点では不思議に一致している。一致しているのにこうした状況が続くことから、一致している理由がバラバラなのだ、と考えるのが妥当であろう。とすれば、心理職の資格化がそもそも必要なのか、から検討をするべきであろう。そのために、対象者、この問題と利害関係が薄い人、資格を必要と考える人、資格を不要と考える人等を手厚く招いて、時間をかけた検討を加えることが必要なのではないか。

二つ目。今回、顕在化した相克は、医療心理師-臨床心理士間及び臨床心理士-医師間に見られる。元々は、医療心理師-医師間にも「医師の指示の下」をめぐっての争いがあった。心理職の業務の背景に臨床心理学を立ててその独自性を主張してい

たが、先述の2001年度厚生科学研究報告によれば、「医師の指示の下」は既定路線となっている。だから、医療心理師においては医師との重大な争点はなくなっている。そして、先述したように「保健医療心理士」国家資格化「要望書」では医師団体は資格推進の協力者になっている。

このように、今回のダブル資格化時において、医療心理師の背後に医師の姿をみることは容易だから、顕在化した2つの相克は、突き詰めれば、臨床心理士-医師間の相克に還元できる。すなわち、今後の心理職の国家資格化の重要論点は、臨床心理士の論理と医師のそれとの乖離に集約されてきたと言えるだろう。したがって、臨床心理士資格によって起きる事態と、それを阻止しようとするときの医師等の根拠の中に、今後の資格化論議の検討点を求めることができよう。

誤解を招かないために付け加えるが、医師と臨床心理士の間に調整がとれれば資格化もよいのではないかと、言っているのではない。一つ目に書いたように、「心理職の資格化がそもそも必要なのか」を議論するために、現在存在している相克の中身を明確にし、検討するべきだ、という意味である。

VI. 「心理的な問題」が孕む問題

三つ目は、臨床心理士-医師間の相克の一つ、「心理的な問題」についてである。これは、医師が要綱骨子を批判した中核的論点の一つである。そして、要綱骨子と「整理」を敷衍すれば、「心理的な問題を有する者」とは、「医師によって障害と診断された者、及び、医師に診断されていない者あるいは医師によって障害とは診断されなかった者のうち、臨床心理士によって心理的な問題があると認定された者」である、と述べておいた。

先述の日本精神神経学会見解における「……『心理的な問題を有する者』……『傷病者の精神状態』……2つの対象はそもそも分けがたいだけでなく、精神医学的診断を要するものである。……『心理的な問題を有する者』の中の重要な精神疾患を見落とす可能性が高いので看過出来ない」⁽⁴⁾という文章から考えると、「心理的な問題を有する者」の一部に「傷病者」がいることを認めてい

(10) 読売新聞 2005 年 8 月 22 日夕刊

る。「傷病者」＝「心理的な問題を有する者」ではない。とすれば、「心理的な問題」をめぐる、あえてカテゴリー化すると、(1)「精神疾患に属する心理的な問題」、(2)「精神疾患者の精神症状ではない心理的な問題」、(3)「精神疾患者ではない人が持つ心理的な問題」に分かれ、それに(4)「精神疾患でも心理的な問題でもない悩み」を付け加えておこう。医師が問題にするのは、(1)と(3)、及び(2)と(3)の境界で、精神医学的診断という文脈では、とりわけ前者であろう。それらの境界を臨床心理士は技量的に判断しえないし、法的には判断してはいけない、ということである。しかし、裏返せば、(3)が確定できるならば、臨床心理士に限らず、心理職の資格化にあたって対象規定上は問題がないということになる。

ところが、同見解は、「……『精神疾患』と『心理的な問題』とを切り離したり、『傷病者』の『精神状態』を特別視することは、精神医学・医療を曲げ、かつ精神疾患や身体疾患を有する方々への差別と偏見を助長しかねない」⁽⁴⁾と述べて、「精神疾患」と「心理的な問題」を切り離すこと、すなわち、(3)の領域の確立を、差別・偏見といった医療社会の倫理的問題に吸収して批判する。この批判は一方で正しいが、「国民の心の健康の確保」(要綱骨子冒頭)ということならば、国民にとってむしろ身近な諸問題(ニーズ)は、(3)と(4)の境界ではないのか。さらに言えば、医師たちは疾患と健康をしっかり区別して差別視を作っておきながら、現在想定される新たな国民のニーズに応える仕分けには倫理をもって反対するというのでは、いささか無反省で手前勝手な理屈しか言えまい。精神医学・医療は精神疾患者を差別視しない論理と実践を曇りなく遂行してきた、と自負できるのだろうか。

筆者は、(3)の領域を擁護して心理職国家資格化の対象上の根拠を作りたいのではない。もっとも、(1)と(2)において「医師の指示の下」に置かれ、独自には(3)の領域のみに閉じ込められることを臨床心理士が歓迎するはずはない。(正確に言えば、現行法と今回の経過を踏まえれば、(3)領域を確立するにも医師の診断が必要になる)しかし、例えば医師法や医療法を変えてオールマイティの臨床心理士資格が成立したとしても、(3)領域に閉じこめられた資格

ができたとしても、「心理的な問題」と称して、(3)領域を「特定の専門家しか踏み込めない領域」にしてしまうことは危険なことである。その理由はさしあたり三つある。

一つには、上述してきた論理には前提がある。それは、精神疾患も心理的な問題もいわば客観的に存在するという前提である。それらを対象化して固定し分類しないと、それを診断し認定する主体を資格者として位置づけることはできない。しかし、「精神疾患」にしても「心理的な問題」にしても、判断主体と対象者との主観が錯綜して構成され、実体化されるようなものではないだろうか。にもかかわらず、予め「心理的な問題」が固定化されることはいかにも資格者を位置づけるための方便である。

さらに、その領域にニーズがあるとすれば、様々な微妙な問題が持ち込まれる可能性があるが、資格者は持ち込まれた問題を分類し、振り分け、回収していく操作者になる。それは、資格者が存在することによって新たに問題が作られ、制度化され、専門家に囲われていくことを含んでいる。

二つには、国民のニーズに関わる問題である。ただでさえ「自己責任」が振り回される時代である。「心理的な問題」という立て方は個人的な問題になるから、「自己責任」を補完しやすい処理方法である。諸々の問題を「自己責任」に還元する時代であるがゆえの疲弊、疲労であってみれば、その問題を社会に問い返し投げ返すことなく、「自己責任」として「心理的な問題」に回収することは悪循環になる。つまり、「心理的な問題」の制度化は「自己責任」社会を温存するための回収循環装置の一部なのである。

三つには、疾患と健康を区別して前者の領域を医師の独断場的領域に仕立て上げたことへの反省がないまま、同じ愚を繰り返すことがあってはならないからである。「心理的な問題」の制度化はもう一つの医師を生み出す事であり、さらに、(4)領域との間にこそ新たな差別視を生む可能性が大いということである。そしてそれはおそらくそれほど目立たないが新たな「負け組み」を優しい言葉で作ることになりはしないか。

VII. 心理療法の科学的検証について

四つ目は心理療法の科学的検証の問題である。日本精神神経科診療所協会見解では、たびたび心理療法効果の科学的検証の必要性が主張されている。既に紹介した見解の繰り返しを含むが、「法案を上程する前提として『心理学的行為』に関する有益性ならびに有害性についての科学研究がおこなれ、広く国民に周知されるべき」⁽⁶⁾で、「現在行われている『心理学的行為』の適切性の検証ならびにその知見……費用対効果を含めた『心理学的行為』の効果の科学的検証こそが急務である」⁽⁶⁾が、「臨床心理学の諸学派的論理の多くは閉じられた体系であり、隣接諸科学の最新知見によって吟味されることがない。このような現状を追認し、その行為を国家が担保することは、本邦行政機関の非科学性を暴露することになる」⁽⁶⁾として、最後には、「一部で心理療法という医業類似行為と考え得る名の下に行われている行為について、それが『人の健康に害を及ぼすおそれのある業務行為』に該当するか否かの検討を厚生労働省は早急に行うべきである」⁽⁶⁾とまで言っている。

もし、心理職の国家資格化を考えるとすれば、一定の検証作業が必要である点においては同感である。資格化するならば、周囲が納得のいく事実は必要であるからだ。

臨床心理学が上述の診療所見解に反論するとすれば、以下のようなものが代表的なものであろう。医学と臨床心理学は異なる、ということである。たとえば、金沢吉展は、Silverman の、症状軽減という医学モデルを心理療法の効果研究の主眼にすることは視野が狭い、という指摘を踏まえて、「心理療法は、クライアントの心理的側面に働きかける対人援助活動であり……心理療法の結果としてクライアントの心理的側面にどのような変化がみられるのか、……仮にクライアントの病理的側面に変化がみられたとしても、その変化に影響を与えたのはどのような心理的要因なのか、こうした研究がむしろ必要ではないか」⁽¹¹⁾、「……症状の減少にとどまらない心

理的な意味でのクライアントおよびその周囲に対する効果・影響(例えば、心理的な『健康度』の向上、職業・学業などの社会的側面における改善、等)を明らかにする研究」⁽¹¹⁾が必要と述べる。

したがって、医学が望む効果研究によって臨床心理行為を評価することは不可能であるし不十分である。しかし、これは同時に、「心理的な問題」とは何かという課題と循環している。前述の分類で言えば、(1)と(2)の間の「分けがたさ」の問題である。この方向から考えれば、日本精神神経学会が主張するように、『『心理的な問題を有する者』という表現は『医学医療』概念を覆い隠す』という指摘はある意味で正鵠を得たものとなろう。

ただ、心理療法の効果については、Smith & Glass のメタ分析による研究(1977)によって、すでにアメリカでは効果あり、となっている。日本では、メタ分析のデータとなる研究そのものが少ないこともあって、効果研究の分野はあまり進んでいない。しかし、メタ分析のデータとなる研究そのもの問題点⁽¹²⁾、心理療法の目的や効果の定義など、この課題については簡単に論述できるものでもなく、筆者の宿題として稿を改めて詳細に論じたいと思う。筆者は、心理療法とかカウンセリングの効果については、メタ分析にしても一事例実験法にしても⁽¹³⁾、いわゆる科学的検証にはあまり馴染まないと考えているし、おそらく厳密な意味ではその効果を明らかにできないと考えている。

ただ、診療所協会の効果に対する見解に関しては、返す刀で自分たちが切られることはないだろうか、と思っている。医療点数化されている精神療法はどのようなのか。保険医療点数で治療として公認されている精神科治療法を調べると、例えば、通院精神療法は、「統合失調症、躁うつ病、神経症……のため社会生活を営むことが著しく困難な通院患者に対して、医師が一定の治療計画のもとに危機介入、対人関

Psychotherapy in the 90's. Psychotherapy, 33, 207-215

(12) 南風原朝和「メタ分析による精神療法の効果研究の統合」1997『精神療法』23 131-136 頁。

(13) 山田剛史「一事例研究とメタ分析」下山晴彦・丹野義彦編『講座臨床心理学2 臨床心理学研究』東京大学出版 203-222 頁。

(11) 金沢吉展「効果研究とプログラム評価研究」下山晴彦・丹野義彦編『講座臨床心理学2 臨床心理学研究』第3部第5章東京大学出版 187-188 頁。なお、Silverman, W.H.(1996) の原著は、Cookbooks, manuals, and paint-by-numbers :

係の改善、社会適応能力の向上を図るための指示、助言等の働きかけを継続的に行う治療方法⁽¹⁴⁾とある。この精神療法の外延にある治療法を見ると、標準型精神分析療法、簡便型精神分析療法、そして心身医学療法という精神科治療法の項目を見ると「自律訓練法、カウンセリング、行動療法、催眠療法、バイオフィードバック療法、交流分析、ゲシュタルト療法、生体エネルギー法、森田療法、絶食療法、一般心理療法及び簡便型精神分析療法」⁽¹⁵⁾と記載されている。ここで言うカウンセリングや一般心理療法とは何なのか、そして、精神療法の外延に位置づく各学派の治療効果の科学的検証は一定の信頼性をもって本当になされているのだろうか。

つまり、診療所協会の見解はもっともものであるが、やはり、「心理学的行為」そのものの問題ではなく、「誰が行うか」が問題なのである。ついでに、書き加えておくと、医師にぜひ国民に向けて明示してもらいたいのは、精神科電撃療法（100 ボルト前後の電流を頭部に短時間通電することを反復し、各種の精神症状の改善を図る療法、と記載されている）における治療内容、治療効果、治療機序、副作用、治療手続き（とりわけ患者との合意形成過程）である。つまり、「かくかくしかじかの精神科疾患になると、こういう内容の電撃療法を行うことがあります」ということを国民に明示してみたいのか。

VIII. 医師を頂点とするヒエラルキー構造について

五つ目は、医師団体が「医師の頂点性」をいかに死守しようとしているかが露見した、ということである。確かに、今回のダブル資格化を認めれば、臨床心理士は事実上、医師よりも広範な分野において「医行為」的活動が可能となるだろうから、医師の反対はある意味で当然のことである。

しかし、同時に日本医師会も日本精神科病院協会も日本精神神経学会も診療所協会も、医療心理士の国家資格化を働きかけてきた推進団体である。これらがこぞって土壇場になって要綱骨子を批判し

反対表明を出すことは、いわば政治的には背信行為であろう。これまでであれば、医師団体は心理職の国家資格化に絡む「医師の指示の下」について争うことはあっても、無難に処理することができた。

ところが、今回のダブル資格化の経過を見れば、医行為が医師にのみ許されている現行法に準じて医師が主張するにしても、「医師の頂点性」は政治的な信用を失うような危険性を冒してでも、自分たちの医行為の科学性には触れずに他者の行為のそのみを厳しく求めて排するまでしても、守らなければならないのである。そこには、やはり、権威とか権力というものの存在が見て取れる。もっとも、医師団体の反対が上程断念の決め手になったということではその「底力」を改めて確認できるのだが、同時に、臨床心理士の国家資格化を阻止して医療心理士の国家資格化のみに持ち込むことはできない、という「限界性」も確認できるのである。

ここから、さしあたり二点の課題が浮かぶ。(1) 医師と同等の力を持つとする心理職の国家資格化は医師たちと同じ運命を歩む危険性を持つということであり、国家資格を求める心理職の人たちは同じ轍は踏まないどのような根拠をもって答えられるのか、(2) 現状において具体的な権力行為（言動）が発生する条件や状況についての「科学的」（？）分析が必要ではないか、ということである。これには、「一部の社会学の研究者が行っているような、その都度、その場面での権力の再生産構造を精緻に記述していこうとするような方法」⁽¹⁶⁾なども役立つかもしれない。ただし、こうした分析が行われるとしても、資格化を推進する準備として位置づけられてはならないだろう。

終わりに

本論考では、当初の予定を変更して、医療心理師と臨床心理士のダブル資格化に関する動向について、今後の論点のいくつかをまとめてみた。心理職の国家資格化への批判とともに医師への批判も本論考の中では意識して取り上げてきた。それは、今回の論考で、今回の医療心理師資格推進と関係が深

(14) 医科診療点数表「通院精神療法」しろぼんねつと
<http://shirobon.net/portal/>

(15) 医科診療点数表「心身医学療法」しろぼんねつと
<http://shirobon.net/portal/>

(16) 林延哉「今、「資格」「専門性」について何を語ることを我々は望んでいるのか」『社会臨床雑誌』第7巻1号199950頁

い臨心改革路線の変更を取り上げるための準備でもある。臨心改革路線の変更から約 15 年の歳月が流れている。その変更の根拠は何であり、今回の資格化とどのように関連しているのか、あるいは様変わりしてしまったのか、等を理解するのに役立つだろうと考えたからである。

なお、要綱骨子に対する声明は、日本精神保健福祉士協会（この協会は資格化推進を求める声明を出した数少ない団体の一つである）など、医師団体以外からも出ている。日本社会臨床学会は、2005 年 7 月 26 日付けで、「「臨床心理士及び医療心理師法案要綱骨子（案）」に反対する」という反対声明を出している。⁽¹⁷⁾

（みわ・しゅうじ 茨城大学）

(17) 日本社会臨床学会運営委員会「国家資格化に反対する」声明『社会臨床ニュース』第 58 号 2005。同声明は社会臨床学会のホームページにも掲載されている。

臓器移植法「改正」の論理を検証する —現行法批判を踏まえて—

篠原 睦治

はじめに～「改正」の二つの意図

いま、臓器移植法「改正」の動きが顕在化している。その理由は二つある。一つ目は、脳死・臓器移植の実施件数が、現行法成立(1996.7)以来、いまなお、41 例目(2006.1 現在)⁽¹⁾に留まっていて、待機患者の需要に十分に答えられていないこと、二つ目は、臓器提供可能年齢が 15 歳以上であることから、小児臓器移植が不可能であることである。

さて、「改正」案は、昨年(2005 年)夏までの第 163 回通常国会に議員立法案として提出されていたが、未成立で、現在(2006 年 2 月)開会中の通常国会へ持ち越されている。いまのところ、未提出のまま、様子見になっている模様である。

とはいえ、「改正」に向けてのキャンペーンや施策は着々と進行していて、このところ、そのことに関わる記事が目立つ。制度的、医療環境的に未整備な、中国での「危険な」移植医療に、日本人が急増していることに着目して、厚生労働省は、その実態調査に乗り出すと報じ、この記事の解説者は、「渡航移植の背景には、国内では思うように移植が受けられないことがある。」と結んでいる(『朝日』2006/2/4)。そして、今年(2006 年)4 月から、脳死移植医療に関しても、「普通の医療」として健康保険を適用するとしている。加えて、06 年度新規発行分から、政府管掌健康保険証の裏に、臓器提供の意思を表示する欄を設けることにした。

ところで、「改正」案は二つあって、国会議員である提案者たちの名前をつけて、それぞれ河野・福島案、斉藤案と呼ばれている。河野・福島案は自民

党勢に支持された国会内のマジョリティ案らしい。斉藤案は、(以下に見るが)“余りにも乱暴な”河野・福島案にある程度の歯止めを掛けようとしているが、支持者は少ないと聞く。そして、金田案が、この二案を意識して、対抗的に公開されているが、いまだ法案の形を取っておらず、斉藤案と比べても少数派のようだ。

以下に見るが、それぞれの強調点と互いの相違点が認められるけれど、冒頭で述べた二つの理由にそって、何とか打開したいという問題意識は共通にうかがえる。

まずは、各案にそって、それはどのようにか、また、その他に何が意図されているのかを見る。追って、現行法と今回の「改正」の動きの中に通して認められる幾つかの問題点を整理する。

ところで、現行法では、「脳死した者の身体」は、「脳幹を含む全脳の機能の不可逆的に停止するに至ったと判定されたものの身体」と定義されるが、それにしても、「脳死」は、臓器移植目的に限定して、しかも、本人の意思表示と家族の同意があった場合に限って、判定を介して決定される法的概念なのである。こうして、現行法は、「社会的同意」という政治的課題をくぐり抜けるためにも、ついに「脳死＝ひとの死」という考えを露骨に表現することができなかった。

つまり、現行法は、「脳死」者からの臓器摘出は、たとえ刑法上の殺人であったとしても、「愛の行為」「菩薩行」(脳死臨調少数派の当時の用語)⁽²⁾と意味づけられた「本人意思の表示(死の自己決定権の行使)」を媒介とすることで、その違法性は阻却されるかのように思わせている。

「改正」の一つの意図は、この曖昧さの「修正」に

(1) 『読売新聞』(2006.1.26)に「心臓は 6 年待機の男性患者へ 41 例目の脳死移植終了 脳死判定 42 例目」と見出しした記事。

(2) 立花隆『脳死臨調批判』中央公論社 1992 年、脳死臨調答申(全文)を読む。pp.243-285

あると思われる。「脳死」は無前提に「ひとの死」であると。もう一つの意図だが、現行法では「本人意思の尊重」の原則に立たざるをえないので、臓器摘出可能な年齢を 15 歳以上（遺言可能年齢）にしないではならなかったが、その下限年齢をさらに引き下げるか取っ払うかすることである。

つまり、脳死・臓器移植をつつがなく実施したい側は、「脳死」判定手続を容易にし、「脳死」とされた者を「死体（モノ）」として確定し、それを臓器移植や、研究用材料等その他の生命資源として活用できる方向で、現行法を「改正」したいのであり、そこで、小児臓器移植も可能にしたいと考えている。

以下で見るが、そのことを最もリアルに表現しているのが、河野・福島案である。

河野・福島案—臓器摘出可能条件の緩和

さて、河野・福島案では、「脳死した者の身体」は「死亡した者」となっている。「家族」は「遺族」という表記で一貫している。すなわち「脳死状態の者」は「死亡した者」と明確に定義する案である。

そして、臓器摘出は、「提供の意思」を明記している者に限らず、「臓器提供しない」と明確に意思表示していない者からも「遺族」の承諾さえあれば臓器摘出は可能であるとしている。このことによって「臓器提供しない」と意思表示をしていない“サイレント・マジョリティ”からの臓器摘出が可能になる。もちろん本人の意思表示を絶対条件にしないのだから、親の承諾で小児からの臓器摘出も可能になる。

加えて臓器摘出の目的を臓器移植に限定する必要もなくなるので、研究材料などへの臓器の利用に道を開くことにもなる。河野・福島案は「死体は利用可能な資源である」との認識に基づくものと言えそうだが、この案には、このことの言及はない。当面の課題は、「脳死・臓器移植」を容易にすること、広汎に普及することのほうにあるようだ。

ところで、この案の中には「遺族の承諾」は残されているが、これは、「本人意思」の代行という意味合いを持たせているのかもしれない。その限りで、「死の自己決定権」の残滓が伺えるが、実際は、「遺族」への同情と配慮といった程度の儀式である。

とはいえ、この同情と配慮は、「遺族」に対する過

酷な扱いへと急落していくと想像しないわけにはいかない。つまり、ある家族の一員が脳死状態になってしまったという突発的な事態のなかで、しかも病院という非日常的な場面において、医療側によって臓器提供が求められるのだが、その際の家族の混乱やそこでなされる判断の迷いと揺れ、後日その判断に対して抱くことになるに違いない煩悶とか悔恨といった事々は余りにも容易に想像できる。

結果として、この案は、「あなたの家族は死にました。あなたの家族の死体はリサイクル可能です。少ない資源を有効に活用しましょう」と、脳死状態の患者の家族に対して詰め寄る法案になっている。

「生命の贈り物」論に抵触する「親族への優先提供」

ところで、「遺族」がいない場合、（現行法でもそうだが）臓器摘出を許諾したり拒否したりする権利を有する者が担保されないまま、この手続を飛ばして臓器の摘出が行なわれてよいことになっている。“孤独な”者たちの生命がいよいよ粗末に扱われていくさまが想像される。その表側に位置づく提案が「親族への優先提供」である。

河野・福島案では、「親族への優先提供の意思表示」がわざわざ挿入されているが、「人の情」として当然との雰囲気漂っている。問題は、このことに関わって発生する。

つまり、生体間移植の場合においてすでに報告されているが、情愛、道義の関係を求められる家族が、提供の道義感、義務感に拘束されることがあり、提供を期待される側に「死の義務」が要請されてくる可能性が内包されている。この「死の義務」が、「親族への優先提供」という本人意思の表示の動機になり得ると気づいておかなくてはならない⁽³⁾。

それにしても、この案も、現行法の「目的」や「基本的理念」を変更する予定がないようで、そこには、「臓器売買の禁止」「本人意思の尊重」「提供の任意性」「臓器提供の人道精神性」「臓器の公平な分

(3) 「死の権利」と「死の義務」の表裏性については、小松美彦『自己決定権』の道ゆき～『死の義務』の登場(上)(下)、『思想』2000年4月号、5月号、拙論『死ぬ義務』の提唱を検証する(拙著『脳死・臓器移植、何が問題か』所収 現代書館 2001年)を参照。

配」が明記されている。ここに通底しているものは、脳死・臓器移植は、「死の自己決定権」の行使に基づく「生命の贈り物」的医療行為であるべしという理念である。ここには、欧米精神として語られてきた「自由、平等、そして愛に基づくキリスト教的ヒューマニズム」があるのだが、市場原理に基づく「等価交換」論とは異なる「贈与」論がある。「贈与」は、「感謝」の気持ちなどの伴った、ある個人から他の個人へモノを移動させる一方的・片務的行為だが、とすると、脳死・臓器移植は、家族や（場合によっては）国境も超えて、行なわれるべき性格のもので、ここで、「親族優先の提供」は、この「贈与」論に抵触してくる。

しかし、人々の「家族愛」幻想の根深さから、「生命の贈り物」論は、河野・福島案に託して「修正」されるのかもしれない。

ところで、「死」は、「個体の死」であると同時に、「関係のなかの死」である。看取られる者が死んでいくとき、看取る側は、その人との関係を喪失していくのであり、「死」を私的専属事項とすることなど、到底できない。ただ、ここに「家族愛」幻想が挿入される危険性があることを気づいておかななくてはならない。

つまり、現行法においてすら、家族のいない場合、「本人意思の表示」だけで、臓器摘出は合法化されるし、河野・福島案に至っては、「(イエスであれノーであれ、いずれかの) 本人意思の表示」のない場合でも、「遺族」がいなければ、そのまま臓器摘出してしまおうとしている。「関係のなかの死」を強調する余り、「家族など、親しい者がいないままの死」を例外化するわけにはいかないのだ。

さらに言えば、「家族のいる者」と「家族のいない者」の二分法のなかで、「孤独な死」を措定することもおかしい。「家族」の内にも外にも関係があるときもあるし、ないときもある。この際、「新鮮な臓器」を少しでも多く摘出するためには、どうしたらよいかと考えて、「孤独な者」をより容易に狙い撃ちする脳死・臓器移植の手続は「家族愛」幻想の裏側にあることを忘れてはならない。

と言って、私は、「生命の贈り物」論に同意する者ではない。現行法と「改正」の方向が、共通に内包する「生命の贈り物」論の前提としての、個体が「生命」を私有しているという前提が問われている。

思うに、いまのところ、河野・福島案にとっても、「親族への優先提供」は第二義的なことのように、アドバルーンを上げてみた程度という印象すらある。しかし、この案が退くことのできない最大の軸は、「脳死」者を「死体」として確定して一般化してしまうことであり、そのことによって、前提、条件、年齢を極力問わずに、臓器摘出を可能にすることである。

「移植医療に関する教育」批判

さて、斉藤案は、臓器摘出可能範囲を広げようとしている点で、河野・福島案に似ている。例えば、本人意思の表示の法的有効年齢を 15 歳以上から 12 歳以上に引き下げようとしている。しかし、臓器提供、不提供、いずれの意思表示も行なっていない者を臓器摘出対象とするということまでは考えていない。つまり、「脳死」者を「死体」と言い切れず、「本人意思の尊重」の原則を河野・福島案ほどに後退させるわけにはいかないと考える“慎重な”案になっている。

さて、この案の問題点に触れるが、そもそも本人意思の表示という行為は、理解力、判断力、書記能力など「個人の能力」を必要とする主体的行為なので、年齢を下げることに限界があるのだが、この案は、12 歳以上であれば、本人意思の表示能力はあると期待している。私も参加した『『脳死』は人の死か？『脳死』論議何度でも！『臓器移植法』“改正”3 案提案者を招いての市民シンポジウム(2005/11/26、以下、「11.26 市民シンポ」)で、衆議院議員、斉藤鉄夫は、「小児科学会など、小児医学・医療の学術団体がそのように言っている」とくり返して、このことにさほどの自信がある様子がなかった。また、斉藤は、「12 歳といえば、小学校卒業・中学校入学年齢である」とも説明している。そして、「12 才の子どもに自己決定能力があると、どうして言えるのか」という質問に対しては、「(そのような能力が) いる子もいるし、ない子もいる。このことは、15 才以上に関しても同様である」と答えている。これは、「ただし、精神障害者、知的障害者などは除く」という従来の議論上にある答え方である。とすれば、このような「能力」を要請する権利行使の優生思想性、排他性を問題にしないでならない。

こうして、斉藤案においては、いよいよ「移植医療に関する教育」が強調されてくる。「学校、家庭その他の様々な場を通じて移植医療に関する教育の充実を図る」ことで、本人意思の表示能力を確保しようとしている。「能力の涵養は教育で」とはよく言われる言説だが、その効果は一律ではありえない。

さらに言えば、斉藤は、「強制でも誘導でもない形で、ただ、脳死・臓器移植というものがあること、臓器提供の手続があることなどを教える」と弁明していたが、「改正」の方向では、「脳死は人の死である。(ないしは)限りなくひとの死に近い」「臓器提供は崇高な行為である」「提供するかどうかは、本人が決めることである」などと教えることしかないのではないか。つまり、臓器提供を期待した、偏った、限られた情報提供にもとづく態度決定を迫ることしかないと思うのだが、大人にしても、ましてや、子どもにしては、「死につつある自分を想定して、その時点で、どう決断するか」をあらかじめ決めておくことは、どう考えても困難である。それでも、それを求めるというのだから、この教育は「あるべき決断」の刷り込みでしかなくなる。そのことよりも、親や教師は、わが子、わが教え子が「脳死」状態に陥ったとき、その者と向き合うことになる関係的事態を精一杯想像することの方がはるかに大切なことである。ゆめゆめ、子どもたちの「生命」を資源として想定する教育をしてはならないのである。

臓器摘出の違法性阻却論と臓器・組織の多目的活用

三つ目に金田案を考えるが、これは、河野・福島案及び斉藤案に抗して、緊張的に差し出される予定のものと聞いている。「脳死」の定義にしても、現行法よりも厳格にしようとして、現行法の「脳幹を含む全脳が不可逆的に停止するに至ったと判定されたものの身体」を、この案では「脳全体のすべての機能が不可逆的に喪失した状態」と定義しなおしている。従来の判定基準(深昏迷、自発呼吸の喪失、瞳孔の散大・固定、脳幹反射の消失、平坦脳波、これらの6時間の持続)に、「脳血流代謝および脳代謝の途絶」を加えることで、「脳死」状態のより厳密で正確な判定を可能にしようとしている。識者によれば、

従来の判定基準を満たせば、ここに追加された状態は同時に起こっているの、ここでの強調は、「脳死判定はより厳密に、より正確に」の印象を与えるためのリップサービスになる。

この案は、「法的脳死判定を開始することができる要件の明記」を提案しているが、「深昏迷および自発呼吸を消失した状態と認められること」「器質的脳障害の原因となる疾患(原疾患)が確実に診断されていること」「原疾患に対して行い得るすべての適切な治療を行なった上で回復の可能性がないと認められること」と記している。これらを厚生労働省令として明記せよと言っているが、これらは、すでに、現行法下でも求められている。とすると、現実はどうなっていないまま、いい加減に脳死判定が行われているという現実を告発しながら、これに対する警告をしていること以上の意味をなさない。この限りで見ると、金田案は、現行法の厳守とその下での、つつがない脳死・臓器移植の実施を要請していることになり、現行法堅持を主張しているかのように思われる。

しかし、「組織の摘出及び移植に関する規制」「生体間における臓器の摘出および移植に関する規制」を新しく提案している。とすると、この「改正」案は、脳死体の臓器の摘出と移植に限定しないで、皮膚、骨、血管その他の組織および生体間における臓器の摘出と移植を加えて、包括的な臓器・組織移植法になる恐れがあるが、「規制」を強調することで、大風呂敷を広げている様子を緩和させている。しかし、ここまで先に進んでしまうと、今日、まずはなくてはならない、現行法の見直し作業という今日の課題はいよいよ回避されていくことにならないか。

さらに、金田案は、「移植術に使用されなかった臓器等の研究目的での使用」を新しく提言している。現行法では焼却処分しなくてはならない「移植術に使用されなかった臓器等」の有効活用を提言しているのだが、ここまでいくと、摘出される臓器は必ずしも「新鮮」である必要がない。病人のもの、老人のもの、つまりどの臓器も役に立ってくる。「臓器等の研究」の積極的推進では、「脳死・臓器移植」そのものの問題性は永遠に問われる契機を失ってしまうようで恐ろしい。

最後に、この案は、今回、「子どもに関する臓器等の摘出および移植」に関しては検討課題としてい

る。つまり、他の二案に比べて、慎重なだけで、ここでは、他の二案の後追いということになっている。

以上で明らかのように、この案は、とうとう「脳死＝ひとの死」と言い切れずにいる。「11.26 市民シンポ」で、金田案の共同作成者、弁護士、光石忠敬は、「脳死＝ひとの死」とする河野・福島案には、「科学的根拠がない」などと批判したが、といて、「脳死・臓器移植」は殺人行為になるので、これを認めてはならないとは主張しなかった。つまり、脳死判定にあたっては、さらに「脳血流及脳代謝の途絶」の確認など、より慎重にチェックすることで、死に限りなく近づいている状態であることを確認する必要性を主張した。確かに、移植を目的とした臓器は「新鮮」でなくてはならず、いくら限りなく死に近づいていても、臓器摘出可能な身体は死んではならず生きていなくてはならないのである。光石は、そのことを承知して、その分、いよいよ「本人意思の尊重」を強調して、違法性阻却論に立っている⁽⁴⁾。

この論理は、生き合っている「脳死」者と移植適用患者を序列化していて、前者を「生きるに値しない生命」、後者を「生きるに値する生命」と優生思想的に決めることを当然視する考えを前提するほかない。このような違法性阻却論を一旦認めてしまうと、「意識、記憶、思考、感情、感覚」などの大脳諸機能が停止ないし減弱している者から順番に、(尊厳死・安楽死などの形で)倫理的、合法的に死なされて(殺されて)いくことになる。まずは、「脳死」者を殺してはならないのである。

三案は相互補強的である

かくて、金田案には、慎重だが、臓器と組織の多様で積極的な使用をめざしている様子がうかがえるが、とすると、金田案は、河野・福島案、斉藤案よりも、包括的で大掛かりな「改正」を目指していることになる。もとより、金田案は、河野・福島案、斉藤案と矛盾するものではない。振り返ると、臓器およ

び組織の摘出と移植について、河野・福島案がもっとも大胆に提案し、斉藤案が「死の自己決定権」論を意識しながら、その軌道を修正し、金田案が、より慎重な路線を取りながらも、かえって将来展望を指し示してリードしている。

現行法と「改正」案を批判する

以上のように、現行法と「改正」三案を読みながら、私は、改めて、幾つかの問いを設定せざるをえなくなっている。まず、現行法の下で要請されている脳死・臓器移植の仕組みを確認するが、Aさんは、健康・健常時にあらかじめ、想定される「脳死」状態での(「死の自己決定権」行使としての)臓器提供の約束をする。すると、「脳死」状態を疑われる事態において、この約束と「家族の同意」に基づいて、確定のための脳死判定が行なわれ、そして臓器摘出が行なわれる。この臓器は、適合すると判定された、(Aさんにとっては)匿名の患者Bさん、Cさん・・・に移植される。なお、移植対象の選択、決定にあたっては、公平性と無償性が担保されていないとはならない。

以下では、この仕組みを意識しながら、改めて、「脳死≠ひとの死」であっても、なぜ「脳死・臓器移植」は成立しうなのか、なぜ「脳死＝ひとの死」としうのか、「死の自己決定権」とは何か、「臓器提供＝生命の贈り物」はなぜ成り立つのか、臓器提供を要請される側と移植を待望する側はどんな関係か、などを考える。

「脳死＝ひとの死」と確定したがっている

さて、くり返すが、脳死の公式の判定基準(竹内基準)は深昏迷、瞳孔の散大・固定、脳幹反射の消失、平坦脳波、これらの6時間の持続といった五項目だが、これだけでは、「脳死」を定義する条件に過ぎず、この状態を以って「ひとの死」とであるとするには飛躍がある。つまり、この状態を「ひとの死」とであると確定するためには、世俗的・常識的に言って、少なくとも、この状態が「身体の有機的統合性の不可逆的消失」であると言えなくてはならない⁽⁵⁾。

(5) 私は、「ひとの死」の定義、観念が時代、社会、文化によって多様であることを承知しながらも、あえて「世

(4) 光石忠敬「『脳死』と判定された病人は死んだ人間ではなく、臓器の摘出・移植に関する本人の自己決定は軽視できない～臓器移植法『改正』問題を考える」『年報医事法学』20号(05.8.10) pp.64-71(「11.26 市民シンポ」配布資料)

「脳死」と判定されても、その者には、人工呼吸器の装着、水分・栄養分の補給などの延命措置によって補助されることで、呼吸と血流が認められて、肌のぬくもりがある。それこそ、深く眠っているかのごとき状態なのである。いや、どうしても生きている者の動きとしか思われぬ「ラザロ徴候」⁽⁶⁾も認められる。また、身体の内環境の恒常性の維持、怪我の自然治癒、免疫拒絶反応、感染時の発熱反応、老廃物の解毒や排泄や再利用、妊娠の持続などが認められることがある。とすると、これらは、大脳、小脳、脳幹など全脳の働きが停止していても、有機的統合性の下に進行している生命活動であると言わざるを得ない。

「脳死＝ひとの死」とする立場に固執する者は、このような活動は、「まもなく」不可逆的に停止すると主張する。「脳」は、有機的統合性をもった生命活動（ひとの生）を支配し統御している最重要器官だからであると。しかし、私たちは、「脳死」状態のま

俗的・常識的」な定義に限定して、「ひとの死」を「身体の有機的統合性の不可逆的消失」としたが、例えば、宗教的理由から「脳死＝ひとの死」論を認めない場合があるけれども、ひとびとが根深く伝承してきた「ひとの死」をめぐる諸観念も尊重されなくてはならないと考えている。さらに、「有機的統合性」が強調されるときに押さえておかななくてはならないことがある。まず、私たちは、この統合性は「脳（特に大脳）」によって統御され維持されるという従来の観念から自由でなくてはならない。心身の全体性の土台・場としての「身体」と限定したことの原因がここにある。もうひとつのことだが、「有機的統合性」の観念、イメージを「調和、円満、健常」などとして描きがちだが、とすると、そこからの逸脱状態が「生きるに値する・値しない生命」といった QOL 論の渦中に投込まれる危険がある。それゆえ、「脳（特に大脳）」機能が関わろうと関わらなかつと、生体のいくつもの活動が有機的、相互関連的に結び合っており続けている状態として、「生きている」ことの基本的ありようを描き続ける必要がある。

(6) 「ラザロ徴候」は、80 年代半ばに、アメリカで報告された、「脳死」者が胸の上で手を合わせて祈るかのごとき、自発的な身体運動のことを指すのだが、このことは日本でも報告されている。小松美彦『脳死・臓器移植の本当の話』PHP 新書 2004 年 pp.74～141 参照。

ま、数時間から十数年にわたって、上述の諸活動をしている者たちの報告を聞くに及んでいる。つまり、身体の有機的統合性は、いろいろな器官や組織の相互連関によって生み出される全体性なのであって、「脳」もその一部で、支配、統御の場になる場合もあるし、ない場合もある。例えば、体温の維持にあたって、その中枢は、脳の視床下部にあるとされてきたが、しかし、体温そのものを生み出しているのは全身の細胞のエネルギー代謝活動そのものなので、視床下部は、体温を調整しているに過ぎないのである⁽⁷⁾。

こうしてみると、確かに、「脳死」者は「思考、記憶、意識、感情、感覚」といった大脳が関与することまでは機能していないと言ってよいのかもしれないが、その他の諸生体反応については、有機的な統合状態になるので、その限りで生きていると言わざるをえないとすると、「脳死＝全脳死＝ひとの死」論は「脳死＝大脳死＝ひとの死」論を隠蔽しながら、実際は、後者に限りなく傾斜していると疑ってみる必要がある。そう言えば、脳死判定基準は、（大脳死を示唆する）「深昏迷」で始まって「平坦脳波」で終わっていて、少なくとも「大脳死」の確認だけは出来るようになっている。また、医療側のみならず普段の人びとも、「脳死」を思考、記憶、意識、感情、感覚がなくなつて、遂に戻らないという状態であると想い描きがちである。人びとは、第三者の立場にいる限り、このような状態を「死んだも同然」と思いがちだろうし、ましてや、判定基準をクリアしたとなれば、「ひとの死」

(7) 私は、90 年代初、「脳死・臓器移植」問題を考え出した頃、「脳死」者について、「まもなく死ぬが、いまなお生きている」状態であるとの定義を聞いて、納得した。「いま、ここでは、生きている」のだと。しかし、最近になるにつれて、「まもなく」どころではなく、結局、21 年間も生きた「脳死」者がいるとの報告がなされるようになった。『思想 特集-メタ・バイオエシックス』(2005 年 9 月号)には、そのことに関わる A. シューモンの臨床的報告に着目し、小松美彦の『「有機的統合性」概念の戦略的導入とその破綻～脳死問題の歴史的・メタ科学的検討』、M. ポッツの「全脳死への鎮魂歌」などがある。

また、小松は、上記論文で、ひとの死を「身体の有機的統合性の不可逆的消失」と定義した場合、「脳死」者はこの状態にあるとは言えない、生きている、ということ論証している。

と納得してしまいがちなかもしれない。

こうして、私たちは、このような事態に「社会的合意」を与えがちなのだが、とすると、河野・福島案に代表される「脳死＝ひとの死」論を直ちに承認することになる。さらに言うと、この「脳死＝大脳死＝ひとの死」論では、遷延性意識障害(植物状態)、無脳症、重度痴呆症、重度知的障害なども「脳死」に準ずる扱いとなってしまう危険性がある。くり返すが、まずは、『「脳死」者も生きている、大義(「生命の贈り物」論)を立てて死なして(殺して)はならない』と言い続けなくてはならない⁽⁸⁾。

ところで、私は、『「脳死」者は生きている、その者を早々と殺してはならない』と強調しすぎているような気がしてならない。これでは「本当に死んでいればよいのか」という問いが残るのである。要は「新鮮な臓器」が取ればよいのだから、その条件を満たせば、「心臓死」でも問題がないことになる。事実、アメリカでは、「心臓死(non-heart beating cadaver、直訳すれば、鼓動を打たなくなった身体)」からの臓器移植が実施されている⁽⁹⁾。

(8) 河野・福島案の一方の提案者、衆議院議員、福島豊は、「11.26 市民シンポ」主催者側の質問書に答えて、次のように回答を寄せている。「最近の脳科学により、人の意識の統合性、認識作用や感情作用の発現は脳神経の機能を通して発現するものであることが明らかである。またこうした高次の脳機能は生まれた時から直ちに備わるのではなく、遺伝子により規定された構造を基礎として生後も続く脳の発達により構成されてくることが明らかである。人の存在の統一性が無意識も含め幅広い意味でこうした脳の機能により維持されていることを考えれば、脳死＝人の死と考えることは妥当である」。

福島は、明らかに「脳死＝大脳死＝ひとの死」を主張しているのだが、反対に「ひとの生」は、高次の脳機能によって規定されていて、遺伝子によって基礎づけられ、脳の発達によって次第に成立してくると説明している。このことによって、本文で述べた諸事態に先んじて、受精卵・胎児診断に基づく潜在的(知的)障害者の排除も科学的・倫理的に成立してしまうのである。福島の「脳死＝人の死」説を支える論理は、進化論的発達論にも、人びとの近代知性のなかにも既に認められていることをこそ自覚しなくてはならない。

(9) 注 3 で紹介した拙著(pp.236～246)で、秋葉聰

ここでの問題は、生体であれ、死体であれ「生命の資源化」ということをどのように考えるか、ということではないか。難問だが、解かなくてはならない。

「死の自己決定権」は状況的・欺瞞的装置

私は以前から主張していたことだが、「改正」の動きに直面しながら、「死の自己決定権」は、脳死・臓器移植をつつがなく実行する都合のよい装置であるといよいよ思っなくてはならない。河野・福島案に至っては、これを限りなく軽視しているし、斉藤案は、臓器摘出可能範囲を広げるために、この権利の所有者を15歳以上から12歳以上へとそれこそ適当に切り下げている。

そもそも、「死の自己決定権」は、「社会的合意」を得ながら、つつがなく移植医療を政策化して合理的に推進していくためには、必須な装置なのであったが、それだけに、移植医療を推進しようとする側にとって、その解釈や扱いは厄介なものになる。「臓器不足」の現状は、この権利行使の怠惰、乱用のゆえであると喧伝しながら、町野朔のように、臓器提供という「善意」は内在的に「自己決定」されているという「性善説」を振りまいたり⁽¹⁰⁾、河野・福島案のように、その権利を矮小化してしまおうとしたりする傾向が認められるのは、そのためである。

は、アメリカで「鼓動を打たなくなった身体」からの臓器移植が新たに着目され、実施されだしている様子を語っている。

(10) 町野朔は、2000年に、厚生省(当時)の委託を受けて、チームを組み、「臓器移植法の法的事項に関する研究」を発表しているが、以後も、今日の「改正」案に至る先鞭的発言をしてきた。なお、「死の自己決定権」を放棄しない近代主義者で、この点では、河野・福島案とは異なっている。つまり、人間はだれでも、本来的に臓器提供を意思する善意に規定された存在なので、「生者の自己決定権から死者の自己決定権へ」が成立するのだと提言している。「本人意思の尊重」の原則に立つ現行法は、推進側にとって「移植禁止法」と言われるほどに不評だが、町野の提言は、この原則に立ちつつ、「移植推進法」にするためのご都合主義的論理であると言わざるをえない。このことの私の批判は、拙著(注3)pp.260～281参照。

したがって、「改正」側にしても、今後とも、現行法における「本人意思の尊重」の原則をむげに無視するわけにはいかなければと思われる。河野・福島案にしても、「遺族の承諾」という儀式を介して、「本人意思の付度ないしは代行」をしようとしているとも解せる。

「改正」案が、普段の人びとの「社会的合意」を得るためには、「本人意思の尊重」の原則を消し去るわけにはいかなければとの政治的計算ぐらひは出来てはいるはずである。なにせ、「死の自己決定権」は「生の自己決定権」とセットにして、国民の基本的人權の軸に置こうとする考えも根強くあるぐらひだし、今日流行の「自己決定・自己責任」を強調する新自由主義的国家統治の一側面であることも考えないわけにはいかなければ。

私は、「決定」や「責任」を個人に還元しながら、政治支配をつつがなく推し進めようとする、このようなネオ・リベラリズムの身勝手さに批判的だが、同時に、状況、社会、人間関係、そして個々人の心身の状態、生き方、思想のあり様などの連鎖的・流動的なダイナミズムの中に生起する、私たちの諸事件、諸問題を解く際、「個人が決定し責任をとる」など、もともと不可能なことだし、それができた、できると信じるのは錯覚であり、幻想であると考えている⁽¹¹⁾。

さらに言えば、そもそも、この権利はすべての者に保障されているのではない。「脳死・臓器移植」における「脳死」者や、アメリカなどでは「尊厳死」における「植物状態」の者や老人性痴呆状態の者に限って認められてきたし、認められようとしている⁽¹²⁾。つまり、「まもなく死ぬ」かどうかは第二義的条件で、それよりも「もはや生きるに値しない」「それぐらいならば、他人、社会のために役に立って死んだらよい」と社会的に認知された者たちに認められ

る(「死の義務」と表裏になった)権利なのである。

こうして、この権利は、このような状況の中で強調されてきた、(特に 90 年代以降の)社会的・状況的装置でしかありえないのだ。つまり、このような状況のないところでは、「死の自己決定権」などといった怪しげな装置は不要なのである。

「臓器提供＝生命の贈り物」論は社会・産業への貢献

さて、「脳死」者からの臓器提供は「生命の贈り物」で、無私、無償の「愛の行為」であると称揚されてきた。その前提に正当化されて、脳死・臓器移植が合法化されるのだが、この事態が進行するほどに、「新鮮な臓器」の不足が顕著になってくる。その障壁を突破する言説として「生命の贈り物」論が逆転して強調されてきた。

このことと関わって、もうひとつ、自覚しなくてはならないことがある。つまり、脳死・臓器移植は、移植する、される関係の医療的適合性を確認しながら、無償で、公平に、そして匿名的に実行される社会的、制度的行為であって、決して「私とあなた」という対面的、情愛的関係において行なわれる事態ではないということである。その意味で、既に論じたが、河野・福島案が提案している「親族への優先提供」は、近代法の精神に反すると批判されることになる。

こうして、「生命の贈り物」論は理念的に言えば「人類愛的ヒューマニズム」の表現になるし、プラグマティックには、上記の社会的使命、要請を実行する社会的制度、組織への貢献ということになる。

すなわち、「脳死」下の臓器を他者、社会に提供する行為は「生命の贈り物」として意味づけられ、その実際の扱いは、社会側(この場合、直接的には医学・医療側)の統御、調整の手にゆだねられるのだが、その一環が臓器移植である。事態はそのことに限らない。金田案が既に示唆しているが、臓器、組織の研究用材料としての活用など、多様に展開していく生命の資源化、産業化へと歯止めをなくしていく可能性は幾らでもある。いや、そのことは既に始まっている。

こう考えると、「生命の贈り物」論は、「商品化」に歯止めを掛けつつ「生命の資源化、リサイクル

(11) 著者は、脳死・臓器移植問題を解く二つの切り口は、優生思想とそれを現代化・倫理化する死の自己決定権にあると考えてきたが、特に、後者については、拙著(注3)「第三部『死の自己決定権』と『尊厳死』を考える」(pp.259～364)参照。

(12) アメリカの場合、障害者自身の「死ぬ権利」が認められた判例があるが、私の取材した 90 年代末まででは、老人性痴呆者の「死ぬ権利」の主張は敗訴している。拙著(注3)pp.216～258 参照。

化」を推進するキャンペーン用言説であることがわかる。いうまでもなく、この文脈の中で、「生命の商品化」は闇の中で進行し、遅かれ早かれ、公然化していく⁽¹³⁾。

一方、「生命の贈り物」論は、その「人類愛」性を標榜する分、「脳死」とされる者とその家族に英断を迫ることができそうである。しかし、その結果、本人と家族は、臓器摘出の結果、名実ともに「抜け殻」とされてしまうし、その社会的使命を終えたとき、匿名性を守るなどの名目で、社会的に置き去りにされる運命を背負わされることになる。こう想像することは、切なく悲しい。しかし、どう考えても避けられない現実である。

臓器提供を要請される側と移植を待望する側の「義務・権利」関係

臓器移植を待っている患者は、「それ以外では助からない」と診断される中で、他人の臓器提供を待たされ続けている存在である。一方、それ以外の多くの人びとは、「生命の贈り物」と意味づけられた臓器提供の予備群として位置づけられている。

前者は、移植という医療を受ける権利を所有するとされて、自分たちのニードを社会化している。つまり、このようなニードは、国家の承認を受け、社会的カテゴリーとして、多くの人々の前に突き出されていることになる。

「改正」の方向は、この社会化されたニードにいいよ応えようとしている。この方向は、多くの人々に対して、もう少しで、臓器提供の意思表示を義務づけんばかりの勢いである。つまり、「臓器不足」がキャンペーンされ、「愛の行為」としてのドナーカードの携帯が要請される。さらに、臓器提供は「普遍的善」なので、「死の自己決定権」は極力矮小化しようとしても心が痛まないし、「遺族の承諾」という本人意思の付度や代行やで済まそうとしている。それにしても、その分、「遺族の承諾」という行為が「遺族」側にいいよ重くのしかかってくる。気の毒である。

(13) 「生命の商品化」については、栗屋剛『人体部品ビジネス』講談社選書メチエ 1999 年、瀧井宏臣『人体ビジネス～臓器製造・新薬開発の近未来』岩波書店 2005 年など、参照。

そして、「脳死」と疑われだした段階から、本人とその家族は、臓器提供者側として要請され急がされる定めになる。なにせ、「臓器不足」だし「新鮮な臓器」が必要だからである。臓器提供という一見自発的な「善意」の行為は、移植を待つ側の前で、彼らの医療を受ける権利を満たす行為対象として意味づけなおされていくので、「提供の義務」となる可能性をあらかじめ抱えさせられているのである。

こうして成立していく、「死なす」医療と「生かす」医療の組み合わせは、それを倫理化し合法化しようとするほど、「権利と義務」関係を介して、人々の間を決定的に分断していく。

「死なして、生かす」関係を問い直す

私は、「脳死・臓器移植」問題を「脳死」者とされた側から考えてきた。リシピエントの側から考えていないとの批判を受けるのかもしれない。しかし、この問題を考える順番を忘れてはならない。まずは「脳死」者は生きているのか、死んでいるのかと。

先に、私は、「脳死＝全脳死＝ひとの死」という法的図式に「大脳死＝ひとの死」論が隠されていることを指摘し、とすれば、人間が生きている条件を「意識、思考、記憶、感情、感覚」に限定していると、優生思想的な文脈から批判したが、この文脈の反省に立つとき、「脳死」者も生きている、死なして(殺して)はならないと言わなくてはならない。とすると、ドナーとリシピエントの関係は、生きている者同士の関係となる。つまり、両者は、「死なして、生かす」関係になっているのだが、これはやはりあってはならないことである。

そもそも、脳死・臓器移植は、古来とりわけ権力者たちが求めてきた「不老不死」「永遠の命」への希求と同じものなのだと思てならない。医療とはそもそも全てそういうものかもしれないが、古くなった臓器を取り替えながら永久に若々しさを保とうとする強欲には、弱者を餌食とする意地汚さがあるのではないか。その意味では、このような神話的な世界の希求を超越していくということこそが、生まれて病み老いて死ぬという人間存在の自覚的な課題でなくてはならないと考える。

「臓器不足」は必然である

横道にそれるが、「臓器不足」は、もともと、医療側によって「移植以外では助からない」と診断されつつ、ひたすら待機させられる移植適用患者の増大と、交通事故や犯罪（例えば、頭部への銃撃）、そして脳梗塞など脳疾患によって生み出される「脳死」患者の限られた人数とのギャップに基づくのであって、このギャップは埋められるはずがない。交通事故や犯罪は少ないに越したことはないし、日本においても、幸いなことに交通事故は減っているし、「脳死」状態を導くような犯罪件数はひどく限られている⁽¹⁴⁾。

(14) 2006 年 1 月末日現在、日本臓器移植ネットワークに登録されている臓器移植希望者は、心臓 82 名、肺 118 名、肝臓 106 名、腎臓 12,202 名、膵臓 140 名とのことである。実際の「脳死」者数を示している統計は見当たらないが、死亡者中の 0.5% 以下と言われているので（『生命倫理事典』太陽出版 2002 年）、これで推定すれば、2005 年総死亡者 107.7 万人の内、50,000 人程度以下と思われる。また、交通事故による死亡数は 92 年では 1,1451 人だが、05 年は 6,871 人で、ここからの「脳死」者人数は減っていくことになる。ところで、ドナーカードの配布枚数は知ることができるとしても、それを携帯している実際の人数は登録制でないのわからないが、臓器移植法施行時（1997 年 10 月）から 2005 年 9 月までの間でみると、脳死状態とみなされた者のうち、ドナーカード携帯で臓器移植ネットワークに通報された数は 1,001 件、うち脳死下の臓器提供に同意していた者が 626 件、実施件数は約 40 件である。仮に、現在の心臓移植希望の 81 件を一年以内に満たすためには、上記の比率（40/626）のままで概算して、今年（2006 年）中に、1,000 件をはるかに越える、脳死下の臓器提供に同意している者がネットワークに通報されなくてはならないことになる。8 年間で 626 件だったとすれば、この数字は、従来のカード携帯率をはるかに越えなくてはならないし、カードの携帯を前提とするわけにはいかなくなる。「脳死」者の頻発を期待しながら、「脳死」判定が容易に行われる危険性がいよいよ高まり、しかるべき「脳死」者を作り出そうと急ぐことになる。こうして、寄ってたかって群がるハーベスト（臓器狩り）の風景が進行するほかなくなる。

「臓器不足」は、ドナーカードが本格的に普及しないため、つまり「愛の行為」や「菩薩行」をめざそうとする「有徳な」者が少ないためではないことに気づいておかなくてはならない。

最近の 41 例目の男性患者は、6 年間、待機させられたと報じているが、この記事は、「したがって『改正』を」というキャンペー記事になっている⁽¹¹⁾。しかし、それに先んじて気づいておかなくてはならないことがある。この男性も又、医療側によって「脳死移植適当」と診断され伝達されることで、そのような患者として扱われていくし自覚させられてきたのだと。

私には、他人の「脳死（不幸!）」を待ち焦がれて、長時間にわたって「待ちわびる時間」に縮減された、閉じられた過酷な時間・空間の中に生かされる当該患者の人生を想像してならない⁽¹⁵⁾。

「救命・延命の徹底」の提言

そのうえで、私たちは、医療関係者もそうでない者も、「脳死」者に対しては、救命と延命という「生かす医療の徹底」という医療の本道に戻らなくてはならない⁽¹⁶⁾。小松美彦は、心臓移植で待機日数が 9 ヶ月を越えると、移植をしない方が 1 年生存率が高くなるという報告を紹介しているが⁽¹⁷⁾、言うまでもなく、移植しないで、〈いま、ここ〉の最善の治療が行われていたからである。上述の男性にそつても、6 年間生き続けられた医療の有様など、暮らし方はどんなものであったかこそを明らかにする必要がある。移植を求めさせられている患者に対しては、「臓器提供を待ちわびる残酷な時間」から解放して、〈いま、この〉最善の医療を探り続けるべきなのである。ひとはだれも生き続けなくてはならないし、やむをえない諸事情の中で、遅かれ早かれ死ななくてはならない。つまり、くり返すが、いかなる事情があろうとも、死なすこと、殺すことは、もつとも避けなくてはならないことであり、

(15) この辺りの思索については、田中智彦「『命のリレー』の果てに」『思想』2005.9 pp.135-153 に大いに示唆された。

(16) 救命・延命の徹底については、拙著（注 3）「救命医療と移植医療のはざま『脳低温医療』を考える」（pp.104～124）参照。

(17) 既述「11.26 市民シンポジウム」での配布資料。

それこそが〈反優生・共生の道筋〉なのである。

(2006/02/17 しのはら・むつはる 和光大学人間関係学部)

追記

本拙論作成過程で、林延哉さんの重ねての批評を受けた。さらに、注(14)に関わる資料作成に当たって、林さんの協力を頂いた。ここに、記して、感謝の気持ちを表わしたい。

編集後記

14 巻 1 号の編集作業もそろそろ終盤である。秋葉さんに英文目次の校閲をお願いしてあるが、先刻、催促の電話をした。明日にでも着くようだ。いま、広告依頼のための手紙を投函してきた。こちらのほうは、印刷会社アルマウオックに、四月上旬には着くようにお願いしてある。そんなわけで、版下作成中の平井さんより、一足お先に、編集後記を書く気になった。

今回は、広告について書くが、ぼくは、八年ぶりに、編集担当を引き受けて、すっかり広告依頼の仕方を忘れていた。今回は、加藤彰彦さんのご縁で幾つかの出版社にお願いした。まず、加藤さんに電話を入れておいてもらい、編集担当のぼくが、電話をしたり、手紙を送ったりしてお願いするのだが、広告版下は、メールに添付して、印刷所に届けてほしいと。実は、前号に頂いた洋泉社の広告がどうしてもきれいに不出ず、ご迷惑を掛けた。これは、プリントして紙媒体にしまったためのもので、今度は、アルマウオックへ、パソコン経由で直接送り、そのまま写真にしてもらうことにした。本号に、お詫びも兼ねて、再掲した。

広告は、雑誌のメッセージの一部でありたいと願っている。会員、運営委員、編集部が、読者に読んでほしいと思う本の広告がズラッと並べば素晴らしいといつも思っている。ところが、広告依頼まで手が回らない内に、発行予定日が迫ってくる事態になってしまうことがしばしばなのだ。

広告料は、半ページ、5 千円、一ページ、1 万円だが、読者の皆さんにも、ご利用下さればと思うが、前号には、運営委員、佐々木賢さんのおつれあい、赫子さんが書かれた『児童文学に見る平和の風景』(てらいんく)の広告を頂いて、こちらでレイアウトさせていただいた。編者の欲を言うと、「映画や本で考える」欄に、皆さんが読んでほしい本の紹介を届けていただければと願っている。もちろん、こちらの掲載料は無料、宣伝効果はもつとあるかも、、、というわけで、なかなかお得ですよ(?)。

(篠原 2006/03/24)

今号はいつになくゆつくりと編集作業ができました。と言うのも、前号からほとんど時間がたっていないので、追い込み気分です。今号の版下作成を行えたのが大きな理由です。しかし、あまりに時間が余りすぎたので、自分の気持ちの中ではとても間延びしてしまった感じです。

今号もレイアウトを少し変えました。下の方の線を取り、ページ数の表示を真ん中に持って行き、斜体にしました。前号よりの脚注をより見やすくするための変更です。

InDesign というソフトでこの雑誌の版下を作成しているのですが、もっと使いこなせるようになってきたら、大幅なレイアウトの変更を行いたいなーと密かに思ってます。

(平井)

社会臨床雑誌 第 14 巻第 1 号

◆発行年月日◆

2006 年 4 月 22 日

◆発行者◆

日本社会臨床学会 (代表 三輪寿二)

事務局	茨城県水戸市文京 2-1-1 茨城大学教育学部情報教育講座林研究室
電子メール	shakai_rinsho@yahoo.co.jp
WWW	http://www.geocities.jp/shakai_rinsho/
電話/FAX	TEL/029-228-8314 FAX/029-228-8314
郵便振替	00170-9-707357
年会費	6000 円

◆印刷所◆

有限会社アルマウオック

東京都千代田区猿樂町 2-5-1 電話: 03-3296-7811

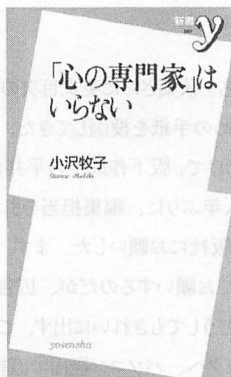


自閉症裁判

レッサーバンダ帽男の「罪と罰」

自閉症裁判のリーディングケースとして位置づけられる浅草女子短大生（レッサーバンダ帽）殺人事件は、なぜ単なる「凶悪な通り魔」殺人事件として処理されてしまったのか？ 四年に及ぶ徹底取材を経て、司法・教育・福祉・司法精神医学が問わずにきた問題に迫る。各紙絶賛。

●定価：2310円（税込）



「心の専門家」はいらない

「心のケア」「心の教育」……ここ数年、こんな言葉が蔓延している。あらゆることを個人の内面にしてしまう心理至上主義のうさんくささ、専門家に依存し逃避することへの警鐘を鳴らす！

●定価：735円（税込）

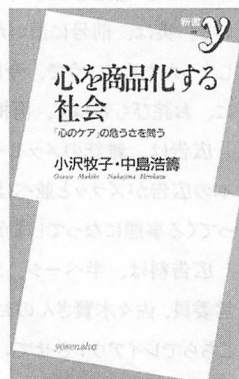
心を商品化する社会

「心のケア」の危うさを問う

小沢牧子・中島浩籌

何事にも自己解決が迫られ、それゆえに専門家依存が進むなかで、「心」さえモノとして商品化されている。こうした河合隼雄に代表される安易な心理主義の欺瞞を根底から撃つ。

●定価：777円（税込）



株式会社洋泉社 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-8 Tel 03-5259-0251

HIHYOSHA

メンタルヘルス・ライブラリー 15 「障害者自立支援法」時代を 生き抜くために

この国の将来にわたる精神科医療・保健・福祉政策の「改革」路線を様々な視点から徹底検証し、激変する情勢への対応策を明示する。巻末に資料として「障害者自立支援法要綱」を収録。
岡崎伸郎・十岩尾俊一郎 編
A5判／1900円

メンタルヘルス・ライブラリー 14
自閉症スペクトラム
浅草事件の検証・自閉症と裁判
高岡健十岡村達也 編
A5判／2000円

メンタルヘルス・ライブラリー 13
統合失調症の快復
「癒し」の場から
浅野弘毅 著
A5判／2000円

精神医療41号
特集 動き出した「医療観察法」を
検証する
岡崎伸郎・高木俊介 責任編集
B5判／1700円

をなす！
孤立的な「七歳」論
高岡健 編
四六判／1800円

「差別と人間」を考える
解放教育論入門
八木晃介 著
四六判／2000円

教育格差と階層化
SMRMS「教育改革」を超えて⑥
自己教育する身体をとりもどそう
「教育改革」研究会 編
A5判／1800円

批評社 〒113-0033 東京都文京区本郷1-28-36

Tel.03(3813)6344 Fax.03(3813)8990

E-mail book@hihyosya.co.jp

定価
税別

山下恒男 著

3200円＋税

増補新装版

差別の心的世界

私たちの心に潜在する差別は、どこから生まれてくるのか。実生活にある差別、小説・芝居等の差別表現、ネット上の差別情報、それらは私たちの「差別する心」にどんな影響を与えるのか。多様化する差別と、「人権」という言葉についても考察する。

共同作業所・ピアセンターあかり 編

1800円＋税

見えない世界の物語

——ピアで語る心の病

病とのつき合い方、生き様を、同じ心の病をもつ人がインタビュ。

山下恒男 著

6800円＋税

日本人の「心」と心理学の問題

「心」の問題を、研究する側だけでなく、「消費」する側からも考察。

田中耕一郎 著

3200円＋税

障害者運動と価値形成

——日英の比較から

障害者運動は健全者文化に何をもちたらしめたのか。障害学の基本文献。

井上芳保 編著

3000円＋税

「心のケア」を再考する

カウンセリングのうさんくさを、各分野の実践、研究者が報告。

野本三吉 著

3800円＋税

子ども観の戦後史

戦後の書籍を分析し、日本人の「児童観」の変化と子ども観を探究。

障害者・保育・教育の総合誌

1200円＋税

季刊 福祉労働110号

編集長 石毛鏡子

特集 能力差別と分離が進む「新しい時代の義務教育」

おきなわ福祉の旅

それぞれの現場・地域の出会いの中で

加藤 彰彦 著

子供、少年事件、里親制度、福祉オンブズマン導入、平和、独

居老人、高齢社会、世代継承、

子育て、養護施設、母子世帯、

ホームレス、児童相談所

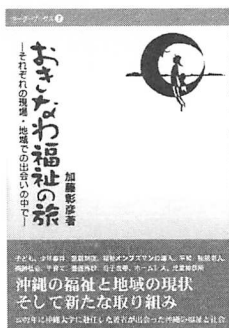
沖縄から考える福祉、

沖縄ならではの現状や問題

見直される相互扶助の精神文化

●四六判・122頁・定価1050円

●四六判・122頁・定価1050円



死を想い 生を紡ぐ

「沖縄の死生観」論考とインタビュー

太田 有紀 著

死を内在化させる文化、祭り・芸能の力、死と癒し、憧れの地に住む事を問い直す。 ●四六判・260頁・定価1680円

〈女性記者〉の眼

やわらかな社会に向けて

山城 紀子 著

女性問題、子供や老人、障害者問題、医療や福祉の問題を考える新聞コラム集。 ●四六判・200頁・定価1575円

こころの誕生

マイナス一歳から思春期までの心的発生論

北島 正 著

心が生まれ育つ過程について多くのヒントをくれる子供の成長をめぐる論。 ●四六判・320頁・定価2100円

『社会臨床雑誌』・『社会臨床ニュース』への投稿のお願い

日本社会臨床学会運営委員会

- (1) 日本社会臨床学会は、学会機関誌『社会臨床雑誌』を、各年度三回発行します。学会機関紙『社会臨床ニュース』を、必要に応じて随時発行します。
- (2) 会員は、学会機関誌・紙への投稿は、いつでもできます。その内容は、研究、実践に関するもの、誌・紙上討論などですが、論文、エッセイなど、形式は問いません。〈この場所から〉欄は、研究や臨床の仕事、社会での諸活動、日々の暮らしからの報告を掲載するところです。また〈映画や本で考える〉欄も設けていますので、ご活用ください。
- (3) 原稿字数は、12,000字(400字×30枚)程度をめどとしてください。〈この場所から〉欄、〈映画や本で考える〉欄は、2,000字～4,000字(400字×5～10枚)をめどとします。なお、これらのめどを越える場合、縮小ないし分載をお願いすることがあります。
- (4) 投稿原稿の採否については、運営委員会が決定します。
- (5) 掲載させていただいた方には、掲載誌・紙を5部進呈します。それを越えて希望される場合、学会事務局にお申し出下さい。なお、抜き刷りを希望される場合、実費負担(郵送費を含む)となります。
- (6) 原稿を、パソコン、ワープロなど電子機器を使用して執筆される場合、印刷された原稿とともに、入力した原稿データ(電子メール、フロッピーディスク、CD-Rなどで)をお届けください。
- (7) 原稿は原則として返却しません。
- (8) 抜き刷りを希望される方は学会事務局までお申し出下さい。

その他、投稿上のお問い合わせは学会事務局をお願いします。

会費／購読会費について

日本社会臨床学会の運営は、会員／購読会員の会費／購読会費によって行われています。

会計年度は、四月より翌年三月までを一年とし、年会費は、会員、購読会員とも 6000円です。翌年度分を、現年度中に納入いただくことになっています。

会員／購読会員の皆様には、『社会臨床雑誌』・『社会臨床ニュース』を郵送でお送りしていますが、その際に、封筒に貼付してある送り先の住所ラベルの右下隅の数字が、現在納入いただいている会費の最終年度を示しています。

例えば、「1-[2005]」となっていた場合、2005年度分まで納入済、「1-[2006]」ならば2006年度分まで納入済ということになります。もしも「1-[]」となっていた場合、「一度も会費を払っていない」ということになります。

ちなみに、年度の数字の前の「1」は「会員、または購読会員」を示しています。

会費は、何年度分の会費かを記入の上、「郵便振替 00170-9-707357 日本社会臨床学会」に納入下さい。

THE SHAKAI RINSHO REVIEW

The Japan Shakai Rinsho Association

Editorial and Publication Office :

c/o N. Hayashi, Department of Info-Education, Faculty of Education, Ibaraki University,
2-1-1, Bunkyo, Mito-Shi, Ibaraki-Ken, 310-8512, JAPAN

CONTENTS

Prologue _____ The Editorial Committee, The Association _____ (1)

“Articles”

A Report from Okinawa: A Journey Into the Asian World _____ Kato, A. _____ (3)

A Thought on Special Support Education _____ Shibata, H. _____ (8)

A Discourse on “Autism”: Linear Time or Zigzag Time? _____ Inose, K. _____ (14)

Privatization in the Public School Education _____ Sasaki, K. _____ (20)

What is “Mind” in Today’s Educational Policy? _____ Ozawa, M. _____ (30)

A Discourse on “Self-Actualization” _____ Nakajima, H. _____ (38)

A Critical Perspective on Licensing of Clinical Psychologist (2) _____ Miwa, S. _____ (48)

A Critical Scrutiny on the Proposed Amendments to the Organ Plant Law
_____ Shinohara, M. _____ (58)

Announcement: the 14th Convention of the Japan Shakai Rinsho Association _____ (ii)

The Editors' Comment _____ (69)

The Japanese term *Shakai Rinsho* literally means clinical work on society. However, the meaning is still vaguely defined by our association and we refrain from giving it a precise English equivalent at this time.